本資料のうち、枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉

重大事故等対処設備について

平成29年2月 東京電力ホールディングス株式会社

- 1. 重大事故等対処設備
- 1.1 重大事故等対処設備の設備分類
- 2. 基本設計の方針
 - 2.1 耐震性・耐津波性
 - 2.1.1 発電用原子炉施設の位置
 - 2.1.2 耐震設計の基本方針
 - 2.1.3 耐津波設計の基本方針
 - 2.2 火災による損傷の防止
 - 2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針
 - 2.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等
 - 2.3.2 容量等
 - 2.3.3 環境条件等
 - 2.3.4 操作性及び試験・検査性
- 3. 個別設備の設計方針
 - 3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
 - 3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
 - 3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
 - 3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
 - 3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
 - 3.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備
 - 3.7 原子炉格納容器内の過圧破損を防止するための設備
 - 3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
 - 3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
 - 3.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
 - 3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
 - 3.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
 - 3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
 - 3.14 電源設備
 - 3.15 計装設備
 - 3.16 原子炉制御室
 - 3.17 監視測定設備
 - 3.18 緊急時対策所
 - 3.19 通信連絡を行うために必要な設備
 - 3.20 原子炉本体
 - 3.21 原子炉格納施設
 - 3.22 燃料貯蔵施設
 - 3.23 非常用取水設備

- <u>別添資料 1 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(格納容器圧力逃がし</u> <u>装置について)</u>
- 別添資料 2 復水補給水系を用いた代替循環冷却の成立性について
- 別添資料 3 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備について

下線部:今回ご提出資料

3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 【47条】

【設置許可基準規則】

(原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備) 第四十七条 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態 であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した 場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、 発電用原子炉を冷却するために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第47条に規定する「炉心の著しい損傷」を「防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。
 - (1) 重大事故防止設備
 - a) 可搬型重大事故防止設備を配備すること。
 - b) 炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するため,常 設重大事故防止設備を設置すること。
 - c)上記 a)及び b)の重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備に対して、 多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること。

- 3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- 3.4.1 設置許可基準規則第47条への適合方針

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって,設計基準事故対処設備である残留熱除去系の機能が喪失した場合においても,炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設備として,低圧代替注水系(可搬型)及び低圧代替注水系(常設)を設ける。

(1) 低圧代替注水系(可搬型)の設置(設置許可基準規則解釈の第1項(1)a)) 設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプが有す る発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても,炉心の著しい損傷及び 原子炉格納容器の破損を防止するため,可搬型重大事故等対処設備として低圧 代替注水系(可搬型)を設ける。

低圧代替注水系(可搬型)は、津波の影響を受けない高台に配備した可搬型 代替注水ポンプ(A-2級)を用い、残留熱除去系(低圧注水モード)とは異なる 複数の代替淡水源(防火水槽又は淡水貯水池)を水源として原子炉圧力容器へ 注水する設計とする。

(2) 低圧代替注水系(常設)の設置(設置許可基準規則解釈の第1項(1)b)) 設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプが有す る発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても,炉心の著しい損傷及び 原子炉格納容器の破損を防止するため,常設重大事故等対処設備として低圧代 替注水系(常設)を設ける。

低圧代替注水系(常設)は、廃棄物処理建屋に配置された復水移送ポンプを用い、残留熱除去系(低圧注水モード)とは異なる復水貯蔵槽を水源として原子炉圧力容器へ注水する設計とする。

(3) 設計基準事故対処設備に対する多様性,独立性,位置的分散の確保(設置許可基準規則解釈の第1項(1)c))

上記(1)及び(2)の重大事故等対処設備である低圧代替注水系(常設),低圧代替注水系(可搬型)は,設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード)に対して,異なるポンプ(復水移送ポンプ又は可搬型代替注水ポンプ(A-2級)),駆動源(常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備),冷却源(自滑水冷却)を用いることで多様性及び独立性を有する設計とする。

また,原子炉建屋内に設置されている残留熱除去系(低圧注水モード)に対して,常設設備である復水移送ポンプは廃棄物処理建屋内に設置しており,常設代替交流電源設備は屋外に設置することで位置的分散を図った設計とする。可搬型代替注水ポンプ(A-2級),可搬型代替交流電源設備については,屋外に保管し,屋外から異なる複数の接続口に接続可能とし,残留熱除去系(低圧注水モード)に対して位置的分散を図る設計とする。

なお, 多様性及び独立性, 位置的分散については 3.4.2.1.3 項及び 3.4.2.2.3 項に詳細を示す。

その他,設計基準対象施設であるが,想定される重大事故等時においてその機能を期待するため,以下の設備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置付ける。

(4) 残留熱除去系(低圧注水モード)

残留熱除去系(低圧注水モード)は、冷却材喪失事故時において、高圧炉心 注水系、原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系と連携して炉心を冷却する機能を 有する。

本系統は、原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号で作動を開始し、サプレッション・チェンバのプール水を給水系等を経由して原子炉圧力容器へ注水する。

(5) 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)

残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、原子炉停止後、炉心の崩壊熱、原子炉圧力容器、配管、冷却材中の保有熱(残留熱)を除去して、原子炉を冷却する機能を有する。また、動的機器の単一故障を仮定した場合でも原子炉冷却材を低温まで冷却可能な設計である。冷却材は原子炉圧力容器から残留熱除去系のポンプ及び熱交換器、給水系等を経由して原子炉圧力容器に戻される。

(6) 原子炉補機冷却系

原子炉補機冷却系は,原子炉設備の非常用機器及び常用機器で発生する熱を 冷却除去する機能を有する。本系統は,想定される重大事故等時においても, 非常用機器,残留熱除去系の機器等の冷却を行うための機能を有する。

原子炉補機冷却系については、「3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則第48条に対する設計方針を示す章)」で示す。

なお、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉圧力容器に注水するための自 主対策設備として、以下を整備する。

(7) 他系の残留熱除去系配管又は高圧炉心注水系配管を用いた低圧注水の実施設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプが喪失し、残留熱除去系(A)注入ライン又は残留熱除去系(B)注入ラインの機能が喪失した場合においても低圧注水を可能とするために、自主対策設備として復水移送ポンプ又は可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を用いて残留熱除去系洗浄水弁(C)を経由する残留熱除去系(C)注入ライン等の他系の残留熱除去系配管、又は高圧炉心注水系洗浄用補給水止め弁を経由する高圧炉心注水系配管を用いた原子炉注水手段を整備している。

(8) 消火系を用いた低圧注水の実施

設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプ,復水移送ポンプ,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が喪失した場合,炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため,自主対策設備として消火系を用いた原子炉注水手段を整備している。

消火系を用いた原子炉注水手段については、ディーゼル駆動消火ポンプを用い、残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧代替注水系(常設)、低圧代替注水系(可搬型)に用いる水源とは異なるろ過水タンクを水源として消火系、復水補給水系、残留熱除去系、高圧炉心注水系、給水系を経由して原子炉圧力容器へ注水する。

また、技術的能力審査基準への適合のため、復旧手段として、以下を整備する。

(9) 復旧手段の整備

設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)が全交流動力電源喪失により起動できない場合には、常設代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ電源を供給することで残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)を復旧する手段を整備する。なお、電源設備については「3.14電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。

また,技術的能力審査基準への適合のため,溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合の対応設備として,以下を整備する。

(10) 低圧代替注水系(常設)による残存溶融炉心の冷却

炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉圧力容器内に溶融 炉心が残存する場合には、復水移送ポンプで原子炉圧力容器に注水する低圧代 替注水系(常設)により残存溶融炉心を冷却する。

(11) 低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却

炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が残存する場合には,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)で原子炉圧力容器に注水する低圧代替注水系(可搬型)により残存溶融炉心を冷却する。

なお,溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合の自主対策設備として,以下 を整備する。

(12) 消火系による残存溶融炉心の冷却

炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融 炉心が残存する場合には,ディーゼル駆動消火ポンプで原子炉圧力容器に注水 する消火系により残存溶融炉心を冷却する。

また,複数の代替淡水源(防火水槽,淡水貯水池)の淡水が枯渇した場合の海水の利用手段として,以下を整備する。

(13) 低圧代替注水系の海水の利用

低圧代替注水系(常設)の水源である復水貯蔵槽並びに低圧代替注水系(可搬型)の水源である複数の代替淡水源(防火水槽,淡水貯水池)の淡水が枯渇した場合において,防潮堤の内側に設置している海水取水箇所(取水路)より,大容量送水車(海水取水用)を用いて復水貯蔵槽への供給及び防火水槽への供給又は低圧代替注水系(可搬型)で用いる可搬型代替注水ポンプ(A-2級)に海水を直接送水を行う設計とする。なお,海水の利用については「3.13重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。

- 3.4.2 重大事故等対処設備
- 3.4.2.1 低圧代替注水系(常設)
- 3.4.2.1.1 設備概要

低圧代替注水系(常設)は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード)の有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合に、この機能を代替し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却することを目的として設置するものである。

本系統は、復水移送ポンプ、電源設備(非常用交流電源設備、常設代替交流電源 設備、可搬型代替交流電源設備)、計測制御装置及び、水源である復水貯蔵槽、流路 である復水補給水系、残留熱除去系、給水系、高圧炉心注水系の配管、弁、スパー ジャ、注水先である原子炉圧力容器等から構成される。

重大事故等時においては、復水貯蔵槽を水源として復水移送ポンプで注水することにより炉心を冷却する機能を有する。

本系統全体の概要図を図 3.4-1, 本系統に関する重大事故等対処設備を表 3.4-1 に示す。

本系統は、復水移送ポンプ3台のうち2台により、復水貯蔵槽の水を残留熱除去 系配管等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却する。

復水移送ポンプの電源について、復水移送ポンプ(B)及び(C)は、常設代替交流電源設備である第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機並びに可搬型代替交流電源設備である電源車から、代替所内電気設備である AM 用動力変圧器及び AM 用 MCC を介して供給できる設計とする。復水移送ポンプ(A)は、通常時は非常用所内電気設備である非常用 MCC C 系から供給しているが、重大事故等時に復水移送ポンプ(A)の動力ケーブルの接続操作を行うことにより、代替所内電気設備である AM 用 MCC から供給できる設計とする。

水源である復水貯蔵槽は、枯渇しそうな場合においても、複数の代替淡水源(防火水槽、淡水貯水池)の淡水を、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を用いて、廃棄物処理建屋外壁に設置した外部接続口から復水貯蔵槽へ供給できる設計とする。

本系統の操作にあたっては、中央制御室及び現場での弁操作(AM 用切替盤の切り替え操作を含む)により系統構成を行った後、中央制御室の操作スイッチにより復水移送ポンプを起動し運転を行う。

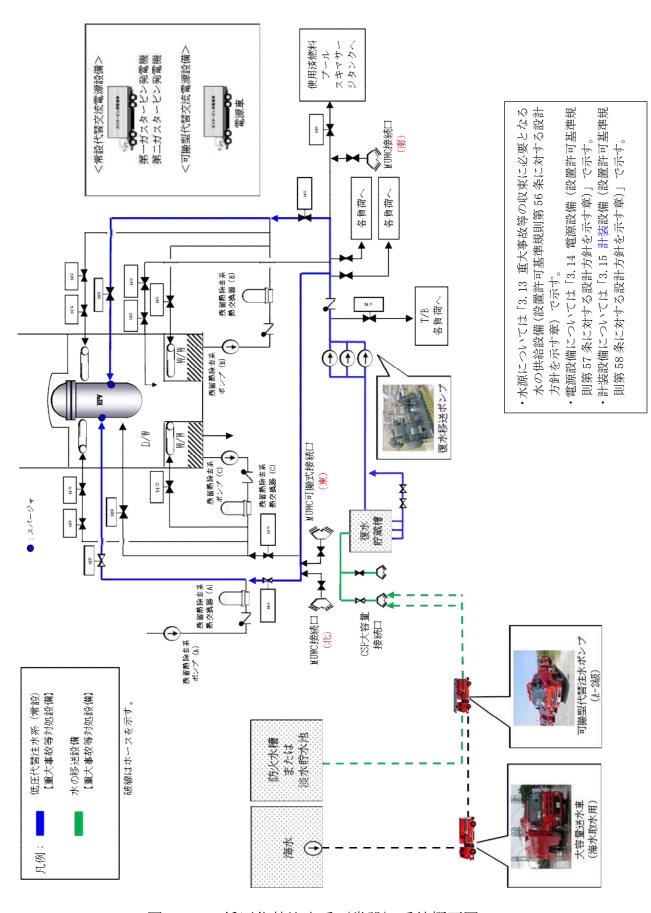


図 3.4-1 低圧代替注水系(常設)系統概要図

表 3.4-1 低圧代替注水系(常設)に関する重大事故等対処設備一覧

衣 3. 4-1	
設備区分	設備名
主要設備	復水移送ポンプ【常設】
附属設備	
水源**1	復水貯蔵槽【常設】
流路	復水補給水系 配管・弁【常設】
	残留熱除去系 配管・弁・スパージャ【常設】
	給水系 配管・弁・スパージャ【常設】
	高圧炉心注水系 配管・弁【常設】
注水先	原子炉圧力容器【常設】
電源設備※2	非常用交流電源設備
	非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】
	常設代替交流電源設備
	第一ガスタービン発電機【常設】及び第二ガスタービン発電機
	【常設】
	軽油タンク【常設】
	タンクローリ(16kL)【可搬】
	第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】及び第二ガスタ
	ービン発電機用燃料タンク【常設】
	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】及び第二ガ
	スタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】
	可搬型代替交流電源設備
	電源車【可搬】
	軽油タンク【常設】
	タンクローリ(4kL)【可搬】
	代替所内電気設備
	緊急用高圧母線【常設】
	緊急用断路器【常設】
	緊急用電源切替箱断路器【常設】
	緊急用電源切替箱接続装置【常設】
	AM 用動力変圧器【常設】
	AM 用 MCC【常設】
	AM 用切替盤【常設】
	AM 用操作盤【常設】
	非常用高圧母線 C 系【常設】
	非常用高圧母線 D 系【常設】
計装設備※3	原子炉水位(SA)【常設】
	復水補給水系流量(原子炉圧力容器)【常設】
*/1. 水海につい	復水移送ポンプ吐出圧力【常設】

※1:水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可 基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。

※2: 単線結線図を補足説明資料 47-2 に示す。

電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第 57 条に対する設計 方針を示す章)」で示す。 ※3:主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させる ために把握することが必要な原子炉施設の状態 計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第 58 条に対する設計 方針を示す章)」で示す。

3.4.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 復水移送ポンプ

種類 : うず巻形 容量 : 125m³/h/台

全揚程 : 85m 最高使用圧力 : 1.37MPa 最高使用温度 : 66℃

個数 : 2 (予備 1)

取付箇所 : 廃棄物処理建屋地下3階

原動機出力 : 55kW

なお、水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」、電源設備については、「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」、計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。

3.4.2.1.3 低圧代替注水系(常設)の多様性、独立性、位置的分散

低圧代替注水系(常設)は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 3.4-2で示すとおり多様性、位置的分散を図った設計とする。ポンプについては、残留熱除去系ポンプ(A)、(B)及び(C)と位置的分散された廃棄物処理建屋地下 3 階の復水移送ポンプを使用する設計とする。復水移送ポンプのサポート系として、ポンプ冷却水は自滑水とすることで、残留熱除去系ポンプの冷却水と同時に機能喪失しない設計とし、電源については、常設代替交流電源設備(第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機)、可搬型代替交流電源設備(電源車)から代替所内電気設備を経由した給電が可能な設計とすることで、残留熱除去系ポンプの電源である非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電機)と同時に機能喪失しない設計とする。水源については、残留熱除去系の水源であるサプレッション・チェンバと異なる復水貯蔵槽を使用する設計とする。操作に必要な電動弁については、ハンドルを設けて手動操作も可能とすることにより、電源設備の故障による共通要因によって機能を喪失しないよう多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。

残留熱除去系と低圧代替注水系(常設)の独立性については、表 3.4-3 で示すと おり地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を 確保する設計とする。

なお、配管、スパージャ等の流路を構成する静的機器については、残留熱除去系 注水ライン(残留熱除去系洗浄水弁より原子炉圧力容器につながる配管との合流部 から原子炉圧力容器まで)を除く範囲で、可能な限り分離した設計とする。

ただし、残留熱除去系注入弁(A)又は(B)が故障した場合でも、自主対策設備として他系の残留熱除去系又は高圧炉心注水系の配管を用いた低圧注水を整備している。なお、電源設備及び電路については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)で示す。

表 3.4-2 多様性, 位置的分散

	設計基準事故対処設備	重大事故等対象	心設備 アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンディ アンディ アンディ アンディ アンディ アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア				
項目	残留熱除去系	 低圧代替注水系(常設)					
	(低圧注水モード)		(用权)				
ポンプ	残留熱除去系ポンプ	復水移送ポン	ノプ				
	原子炉建屋	廃棄物処理疑	基 屋				
	地下3階	地下 3 階					
水源	サプレッション・チェンバ	復水貯蔵村	曹				
	原子炉建屋	廃棄物処理疑	基 屋				
	地下 3 階	地下 2 階					
駆動用	不要	不要					
空気	个女	/					
潤滑油	不要	 不要					
	(内包油)	个女					
冷却水	原子炉補機冷却系	不要					
	及び原子炉補機冷却海水系	(自滑水)					
駆動電源		常設代替交流電源設	可搬型代替交				
	非常用交流電源設備	備 (第一ガスタービン	流電源設備				
	(非常用ディーゼル発電機)	発電機及び第二ガス	(電源車)				
		タービン発電機)	(电源平)				
	原子炉建屋	屋外(7号炉タービン類	建屋南側及び荒				
	地上1階	浜側常設代替交流電源	設備設置場所)				

表 3.4-3 設計基準事故対処設備との独立性

		設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備
	項目	残留熱除去系(A)(B)(C)	低圧代替注水系 (常設)
		(低圧注水モード)	
共	地震	設計基準事故対処設備の残留	熱除去系は耐震Sクラス設計とし、
通		重大事故等対処設備である低	圧代替注水系(常設)は基準地震動
要		Ssで機能維持できる設計とす	ることで、基準地震動 Ss が共通要
因		因となり故障することのない	設計とする。
故	津波	6号及び7号炉の原子炉建屋/	は,基準津波が到達しない位置に設
障		置する設計とすることで,津波	皮が共通要因となり故障することの
		ない設計とする。	
	火災	設計基準事故対処設備の残留	熱除去系と,重大事故等対処設備で
		ある低圧代替注水系(常設)は	は、火災が共通要因となり故障する
		ことのない設計とする(「共-	7 重大事故等対処設備の内部火災
		に対する防護方針について」	に示す)。
	溢水	設計基準事故対処設備の残留	熱除去系と, 重大事故等対処設備で
		ある低圧代替注水系(常設)は	は、溢水が共通要因となり故障する
		ことのない設計とする(「共-	8 重大事故等対処設備の内部溢水
		に対する防護方針について」	に示す)。

- 3.4.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針
- 3.4.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針
 - (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)
 - (i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の 使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮する ものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプは、廃棄物処理建屋内に設置している設備であることから、想定される重大事故等時における、廃棄物処理建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、以下の表 3.4-4 に示す設計とする。

復水移送ポンプの操作は、中央制御室の操作スイッチから遠隔操作可能な設計とする。

 $(47-3-1, 2\sim 4, 47-4-1, 2, 5, 6, 47-8-2)$

表 3.4-4 想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・	廃棄物処理建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放
放射線	射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用す
	る。
屋外の天候による影	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受
響	けない。
海水を通水する系統	淡水だけでなく海水も使用する(常時海水を通水しな
への影響	い)。原子炉圧力容器への注水は,可能な限り淡水源を優
	先し、海水通水は短期間とすることで、設備への影響を
	考慮する。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷し
	ないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方
	針」に示す)。
風(台風)・積雪	廃棄物処理建屋内に設置するため,風(台風)及び積雪
	の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりそ
	の機能が損なわれない設計とする。

(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項二)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

低圧代替注水系(常設)を運転する場合は、復水補給水系バイパス流防止としてタービン建屋負荷遮断弁の全閉操作を実施し、復水移送ポンプを起動する。その後、低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水の系統構成として、残留熱除去系注入弁(A)(又は(B))の全開操作を実施し、残留熱除去系洗浄水弁(A)(又は(B))を全開とすることで原子炉圧力容器への注水を行う。また、復水移送ポンプの水源確保として復水補給水系常/非常用連絡管1次止め弁と復水補給水系常/非常用連絡管2次止め弁の開操作を実施する。以上のことから、低圧代替注水系(常設)の操作に必要なポンプ及び操作に必要な弁を表3.4-5に示す。

このうちタービン建屋負荷遮断弁,残留熱除去系洗浄水弁(A)及び(B)については、中央制御室の格納容器補助盤からの遠隔操作で弁を開閉することが可能な設計とし、残留熱除去系注入弁(A)及び(B)は原子炉建屋地上3階(原子炉建屋の二次格納施設外)に設置している AM 用切替盤より、配線用しや断器の「入」「切」操作にて電源を切り替えた後、近傍に設置している AM 用操作盤のスイッチ操作により、遠隔で弁を開閉することが可能な設計とする。復水補給水系常/非常用連絡1次止め弁、復水補給水系常/非常用連絡2次止め弁については、廃棄物処理建屋地下3階(原子炉建屋の二次格納施設外)に設置されており、現場の手動操作で開閉することが可能な設計とする。

また,復水移送ポンプについては,中央制御室にある復水移送ポンプ操作スイッチからのスイッチ操作でポンプ3台のうち2台を起動する設計とする。

中央制御室の操作スイッチ,原子炉建屋地上3階(原子炉建屋の二次格納施設外)AM 用操作盤の操作スイッチ及び廃棄物処理建屋地下3階の弁を操作するにあたり,運転員のアクセス性,操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また,それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし,運転員の操作・監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。

 $(47-3-1, 2, 5 \sim 9, 47-4-1, 2, 5, 6)$

表 3.4-5 操作対象機器

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
復水移送ポンプ(A)	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作
復水移送ポンプ(B)	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作
復水移送ポンプ(C)	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作
残留熱除去系注入弁(A)	弁閉→弁開	原子炉建屋地上3階 (二次格納施設外)	スイッチ操作
残留熱除去系注入弁(B)	弁閉→弁開	原子炉建屋地上3階 (二次格納施設外)	スイッチ操作
残留熱除去系洗浄水弁(A)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作
残留熱除去系洗浄水弁(B)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作
タービン建屋負荷遮断弁	弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作
復水補給水系常/非常用連 絡1次止め弁	弁閉→弁開	廃棄物処理建屋地下3階	手動操作
復水補給水系常/非常用連 絡 2 次止め弁	弁閉→弁開	廃棄物処理建屋地下3階	手動操作

(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項三)

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため,発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプは,表3.4-6に示すように発電用原子炉の運転中に機能・性能試験,弁動作試験を,また,停止中に機能・性能試験,弁動作試験と分解検査,外観検査が可能な設計とする。

低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプは,発電用原子炉の停止中にケーシングカバーを取り外して,ポンプ部品(主軸,軸受,羽根車)の状態を確認する分解検査が可能な設計とする。

また、発電用原子炉の運転中又は停止中に、復水貯蔵槽を水源とし、復水移送ポンプを起動させ、サプレッション・チェンバへ送水する試験を行うテストラインを設けることで、低圧代替注水系(常設)の機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。なお、残留熱除去系洗浄水弁から原子炉圧力容器までのラインについては、上記の試験に加えて、発電用原子炉の運転中及び停止中に残留熱除去系注入弁の弁動作試験を実施することで弁開閉動作の確認可能な設計とする。

表 3.4-6 低圧代替注水系(常設)の試験及び検査

発電用原子炉	項目	内容				
の状態						
海武山	機能・性能試験	運転性能、漏えいの確認				
運転中	弁動作試験	弁開閉動作の確認				
	機能・性能試験	運転性能、漏えいの確認				
	弁動作試験	弁開閉動作の確認				
停止中	分解検査	ポンプ部品の表面状態を, 試験及び目				
		視により確認				
	外観検査	ポンプ外観の確認				

運転性能の確認として、復水移送ポンプの吐出圧力、系統(ポンプ廻り)の振動、異音、異臭及び漏えいの確認が可能な設計とする。

復水移送ポンプ部品表面状態の確認として,浸透探傷試験により性能に影響 を及ぼす指示模様がないこと,目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷, 割れなどがないことの確認が可能な設計とする。

復水移送ポンプの外観検査として、傷や漏えい跡の確認が可能な設計とする。 $(47-5-1,3\sim6)$

(4) 切り替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項四)

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

低圧代替注水系(常設)は、復水移送ポンプを通常時に使用する系統である 復水補給水系から重大事故等時に対処するために系統構成を切り替える必要 がある。切り替え操作としては、復水移送ポンプの起動操作、復水補給水系バ イパス流防止としてタービン建屋負荷遮断弁の全閉操作、原子炉圧力容器へ注 水するためにの残留熱除去系注入弁(A)(又は(B))全開操作、残留熱除去系洗 浄水弁(A)(又は(B))の全開操作をすることになる。

なお、復水貯蔵槽から復水移送ポンプに供給するライン(復水移送ポンプ吸込ライン)は、復水貯蔵槽の中部(常用ライン)、下部(非常用ライン)の2通りがある。通常運転時は中部(常用ライン)を使用しているため、長期運転を見込み、復水貯蔵槽を水源として確保するため、復水補給水系常/非常用連絡1次止め弁、復水補給水系常/非常用連絡2次止め弁の開操作を行い、復水移送ポンプ吸込ラインを下部(非常用ライン)に切り替える。ただし、復水移送ポンプ起動当初は復水貯蔵槽水位は確保されているため、本切り替え操作は低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水が開始された後に実施する。

低圧代替注水系(常設)である復水移送ポンプの起動及び系統の切り替えに必要な弁については、中央制御室及び原子炉建屋地上3階(原子炉建屋の二次格納施設外)から遠隔操作する設計とすることで、図3.4-2で示すタイムチャートのとおり速やかに切り替えることが可能である。

系統の切り替えに必要な弁のうちタービン建屋負荷遮断弁, 残留熱除去系洗 浄水弁(A)及び(B)については,中央制御室から遠隔で弁を開閉することが可能 である。

系統の切り替えに必要な弁のうち、残留熱除去系注入弁(A)及び(B)については、原子炉建屋地上3階(原子炉建屋の二次格納施設外)に設置しているAM用切替盤より、配線用しや断器の「入」「切」操作にて電源を切り替えた後、近傍に設置しているAM用操作盤のスイッチ操作により、遠隔で弁を開閉することが可能である。

また、復水補給水系常/非常用連絡 1 次止め弁、復水補給水系常/非常用連絡 2 次止め弁は手動弁として廃棄物処理建屋地下 3 階に設置されており、現場の手動操作で開操作を行う。この操作は、長期運転を見込んだ復水貯蔵槽水源確保のために実施する操作であり、原子炉圧力容器への注水開始後に実施することで、図 3.4-2で示すタイムチャートのとおり速やかに切り替え可能である。また、低圧代替注水のバイパス流を防止するため、低圧代替注水系の主流路からの分岐部については、主流路から最も近い弁(第一止め弁)で閉止する運

用とする。事故時の対応に支障を来たす等の理由から第一止め弁が閉止できないライン(非常用炉心冷却系ポンプ封水ライン等)についても、低圧代替注水のバイパス流を防止するため、第一止め弁以降の弁で閉止されたバウンダリ構成とし、このバウンダリ範囲においては、適切な地震荷重との組合せを考慮した上でバウンダリ機能が喪失しない設計とする。

(47-4-1, 2, 5, 6)

			<u>[</u>	経過時間(分)						備考																	
							5				10	1			15				2	20			25	5		DH22	
手順の項目	要員(数)			12分 低圧代替注水系(常設)による原子炉注水																							
										通信	手段	と確 任	杲, 1	電源確	認												
		2										<1,	パス	流防」	L処i	至, :	ポン	プ起	動								
低圧代替注水系(常設)による	中央制御室運転員 A, B 2												弄	毛舵 木	構成					ı							
原子炉注水				Г	П			Ī					注	水開	始,	注水	状況	確認	2		П						
(残留熱除去系(B)				П	П		T	T		П	T		Ŧ	 			Τ		Т		П				T		
注入配管使用)													T				T										
	現場運転員 C, D	2															移動	, (SI	P 水	原確	保					
	現物連転員 0, 0	^						Г											Г								

図 3.4-2

低圧代替注水系(常設)による原子炉注水(残留熱除去系(B)注入配管使用の場合)のタイムチャート*

- *:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての 1.4 で示すタイムチャート
 - (5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)
 - (i)要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

低圧代替注水系(常設)は、通常時は残留熱除去系洗浄水弁(A)及び(B)を閉止することで隔離する系統構成としており、残留熱除去系に対して悪影響を及ぼさない設計とする。隔離弁については表 3.4-7 に示す。また、低圧代替注水系(常設)を用いる場合は、弁操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(47-3-1, 6, 7, 47-4-1, 2, 5, 6)

表 3.4-7 他系統との隔離弁

取合系統	系統隔離弁	駆動方式	動作
残留熱除去系	残留熱除去系洗浄水弁(A)	電動駆動	通常時閉
			電源喪失時閉
	残留熱除去系洗浄水弁(B)	電動駆動	通常時閉
			電源喪失時閉

(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項六)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作 及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設 置場所の選定,設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたもので あること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

低圧代替注水系(常設)の系統構成に操作が必要な機器の設置場所、操作場 所を表 3.4-8 に示す。このうち、中央制御室で操作する復水移送ポンプ、残留 熱除去系洗浄水弁(A)(又は(B)),タービン建屋負荷遮断弁は、操作位置の放 射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。原子炉建屋地上3階 で操作する残留熱除去系注入弁(A)(又は(B))は、原子炉建屋の二次格納施設 外に AM 用切替盤, AM 用操作盤が設置されており、操作位置の放射線量が高く なるおそれが少ないため操作が可能である。復水補給水系常/非常用連絡1次 止め弁,復水補給水系常/非常用連絡2次止め弁は,廃棄物処理建屋地下3階 での操作となり、原子炉建屋外であるため、操作位置の放射線量が高くなるお それが少ないため操作が可能である。これらの操作が可能な配置設計とする。 $(47-3-1, 2, 5\sim 9)$

表 3.4-8 操作対象機器設置場所

機器名称	設置場所	操作場所
復水移送ポンプ(A)	廃棄物処理建屋地下3階	中央制御室
復水移送ポンプ(B)	廃棄物処理建屋地下3階	中央制御室
復水移送ポンプ(C)	廃棄物処理建屋地下3階	中央制御室
人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上3階
发苗系统公米在八开(A)	凉 1 炉 建	(二次格納施設外)
人 残留熱除去系注入弁(B)	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上3階
发音系统公系在八开(D)	冰 1 次 连连地工 1 相	(二次格納施設外)
残留熱除去系洗浄水弁(A)	原子炉建屋地上1階	中央制御室
残留熱除去系洗浄水弁(B)	原子炉建屋地上1階	中央制御室
タービン建屋負荷遮断弁	タービン建屋地下中2階(6号炉)	 中央制御室
7 七文 是	廃棄物処理建屋地下3階(7号炉)	1 人們呼至
復水補給水系常/非常用	廃棄物処理建屋地下3階	廃棄物処理建屋
連絡1次止め弁	元未物及产生产产10°11	地下3階
復水補給水系常/非常用	廃棄物処理建屋地下 3 階	廃棄物処理建屋
連絡2次止め弁		地下3階

- 3.4.2.1.5 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針
 - (1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項一)
 - (i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

低圧代替注水系(常設)である復水移送ポンプは,原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって,設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。注水流量としては,炉心の著しい損傷の防止の重要事故シーケンスのうち,高圧・低圧注水機能喪失,全交流動力電源喪失,崩壊熱除去機能喪失,LOCA時注水機能喪失に係る有効性評価解析(原子炉設置変更許可申請書添付書類十)において,有効性が確認されている原子炉圧力容器への注水流量が最大300m³/hの範囲であることから,復水移送ポンプ1台あたり150m³/h以上を注水可能な設計とし,2台使用する設計とする。原子炉圧力容器に注水する場合の復水移送ポンプの揚程は,原子炉圧力容器に注水する場合の復水移送ポンプの揚程は,原子炉圧力容器に注水する場合の水源(復水貯蔵槽)と注水先(原子炉圧力容器)の圧力差,静水頭,機器圧損,配管及び弁類圧損を考慮し,復水移送ポンプ2台運転で注水流量300m³/h達成可能な設計とする。

 $(47-6-1\sim5)$

(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし,二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって,同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は,この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

低圧代替注水系(常設)である復水移送ポンプは,二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)

(i) 要求事項

常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii)適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

低圧代替注水系(常設)は、設計基準事故対処設備の残留熱除去系に対し、多様性、位置的分散を図る設計としている。これらの詳細については、3.4.2.1.3項に記載のとおりである。

3.4.2.2 低圧代替注水系 (可搬型)

3.4.2.2.1 設備概要

低圧代替注水系(可搬型)は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(低圧 注水モード)の有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合に、この機能を代替 し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却す ることを目的として設置するものである。

本系統は、可搬型代替注水ポンプ (A-2級)、電源設備(非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備等)及び、水源である複数の代替淡水源(防火水槽及び淡水貯水池)、燃料補給設備である軽油タンク、タンクローリ (4kL)、流路である復水補給水系、残留熱除去系、給水系の配管、弁、スパージャ、注水先である原子炉圧力容器から構成される。

重大事故等時においては、原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系及び手動による原子炉減圧操作と連携し、複数の代替淡水源(防火水槽及び淡水貯水池)を水源として、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)で注水することにより炉心を冷却する機能を有する。

本系統に関する重大事故等対処設備を表 3.4-9 に, 本系統全体の概要図を図 3.4-3 に示す。

本系統は、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により、複数の代替淡水源(防火水槽及び淡水貯水池)の水を残留熱除去系配管等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却する。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、ディーゼルエンジンにて駆動できる設計とし、燃料は軽油タンクよりタンクローリ (4kL) を用いて給油できる設計とする。

本系統の操作にあたっては、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)に付属する操作スイッチにより、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を起動し運転を行う。

なお,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を使用する際に接続する外部接続口は, 共通の要因によって接続することができなくなることを防止するために,位置的分散された複数の異なる面に設置する。

本系統の流路のうち、低圧代替注水系(常設)の主流路への合流以降は、低圧代替注水系(常設)と同様の流路で構成し、復水補給水系、残留熱除去系、給水系の配管、弁、スパージャを経由して原子炉圧力容器へ注水する。低圧代替注水系(常設)の主流路への合流以降については、「3.4.2.1 低圧代替注水系(常設)」で示す。

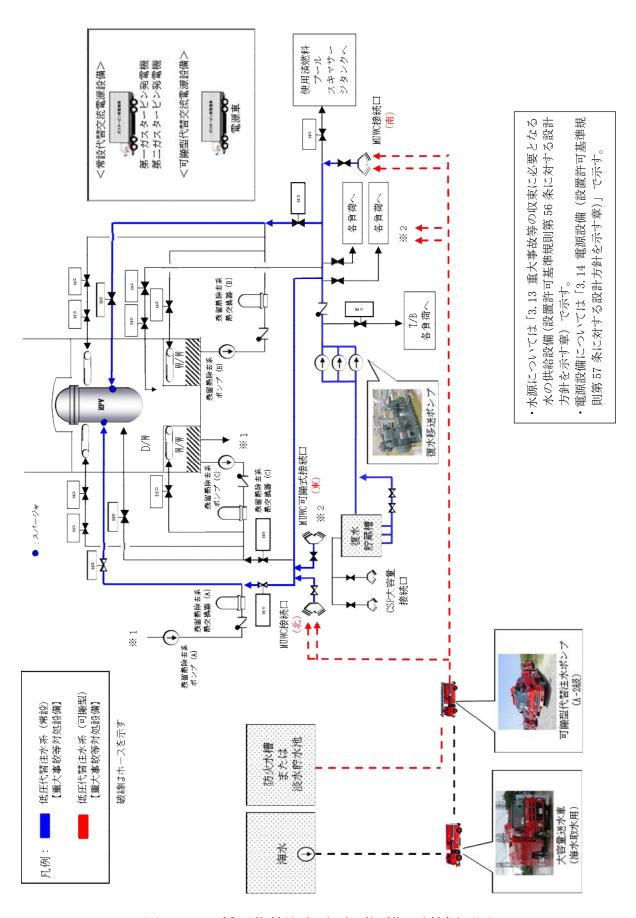


図 3.4-3 低圧代替注水系 (可搬型) 系統概要図

表 3.4-9 低圧代替注水系 (可搬型) に関する重大事故等対処設備一覧

表 3.4-9	低圧代替圧水糸(可搬型)に関する里大事故等対処設備一覧
設備区分	設備名
主要設備	可搬型代替注水ポンプ(A-2級) 【可搬】
附属設備	
水源**1	防火水槽【常設】
	淡水貯水池【常設】
流路	復水補給水系 配管・弁【常設】
	残留熱除去系 配管・弁【常設】
	給水系 配管・弁・スパージャ【常設】
	ホース・接続口【可搬】
注水先	原子炉圧力容器【常設】
11.7170	非常用交流電源設備
	非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】
	常設代替交流電源設備
	第一ガスタービン発電機【常設】及び第二ガスタービン発電機
	第 スペク・ピン光电機【帝叔】及い第二スペク・ピン光电機 【常設】
	軽油タンク【常設】
	軽価グング 【吊設】 タンクローリ (16kL) 【可搬】
	第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】及び第二ガスタ
	ービン発電機用燃料タンク【常設】
	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】及び第二ガ
	スタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】
	可搬型代替交流電源設備
= \r → n. \r + \w0	電源車【可搬】
電源設備※2	軽油タンク【常設】
(燃料補給設備	タンクローリ(4kL)【可搬】
を含む)	代替所内電気設備
	緊急用高圧母線【常設】
	緊急用断路器【常設】
	緊急用電源切替箱断路器【常設】
	緊急用電源切替箱接続装置【常設】
	AM 用動力変圧器【常設】
	AM 用 MCC【常設】
	AM 用切替盤【常設】
	AM 用操作盤【常設】
	非常用高圧母線 C 系【常設】
	非常用高圧母線D系【常設】
	燃料補給設備
	軽油タンク【常設】
	タンクローリ(4kL)【可搬】
計装設備	_
	ては「2.12 重十重投幣の原本に立西しむて水の供給訊牌(温墨計画

※1:水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可 基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。 ※2:単線結線図を補足説明資料 47-2 に示す。

電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第 57 条に対する設計 方針を示す章)」で示す。 3.4.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 可搬型代替注水ポンプ (A-2級) (6号及び7号炉共用)

種類 : ターボ形 容量 : 120m³/h/台 吐出圧力 : 0.85MPa 最高使用圧力 : 1.76MPa 最高使用温度 : 40℃

個数 : 12 (6/プラント) (予備 1)

設置場所 : 屋外

保管場所: 荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所

原動機出力 : 110kW

なお、水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」、電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。

3.4.2.2.3 低圧代替注水系(可搬型)の多様性,独立性,位置的分散

低圧代替注水系(可搬型)である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 3.4-10で示すとおり、残留熱除去系ポンプ及び低圧代替注水系(常設)である復水移送ポンプと位置的分散を図り、水源及び駆動源についても、多様性を備えた設計とする。また、残留熱除去系と低圧代替注水系(可搬型)の独立性については、表 3.4-11

また、残留熱除去糸と低圧代替注水糸(可搬型)の独立性については、表 3.4-11で示すとおり地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。

さらに、故障の影響を考慮し、低圧代替注水系(可搬型)の可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、予備を有する設計とする。

表 3.4-10 多様性, 位置的分散

	設計基準事故対処設備		重大事故等対処詞	9備		
項目	残留熱除去系 (低圧注水モード)	低圧代替注 (常設)	低圧代替注水系 (可搬型)			
ポンプ	残留熱除去系ポンプ	復水移送ポ	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)			
	原子炉建屋 地下3階	廃棄物処理 地下3『	屋外			
水源	サプレッション・チェンバ	復水貯蔵	複数の代替淡水源(防火 水槽及び淡水貯水池)			
駆動用空気	不要	不要	不要			
潤滑油	不要(内包油)	不要	不要			
冷却水	原子炉補機冷却系(及び原子 炉補機冷却海水系)	不要(自滑	不要(自滑水)			
駆動電源	非常用交流電源設備 (非常用ディーゼル発電機)	常設代替交流電源設備(第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機)	可搬型代替交 流電源設備 (電源車)	_		
	原子炉建屋 地上1階	屋外(7号炉タービン) 浜側常設代替交流電源				

表 3.4-11 設計基準事故対処設備との独立性

		設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備					
	項目	残留熱除去系(A)(B)(C)	低圧代替注水系(可搬型)					
	快口	(低圧注水モード)						
共	地震	設計基準事故対処設備の残留熱	k除去系は耐震Sクラス設計とし、重					
通			:替注水系 (可搬型) は基準地震動 Ss					
要			とで、基準地震動 Ss が共通要因と					
因		なり故障することのない設計と	する。					
故	津波	6 号及び 7 号炉の原子炉建屋は	,基準津波が到達しない位置に設置					
早	障は、は、など、などのでは、などは、などは、などは、などは、などは、などは、などは、などは、などは、など							
		設計とする。						
	火災							
	八火		除去系と,重大事故等対処設備であ 火災が共通要因となり同時に故障					
			共-7 重大事故等対処設備の内部火					
		災に対する防護方針について」						
	溢水	-	除去系と、重大事故等対処設備であ					
	1mm/17		、溢水が共通要因となり同時に故障					
		することのない設計とする (「共-8 重大事故等対処設備の内部						
	水に対する防護方針について」に示す)。							
		74.1-74 / GD4HX74 ZI(1-21-21-21-21-21-21-21-21-21-21-21-21-21	· - · - · / / / /					

- 3.4.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針
- 3.4.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針
 - (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)の可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、屋外の荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に保管し、重大事故等時に原子炉建屋の接続口付近の屋外に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、以下の表 3.4-12 に示す設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-2級) の操作は、可搬型代替注水ポンプ (A-2級) に付属する操作スイッチにより、想定される重大事故等時において設置場所から操作可能な設計とする。風(台風)による荷重については、転倒しないことの確認を行っているが、詳細評価により転倒する結果となった場合は、転倒防止措置を講じる。積雪の影響については、適切に除雪する運用とする。

また,降水及び凍結により機能を損なうことのないよう,防水対策が取られた可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を使用し,凍結のおそれがある場合は暖気運転を行い凍結対策とする。

(47-4-3, 4, 7, 8, 47-8-2)

表 3.4-12 想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐
放射線	えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策
響	及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統	淡水だけでなく海水も使用する(常時海水を通水しない)。
への影響	原子炉圧力容器への注水は,可能な限り淡水源を優先し,
	海水通水は短期間とすることで, 設備への影響を考慮する。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しな
	いことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行
	う。
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないこ
	とを評価により確認する。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその
	機能が損なわれない設計とする。

(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項二)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)を運転する場合は,復水補給水系バイパス流防止としてタービン建屋負荷遮断弁の全閉操作を実施し,残留熱除去系注入弁(A)(又は(B))の全開操作,残留熱除去系洗浄水弁(A)(又は(B))の全開操作を実施した後,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の配備及びホース接続を行い,送水準備が完了した後,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を起動することで原子炉圧力容器への注水を行う。以上のことから,低圧代替注水系(可搬型)の操作に必要なポンプ及び操作に必要な弁,ホースを表 3.4-13 に示す。

このうちMUWC接続口外側隔離弁1(A),2(A)及びMUWC接続口外側隔離弁1(B),2(B),MUWC可搬式接続口隔離弁1については、接続口が設置されている屋外の場所から手動操作で弁を開閉することが可能な設計とし、MUWC可搬式接続口隔離弁2及びMUWC可搬式接続口隔離弁3については、原子炉建屋内の接続口が設置されている場所で手動操作で弁を開閉することが可能な設計とする。MUWC接続口内側隔離弁(B)については、弁は原子炉建屋の二次格納施設外に設置されているが、遠隔手動弁操作設備により屋外から手動操作で開閉することが可能な設計とする。MUWC接続口内側隔離弁(A)については、弁は二次格納施設外に設置されているが、遠隔手動弁操作設備により原子炉建屋の二次格納施設外から手動操作で開閉することが可能な設計とする。

また,可搬型代替注水ポンプ (A-2級) については,可搬型代替注水ポンプ (A-2級) 操作盤の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) 操作盤の操作スイッチ及び操作に必要な弁を操作するにあたり,運転員のアクセス性,操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また,それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし,運転員の操作・監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-2級) は、接続口まで屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。

ホースの接続作業にあたっては、特殊は工具、及び技量は必要とせず、簡便な結合金具による接続並びに一般的な工具を使用することにより、確実に接続が可能な設計とする。

 $(47-7-1\sim5, 47-4-3, 4, 7, 8)$

表 3.4-13 操作対象機器

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
可搬型代替注水ポンプ	起動・停止	屋外設置位置	スイッチ操作
(A-2級)		建/1 队 直 四 直	/
MUWC 接続口外側隔離弁 1(A)	弁閉→弁開	屋外接続口位置	手動操作
MUWC 接続口外側隔離弁 2(A)	弁閉→弁開	屋外接続口位置	手動操作
MUWC 接続口外側隔離弁 1(B)	弁閉→弁開	屋外接続口位置	手動操作
MUWC 接続口外側隔離弁 2(B)	弁閉→弁開	屋外接続口位置	手動操作
MUWC 可搬式接続口隔離弁1	弁閉→弁開	屋外接続口位置	手動操作
MUWC 可搬式接続口隔離弁 2	弁閉→弁開	屋内接続口位置	手動操作
MUWC 可搬式接続口隔離弁3	弁閉→弁開	屋内接続口位置	手動操作
MUWC 接続口内側隔離弁(B)	弁閉→弁開	屋外接続口位置	手動操作
MUWC 接続口内側隔離弁(A)	弁閉→弁開	原子炉建屋地上2階	手動操作
ホース	ホース接続	屋外又は原子炉建屋内	人力接続

(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項三)

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)の可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は,表 3.4-14に示すように発電用原子炉の運転中に機能・性能試験,弁動作試験,また停止中に機能・性能試験,弁動作試験と分解検査,外観検査が可能な設計とする。

低圧代替注水系(可搬型)の可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は,発電用原子炉の運転中又は停止中に分解又は取替,車両としての運転状態の確認が可能な設計とする。

また、発電用原子炉の運転中又は停止中に、淡水貯水池を水源とし、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)、仮設流量計、ホースの系統構成で淡水貯水池へ送水する試験を行うテストラインを設けることで、他系統と独立した試験系統で低圧代替注水系(可搬型)の機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な系統設計とする。なお、接続口から復水補給水系主配管までのラインについては、上記の試験に加えて、発電用原子炉の運転中又は停止中に各接続口の弁動作試験を実施することで弁開閉動作の確認が可能な設計とする。

	- 1-4/ 4 /	(木 ()放生/ の () () () () ()
発電用原子炉の状態	項目	内容
運転中又は停止中	機能・性能試験	可搬型代替注水ポンプ (A-2級) の運転性能
		(吐出圧力,流量)の確認,漏えいの確認
	弁動作試験	弁開閉動作の確認
	分解検査	ポンプを分解し、部品の表面状態を、試験及
		び目視により確認
		又は必要に応じて取替
	外観検査	ポンプ及びホース外観の確認
	車両検査	可搬型代替注水ポンプ (A-2級) の車両とし
		ての運転状態の確認

表 3.4-14 低圧代替注水系(可搬型)の試験及び検査

運転性能の確認として,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の吐出圧力,流量の確認を行うことが可能な設計とする。

ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食などがないことの確認を行うことが可能な設計とする。

(47-5-2, 7, 8)

(4) 切り替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項四)

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)の可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は,本来の用途以外の用途には使用しない。

なお,通常時に使用する系統である復水補給水系から重大事故等時に対処するために低圧代替注水系(可搬型)に系統構成を切り替える場合,切り替え操作としては,各接続口の弁開閉操作,ホース敷設作業,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の移動,設置,起動操作を行うことになる。

低圧代替注水系(可搬型)である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の移動,設置,起動操作,及び系統の切り替えに必要な弁操作については,図 3.4-4 で示すタイムチャートのとおり速やかに切り替えることが可能である。

(47-4-3, 4, 7, 8)

											糸	圣過時	精間(分)																					
			1	LO	2	20	3	30 	4	0	5	50 L	e	60 I	7	0	80		90		100	1	10	備考										
手順の項目	要員(数)											低圧	E代替注	入系	(可搬	型)に	よる原	子炉》	主水	95分 ▽														
				通信	F段確任	呆、電源	確認																											
	中央制御室運転員 A、B	2			バイバ	『ス流』	5止措置	1. 系統	構成																									
	十人的神主在私民 八〇	-																			注水	確認												
低圧代替注水系(可搬型)		2					移動、	ユニハ	ンドラー	リンク	機構取	り外し																						
による原子炉注水	現場運転員 C、D		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																					
(残留熱除去系(B) 注入配管使用)																		4																
[防火水槽を水源とした場合]						緊急	時対策所	听~大清	高台和	動 ※								_																
										可搬到	型代替法	主水ポン	プ(A-:	2級)3台	台の健	全性確認	2				_		_				※ 荒浜側 高台保管							
	緊急時対策要員	3								可搬型	2代替注	主水ポ	ンプ(A-	2級)3	台移動	~配置				_				場所への										
													_				送	水準備	(淡水	または	毎水)		1	移動は, 10分と想										
								ļ										_		_	k. 注水	開始		定する										
												1								-	1													

図 3.4-4 低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉注水 (残留熱除去系(B)注入配管使用) のタイムチャート(1/2)*

																経道	鱼時間	(分)															備者
				1	0	2	0	3	0	4	10		50	(0	7	0	8	80	9	0	10	10	110)	120	3	130	14	Ю			備考
手順の項目	要員(数)																Æ	£圧代	计替注	入系	(可搬	型)に	よる原	手炉	注水	120 <i>5</i>	}						
			通信手戶			通信手段確保、電源研																											
	中央制御室運転員 A、B	2				バイバ	ス流防	止措置	系統	構成																						Щ.	
	TAMPERING ALD	_																									注水	確認		Ш		ш	
		Ш																						4		4		<u></u>		Щ		—	
								移動、	ユニハ	ンドラー	リンク	機構取	り外し											4		_	-	₩	Ш	Ш		<u>—</u>	_
	現場運転員 C、D	2																								4		4	Ш	\vdash		<u> </u>	
		Ш											ļ	ļ										4	4	4	-	₩	ш	ш	Ш	—	
低圧代替注水系(可搬型)		2	緊急時対策								也移動													_	_	+	+	_	Н	Н		—	1
による原子炉注水 (残留熱除去系(B)								貯水池	_			_		-										-	_	+		+	H	\vdash	\vdash	_	-
注入配管使用)	緊急時対策要員								淡水原	7水池	~大湊高	ii 台移)	切移脚			175.44		. <i>→</i>		1465	(A. 154.)	E7.000 1	M -1	() als 31			70.57	+	Н	\vdash			-
淡水貯水池を水源とした場合]													Г		可搬鱼	と代盤	注水市	(5)(A-Z#S	() 古本	多期~ 1	_				健全性ホース		F to sa	Н	\vdash			+
																			Г							_		型代替	-		ω±±	PRR#4	
							緊急時	対策隊	~ +3	(高台)	京新 ※													AKAN KI	WE'S	NAG CC	7-1100	EICH/	±/\(\)		07,27	מכנופו	_
											プ(A-:	2級)3:	台の健治	全性確認	2									\dashv	+	+	+	T	М	Н		_	※ 荒
											_			ノブ (A-	_	移動	~配置	7	\vdash		H			\dashv	+	+	+	+	\vdash				高台係場所へ
	緊急時対策要員	2									. 360.3						.40.0	_					送水準	備		Ť		t	T				移動は
																								_		送7	k. 注水	開始	М			$\overline{}$	10分と 定する
												t	1	t	\Box						Н			T		┰	.	T	H		\Box	$\overline{}$	1

図 3.4-4 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水(残留熱除去系(B)注入配管使用)のタイムチャート(2/2)*

*:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.4で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)の可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、通常時は接続先の系統と分離された状態で保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない運用とする。放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、接続口

は、全閉隔離する設計とする。

また、低圧代替注水系(可搬型)を用いる場合は、弁操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(47-4-3, 4, 7, 8)

(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項六)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及 び復旧作業を行うことができるよう,放射線量が高くなるおそれが少ない設置 場所の選定,設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであ ること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)の系統構成に操作が必要な機器の設置場所,操作場所を表 3.4-15に示す。このうち,屋外で操作する可搬型代替注水ポンプ(A-2級),MUWC接続口外側隔離弁 1(A),2(A)及びMUWC接続口外側隔離弁 1(B),2(B),MUWC可搬式接続口隔離弁 1,MUWC接続口内側隔離弁(B),ホースは,屋外にあるため操作位置及び作業位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。MUWC接続口内側隔離弁(A)については,原子炉建屋地上2階(原子炉建屋の二次格納施設外)に設置されていることから,操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。

なお,原子炉建屋内にホースを設置する場合は,放射線量を確認して,適切な放射線対策に基づき作業安全確保を確認した上で作業を実施する。

 $(47-7-1\sim5)$

12 0.	4 10 1米1户对《城份以直	
機器名称	設置場所	操作場所
可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	屋外設置位置	屋外設置位置
MUWC 接続口外側隔離弁 1(A)	屋外接続口位置	屋外接続口位置
MUWC 接続口外側隔離弁 2(A)	屋外接続口位置	屋外接続口位置
MUWC 接続口外側隔離弁 1(B)	屋外接続口位置	屋外接続口位置
MUWC 接続口外側隔離弁 2(B)	屋外接続口位置	屋外接続口位置
MUWC 可搬式接続口隔離弁 1	屋外接続口位置	屋外接続口位置
MUWC 可搬式接続口隔離弁 2	屋内接続口位置	屋内接続口位置
MUWC 可搬式接続口隔離弁 3	屋内接続口位置	屋内接続口位置
MUWC 接続口内側隔離弁(B)	屋外接続口位置	屋外接続口位置
MUWC 接続口内側隔離弁(A)	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上2階
ホース	屋外又は原子炉建屋内	屋外又は原子炉建屋内

表 3.4-15 操作対象機器設置場所

- 3.4.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針
 - (1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)
 - (i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え,十分に余裕のある容量を 有するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。

可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の容量については,原子炉停止後8時間後の崩壊熱除去に必要な注水流量として45m³/h以上とする。原子炉圧力容器に注水する場合の可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の揚程は,原子炉圧力容器に注水する場合の水源(防火水槽)と注水先(原子炉圧力容器)の圧力差,静水頭,機器圧損,配管,ホース及び弁類圧損を考慮し,可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を直列2台運転で注水流量45m³/h達成可能な設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) は、重大事故等時において、原子炉圧力容器 への注水として原子炉冷却に必要な流量を確保できる容量を有するものを 1 セット 3 台使用する。保有数は 1 プラントあたり 2 セット 6 台で 6 号及び 7 号炉 共用で 4 セット 12 台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ 用として 1 台 (共用) の合計 13 台を分散して保管する。

 $(47-6-6\sim12)$

(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)

(i) 要求事項

常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の接続箇所は、格納容器下部注水系(可搬型)、復水貯蔵槽への供給にも使用することができるよう、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)から来るホースと接続口について、簡便な接続方式である結合金具にすることに加え、接続口の口径を75A又は65Aに統一し、75A/65Aのレデューサを配備しておくことで確実に接続ができる設計

とする。また、6 号及び7 号炉が相互に使用することができるよう、可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) から来るホースと接続口について、ホースと接続口を簡便な接続方式である結合金具にすることに加え、接続口の口径を75A 又は65A に統一し、75A/65A のレデューサを配備しておくことで確実に接続ができる設計とする。

 $(47-7-1\sim 5)$

(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)

(i) 要求事項

常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の接続箇所である接続口は、重大事故等時の環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災の影響により接続できなくなることを防止するため、接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設ける設計とする。

6号炉については、接続口から復水補給水系配管まで鋼製配管でつながる「接続口(屋内本設)」を原子炉建屋南側に1箇所,原子炉建屋東側に1箇所設置し、接続口から復水補給水系配管まで建屋内にホースを敷設してつながる「接続口(屋内ホース)」を原子炉建屋内東側に1箇所設置し、合計3箇所設置することで共通要因によって接続できなくなることを防止する設計とする。

7号炉については、接続口から復水補給水系配管まで鋼製配管でつながる「接続口(屋内本設)」を原子炉建屋南側に1箇所、原子炉建屋北側に1箇所設置し、接続口から復水補給水系配管まで建屋内にホースを敷設してつながる「接続口(屋内ホース)」を原子炉建屋内東側に1箇所設置し、合計3箇所設置することで共通要因によって接続できなくなることを防止する設計とする。

 $(47-7-1\sim5)$

(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項四)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、炉心損傷後の格納容器ベントを実施していない状況で屋外で使用する設備であり、想定される重大事故等が発生した場合における放射線を考慮しても作業への影響はないと想定しているが、仮に線量が高い場合は線源からの離隔距離をとること、線量を測定し線量が低い位置に配置することにより、これら設備の設置及び常設設備との接続が可能である。また、現場での接続作業にあたっては、簡便な結合金具による接続方式により、確実に速やかに接続が可能である。

(47-7-1)

(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)

(i) 要求事項

地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、地震、 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに よる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件 を考慮し、残留熱除去系ポンプ、低圧代替注水系(常設)である復水移送ポン プと位置的分散を図り、発電所敷地内の高台の荒浜側高台保管場所及び大湊側 高台保管場所に分散して保管する。

(47-8-1, 2)

(6) アクセスルートの確保(許可基準規則第43条第3項六)

(i)要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において,可搬型重大事故等対処設備 を運搬し,又は他の設備の被害状況を把握するため,工場等内の道路及び通路 が確保できるよう,適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、通常時は高台に保管しており、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から接続場所までの運搬経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。(『可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』参照)

 $(47-9-1 \sim 4)$

(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項七)

(i) 要求事項

重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故 対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設 重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な 機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたも のであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

低圧代替注水系(可搬型)は、設計基準事故対処設備の残留熱除去系と常設重大事故等対処設備の低圧代替注水系(常設)に対し、多様性、位置的分散を図る設計としている。これらの詳細については、3.4.2.2.3 項に記載のとおりである。

- 3.4.3 重大事故等対処設備(設計基準拡張)
- 3.4.3.1 残留熱除去系 (低圧注水モード)

3.4.3.1.1 設備概要

残留熱除去系(低圧注水モード)は、非常用炉心冷却系の1つである。非常用炉心冷却系は、冷却材喪失事故時に燃料被覆管の重大な損傷を防止し、ジルコニウムー水反応を極力抑え、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持ち、低圧注水系、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系で構成する。

残留熱除去系(低圧注水モード)は、電動ポンプ3台、配管、弁類、ストレーナ、スパージャ及び計測制御装置からなり、冷却材喪失事故時には、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系と連携して、炉心を冷却する機能を有する。

本系統は、3 台の残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプごとに別々のループとなっており、原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号で作動を開始し、サプレッション・チェンバのプール水を原子炉圧力容器内(炉心シュラウド外)に注水し、炉心を冷却する。

本系統の系統概要図を図 3.4-5 に, 重大事故等対処設備(設計基準拡張)一覧を表 3.4-16 に示す。

本系統は設計基準対象施設であるが,想定される重大事故等時においてその機能 を期待するため,重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置付ける。

また、残留熱除去系(低圧注水モード)は、非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電機)からの給電に加えて、代替交流電源設備からの給電により復旧し、重大事故等時に使用できる設計とする。

- ・水源については「3.13 重大事故等の 収束に必要となる水の供給設備(設置 許可基準規則第56条に対する設計方 針を示す章)で示す。
 ・電源設備については「3.14 電源設備
- 電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する 設計方針を示す章)」で示す。
 計装設備については「3.15 計装設備

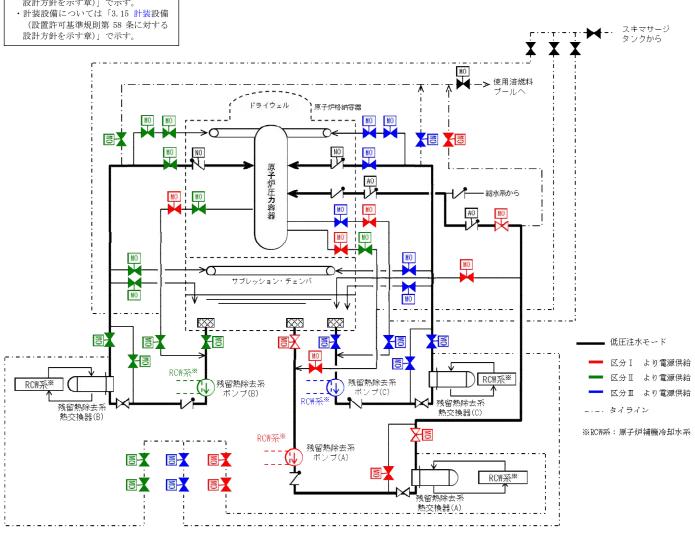


図 3.4-5 残留熱除去系(低圧注水モード) 系統概要図

表 3.4-16 残留熱除去系 (低圧注水モード) に関する重大事故等対処設備 (設計基準拡張) 一覧

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
設備区分	設備名
主要設備	残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプ【常設】
附属設備	
水源※1	サプレッション・チェンバ【常設】
流路**2	残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】
	給水系 配管・弁・スパージャ【常設】
注水先	原子炉圧力容器【常設】
電源設備※3	非常用交流電源設備
	非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】
計装設備※4	原子炉水位(SA)【常設】
	残留熱除去系系統流量【常設】

- ※1:水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。
- ※2:残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器 は流路としてのみ用いるため、配管に含む。
- ※3:電源設備については「3.14電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計 方針を示す章)」で示す。
- ※4:主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態 計装設備については「3.15計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計

方針を示す章)」で示す。

3.4.3.1.2 主要設備の仕様

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプ

容量 : 約 950m³/h/台

全揚程 : 約 130m

個数 : 3

取付箇所 : 原子炉建屋地下3階

なお、水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」、電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」、計場設備については「3.15 計場設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。

3.4.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針

残留熱除去系(低圧注水モード)は、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。

ただし、代替交流電源設備からの給電により残留熱除去系(低圧注水モード)を復旧させる場合については、残留熱除去系(低圧注水モード)は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電機)からの給電により起動する残留熱除去系(低圧注水モード)に対して、駆動電源の多様性を有する設計とする。常設代替交流電源設備の多様性、位置的分散については、「3.14電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」に示す。

残留熱除去系(低圧注水モード)については、設計基準対象施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に悪影響を及ぼさない設計である。

残留熱除去系(低圧注水モード)は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計である。

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプについては、設計基準事故時の非常用炉 心冷却機能を兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等 の収束に必要な容量に対して十分である。

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプについては、二次格納施設内に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における二次格納施設内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3.4-17に示す設計である。

衣 3.4-17 忽足 9 る環境栄性及び何里栄性									
環境条件等	対応								
温度・圧力・湿度・放	二次格納施設内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線								
射線	条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。								
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受け								
	ない。								
海水を通水する系統へ	海水を通水しない。								
の影響									
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷し								
	ないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方								
	針」に示す)。								
風(台風)・積雪	二次格納施設内に設置するため、風(台風)及び積雪の影								
	響は受けない。								
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその								
	機能が損なわれない設計とする。								

表 3.4-17 想定する環境条件及び荷重条件

また,残留熱除去系(低圧注水モード)は中央制御室にて操作可能な設計とする。 残留熱除去系(低圧注水モード)の系統構成及び運転に必要な操作機器は、中央制 御室で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作 が可能である。

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

残留熱除去系(低圧注水モード)については、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。また、残留熱除去系(低圧注水モード)については、テストラインにより系統の機能・性能試験が可能な設計である。残留熱除去系(低圧注水モード)ポンプについては、発電用原子炉の運転中に系統の機能・性能試験が可能な設計であり、発電用原子炉の停止中に分解検査及び外観検査が可能な設計である。

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

3.4.3.2 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)

3.4.3.2.1 設備概要

残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、3ループから構成され、熱交換器 3基、電動ポンプ3台、配管、弁類、スパージャ及び計測制御装置からなり、原子炉停止後、炉心崩壊熱及び原子炉圧力容器、配管、冷却材中の残留熱を除去して、原子炉を冷却するためのものである。

炉心崩壊熱及び残留熱は、原子炉停止後には復水器等により冷却され、冷却材温度が十分下がった後は、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)によって冷却される。

本系統の系統概要図を図3.4-6に、重大事故等対処設備(設計基準拡張)一覧を表3.4-18に示す。

本系統は設計基準対象施設であるとともに, 想定される重大事故等時においてその機能を期待するため, 重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置付ける。

また,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は,非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電機)からの給電に加えて,代替交流電源設備からの給電により復旧し,重大事故等時に使用できる設計とする。

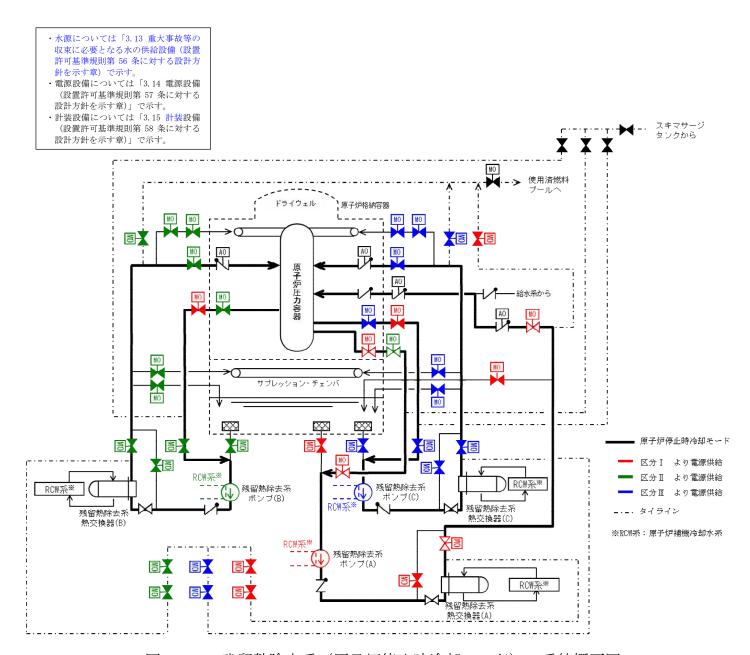


図 3.4-6 残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード) 系統概要図

表 3.4-18 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) に関する重大事故等対処設備 (設計基準拡張)一覧

設備区分	設備名
主要設備	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)ポンプ【常設】
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)熱交換器【常設】
附属設備	
水源**1	原子炉圧力容器【常設】
流路	残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ【常設】
	給水系 配管・弁・スパージャ【常設】
注水先	原子炉圧力容器【常設】
電源設備※2	非常用交流電源設備
	非常用ディーゼル発電機(設計基準拡張)【常設】
計装設備※3	残留熱除去系系統流量【常設】
	残留熱除去系熱交換器入口温度【常設】
	残留熱除去系熱交換器出口温度【常設】

- ※1:水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。
- ※2:電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。
- ※3:主要設備を用いた炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態

計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。

3.4.3.2.2 主要設備の仕様

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) ポンプ

容量 : 約 950m³/h/台

全揚程 : 約 130m

台数 : 3

取付箇所 : 原子炉建屋地下3階

(2) 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) 熱交換器

基数 : 3

伝熱容量 : 約8.1 MW/基 (海水温度 30℃において)

なお、水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」、電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」、計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。

3.4.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針

残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、想定される重大事故等時に重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用するため、「2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。

ただし、代替交流電源設備からの給電により残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を復旧させる場合については、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電機)からの給電により起動する残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)に対して、駆動電源の多様性を有する設計とする。常設代替交流電源設備の多様性、位置的分散については、「3.14電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」に示す。

残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)については、設計基準対象施設として 使用する場合と同様の系統構成で重大事故等においても使用するため、他の施設に 悪影響を及ぼさない設計である。

残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計である。

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)ポンプ及び残留熱除去系(原子炉停止 時冷却モード)熱交換器については、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重 大事故等の収束に必要な容量に対して十分である。

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)ポンプ及び残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)熱交換器については、二次格納施設内に設置される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における二次格納施設内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3.4-19 に示す設計である。

表 3.4-19 想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放	二次格納施設内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線
射線	条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受け
	ない。
海水を通水する系統へ	海水を通水しない。
の影響	
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷し
	ないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方
	針」に示す)。
風(台風)・積雪	二次格納施設内に設置するため、風(台風)及び積雪の影
	響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその
	機能が損なわれない設計とする。

また,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は中央制御室にて操作可能な設計である。残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の系統構成及び運転に必要な操作機器は、中央制御室で操作することから、操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)については、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等においても使用する設計である。また、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)については、テストラインにより系統の機能・性能試験が可能な設計である。残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)ポンプ及び残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)熱交換器については、発電用原子炉の運転中に系統の機能・性能試験が可能な設計であり、発電用原子炉の停止中に分解検査及び外観検査が可能な設計である。

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】

【設置許可基準規則】

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

- 第五十四条 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能 が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該 使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却 し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければ ならない。
- 2 発電用原子力施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し,又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは,本規程第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。
- 2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。
- a) 代替注水設備として,可搬型代替注水設備(注水ライン及びポンプ車等)を 配備すること。
- b) 代替注水設備は、設計基準対象施設の冷却設備及び注水設備が機能喪失し、 又は小規模な漏えいがあった場合でも、使用済燃料貯蔵槽の水位を維持でき るものであること。
- 3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。
- a) スプレイ設備として,可搬型スプレイ設備(スプレイヘッダ,スプレイライン及びポンプ車等)を配備すること。
- b) スプレイ設備は、代替注水設備によって使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合でも、燃料損傷を緩和できるものであること。
- c) 燃料損傷時に,できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための設備を整備すること。
- 4 第1項及び第2項の設備として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。
- a) 使用済燃料貯蔵槽の水位,水温及び上部の空間線量率について,燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能であること。
- b) これらの計測設備は、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。
- c) 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視できること。

- 3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- 3.11.1 設置許可基準規則第54条への適合方針

想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料プールの水位の低下があった場合において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため、以下の設備を設ける(以下、「第54条第1項対応」という)。

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するため、以下の設備を設ける(以下、「第54条第2項対応」という)。ただし、臨界の防止については、以下の設備により設計基準対象施設である使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体の形状を保持することで未臨界性を維持する。(54-13-2~5)

(1) 燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の設置(設置許可基準規則 解釈の第1項~第3項)

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)は、第 54 条第 1 項対応の場合、可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)又は(A-2 級)により防火水槽の水をホース及び可搬型スプレイヘッダを経由して使用済燃料プールへ注水することで使用済燃料プールの水位を維持可能な設計とする。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)は、第 54 条第 2 項対応の場合、可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)により防火水槽から水を汲み上げ、可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)又は(A-2 級)によりホース及び可搬型スプレイへッダを経由して使用済燃料に直接スプレイすることで、燃料損傷を緩和するとともに、スプレイ水の放射性物質叩き落としの効果により、環境への放射性物質放出を可能な限り低減可能な設計とする。

ここで、水源である防火水槽は、淡水貯水池又は海から水を補給できる設計とする。

(2) 燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)の設置(設置許可基準規則解 釈の第1項~第3項)

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)は、第 54 条第 1 項対応の場合、可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)又は(A-2 級)により防火水槽の水をホース及び常設スプレイヘッダを経由して使用済燃料プールへ注水することで使用済燃料プールの水位を維持可能な設計とする。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)は,第 54 条第 2 項対応の場合,可搬型代替注水ポンプ(A-2 級)により防火水槽の水を汲み上げ,可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)により燃料プール代替注水系配管及び常設スプレイヘッダを経由して使用済燃料に直接スプレイすることで,使用済燃料プール近傍へアクセスすることなく屋外からの現場操作により,燃料損傷を緩和するとともに,スプレイ水の放射性物質叩き落としの効果により,環境への放射性物質放出を可能な限り低減可能な設計とする。

ここで、水源である防火水槽は、淡水貯水池又は海から水を補給できる設計

とする。

(3) 大容量送水車 (原子炉建屋放水設備用) 及び関連設備 (大気への拡散抑制) (設置許可基準規則解釈の第3項c))

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において大気への放射性物質の拡散を抑制可能な設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)(6号及び7号炉共用)
- ・放水砲(6号及び7号炉共用)

なお、本設備の詳細については「3.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(設置許可基準規則第55条に対する設計方針を示す章)」で示す。

(4) 使用済燃料プールの監視設備の設置(設置許可基準規則解釈の第4項)

使用済燃料プールの水位、水温及びプール上部の空間線量率について、使用済燃料プールに係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり監視するため、使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域)、使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)を設置する。

また,使用済燃料プールの状態を監視するため,使用済燃料貯蔵プール監視 カメラを設置する。

上記の計測設備は、代替電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室で監視可能な設計とする。

なお、サイフォン現象により、使用済燃料プールディフューザ配管からプール 水が漏えいした場合に備え、使用済燃料プールディフューザ配管上部にサイフォ ンブレーク孔を整備し、サイフォンブレーク孔まで水位が低下した時点で、受動 的にサイフォン現象の継続を停止させる設計とする。

万が一,サイフォンブレーク孔の機能が喪失した場合においても,現場での手動弁操作により破断箇所を隔離することで,プール水の流出を停止させることが可能な設計とする。

 $(54-12-2\sim3)$

また,重大事故等時に設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却系の復旧ができず,使用済燃料プールの冷却機能が喪失した場合においても,代替原子炉補機冷却系を用いて,燃料プール冷却浄化系ポンプ及び熱交換器により,使用済燃料プール内に貯蔵する使用済燃料から発生する崩壊熱を冷却可能な設計とする。

なお,第54条第1項対応において,使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し, 放射線を遮蔽し,及び臨界を防止するための自主対策設備として以下を整備する。

(5) 消火系による使用済燃料プール注水の整備

消火系による使用済燃料プールへの注水は、ディーゼル駆動消火ポンプを用い、全交流電源が喪失した場合でも、高台に配備した代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から遠隔で弁操作し、ろ過水タンクを水源として、消火系配管、復水補給水系配管、残留熱除去系配管及び燃料プール冷却浄化系配管を経由して使用済燃料プールへ注水する。

なお,第 54 条第 2 項対応において,使用済燃料プール内の燃料体等の損傷を 緩和し,臨界を防止するための自主対策設備として以下を整備する。

(6) ステンレス鋼板等による漏えい緩和の整備

使用済燃料プールの水位が著しく低下した場合に、ステンレス鋼板を用いて 使用済燃料プール水の漏えいを緩和するとともに使用済燃料プールの水位低 下を緩和する。

ただし、この手段では漏えいを緩和できない場合があること、重いステンレス鋼板を使用するため作業効率が悪いことから、今後得られた知見を参考に、より効果的な漏えい緩和策を取り入れていく。

また,複数の代替淡水源(防火水槽,淡水貯水池)の淡水が枯渇した場合の海水の利用手段として,以下を整備する。

(7) 燃料プール代替注水系の海水の利用

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)並びに燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)の水源である複数の代替淡水源(防火水槽,淡水貯水池)の淡水が枯渇した場合において,防潮堤の内側に設置している海水取水箇所(取水路)より,大容量送水車(海水取水用)を用いて防火水槽への供給又は可搬型代替注水ポンプ(A-1級)又は(A-2級)に海水を直接送水を行う設計とする。なお,海水の利用については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。

- 3.11.2 重大事故等対処設備
- 3.11.2.1 燃料プール代替注水系 (可搬型スプレイヘッダ)

3.11.2.1.1 設備概要

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)は、設計基準対象施設である残留熱除去系(使用済燃料プール水の冷却及び注水機能)及び燃料プール冷却浄化系(使用済燃料プール水の冷却機能)の有する使用済燃料プールの冷却及び注水機能が喪失した場合に、この機能を代替し、使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷、臨界の防止及び放射線の遮蔽を目的として設置するものである。

また,大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和,及び臨界の防止を目的として設置するものである。

本系統は、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)、計測制御装置、及び水源である複数の代替淡水源(防火水槽及び淡水貯水池)、流路であるホース、可搬型スプレイヘッダ、注入先である使用済燃料プール、燃料補給設備である軽油タンク、タンクローリ(4kL)等から構成される。

本系統に関する重大事故等対処設備を表 3.11-1 に,本系統全体の概要図を図 3.11-1 及び図 3.11-2 に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)は,第54条第1項対応の場合,可搬型代替注水ポンプ(A-1級)又は(A-2級)により防火水槽の水をホース及び可搬型スプレイヘッダを経由して使用済燃料プールへ注水することで使用済燃料プールの水位を維持可能な設計とする。

燃料プール代替注水系 (可搬型スプレイヘッダ) は,第 54 条第 2 項対応の場合,可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) により防火水槽の水を汲み上げ,可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 又は (A-2 級) によりホース及び可搬型スプレイヘッダを経由して使用済燃料に直接スプレイすることで,燃料損傷を緩和するとともに,スプレイ水の放射性物質叩き落としの効果により,環境への放射性物質放出を可能な限り低減可能な設計とする。

本系統の操作にあたっては、ホース及び可搬型スプレイヘッダの敷設により系統構成を行った後、屋外で可搬型代替注水ポンプ (A-1級)及び (A-2級)の操作スイッチにより可搬型代替注水ポンプを起動し運転を行う。

可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、駆動源である軽油を、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を介し給油できる設計とする。

水源である防火水槽は、淡水貯水池からホースを経由して補給できる設計とする。

表 3.11-1 燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)に関する 重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 【可搬型】
	可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) 【可搬型】
	可搬型スプレイヘッダ【可搬型】
附属設備	
水源**1	防火水槽【常設】
	淡水貯水池【常設】
流路	ホース・接続口【可搬型】
	燃料プール代替注水系 配管・弁【常設】
注水先	使用済燃料プール【常設】
電源設備	燃料補給設備
(燃料補給	軽油タンク【常設】
設備を含	タンクローリ(4kL)【可搬】
む)	
計装設備※2	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)【常設】
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)【常設】
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)【常設】
	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ【常設】
	(使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置【常設】を含む)

※1:水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。

※2:主要設備を用いた使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷緩和,臨界防止及 び放射線の遮蔽対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の 状態

計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計 方針を示す章)」で示す。 3.11.2.1.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。

(1) 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) (6号及び7号炉共用)

種類 :ターボ形 容量 $: 168 \,\mathrm{m}^3 / \,\mathrm{h} / \dot{\Xi}$

吐出圧力 : 0.85MPa 最高使用圧力: 2.0MPa 最高使用温度:40℃

: 1 (予備 1) 個数

設置場所 : 屋外

保管場所 : 荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所

原動機出力 : 160kW

(2) 可搬型代替注水ポンプ(A-2級) (6号及び7号炉共用)

: ターボ形 種類

容量 $: 120 \text{ m}^3 / \text{ h} / \dot{\oplus}$

叶出压力 : 0.85MPa 最高使用圧力: 2.0MPa 最高使用温度:40℃

: 4(2/プラント)(予備 5) 個数

設置場所 : 屋外 保管場所 : 荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所

原動機出力 : 110kW

(3) 可搬型スプレイヘッダ

最高使用温度:100℃

:1(予備1) 数量

設置場所 :二次格納施設內 地上4階

保管場所 : 二次格納施設内 地上3階及び4階

なお、水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設 置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。

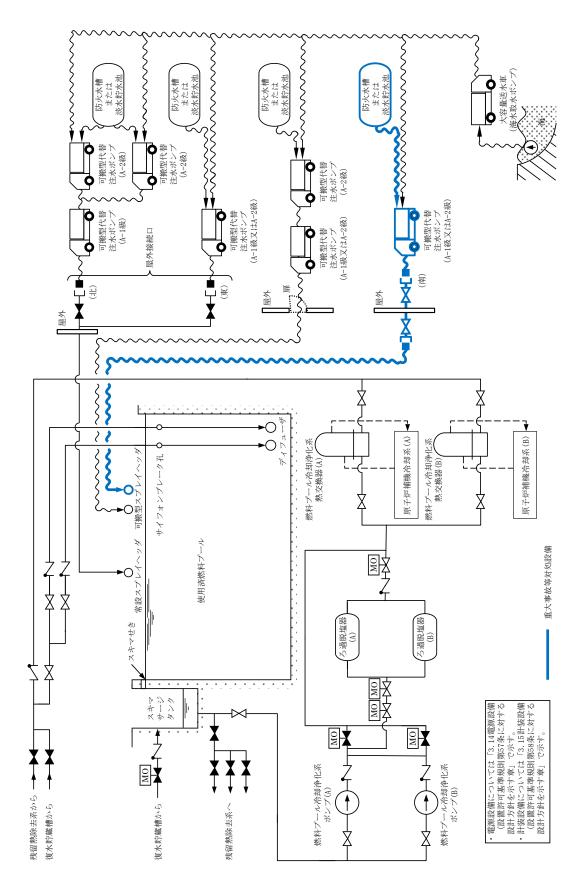


図 3.11-1 燃料プール代替注水系 (可搬型スプレイヘッダ) 使用済燃料プールへ注水する場合の系統概要図

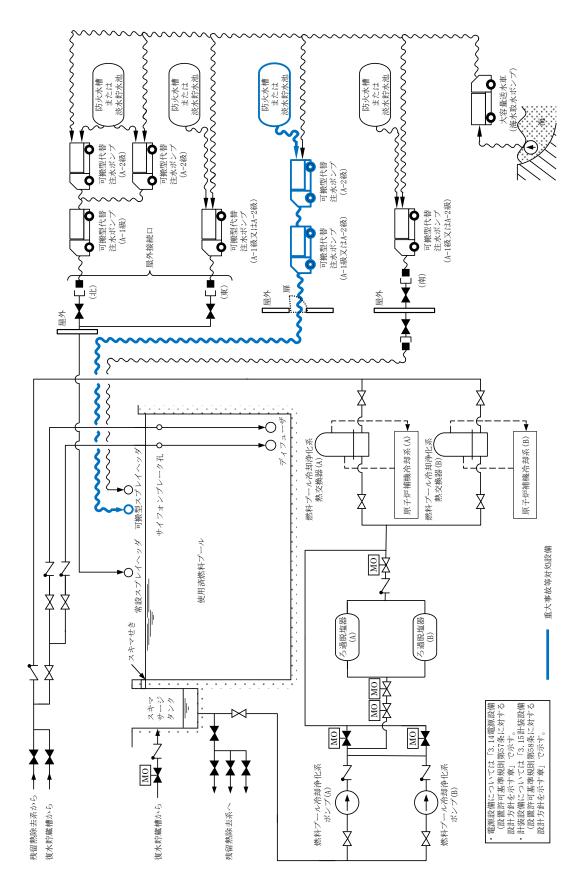


図 3.11-2 燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ) 使用済燃料プールへスプレイする場合の系統概要図

3.11.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針

3.11.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針

- (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)
- (i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、屋外に設置している設備であることから、想定される重大事故等時における屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能が有効に発揮することができるよう、以下の表 3.11-2 に示す設計とする。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の可搬型スプレイヘッダは 二次格納施設内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時にお ける二次格納施設内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能が有効に発揮 することができるよう、以下の表 3.11-3 に示す設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) は,屋外で可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) の操作スイッチで操作可能な設計とする。また,風(台風) による荷重については,転倒しないことの確認を行っているが,詳細評価により転倒する結果となった場合は,転倒防止措置を講じる。積雪の影響については,適切に除雪する運用とする。降水及び凍結により機能を損なわないよう防水対策及び凍結対策を行う。

 $(54-3-2\sim10)$

表 3.11-2 可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) に想定する 環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に
射線	耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対
	策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統へ	淡水だけでなく海水も使用する(常時海水を通水しな
の影響	い)。使用済燃料プールへの注水は、可能な限り淡水源を
	優先し、海水通水時間を短時間とすることで、設備への
	影響を考慮する。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷し
	ないことを確認し、治具や輪留め等を用いた転倒防止対
	策を行う。
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しない
	ことを評価により確認する。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりそ
	の機能が損なわれない設計とする。

表 3.11-3 可搬型スプレイヘッダに想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放	二次格納施設内で想定される温度、圧力、湿度及び放射
射線	線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受
	けない。
海水を通水する系統へ	淡水だけでなく海水も使用する(常時海水を通水しな
の影響	い)。使用済燃料プールへの注水は、可能な限り淡水源を
	優先し、海水通水時間を短時間とすることで、設備への
	影響を考慮する。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷し
	ないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方
	針」に示す)。
風 (台風)・積雪	二次格納施設内に設置するため、風(台風)及び積雪の
	影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりそ
	の機能が損なわれない設計とする。

(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項二)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)を運転する場合は,可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)及び(A-2 級)の移動,ホース及び可搬型スプレイヘッダの敷設により系統構成を行った後,屋外で可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)及び (A-2 級)の操作スイッチにより可搬型代替注水ポンプを起動し,使用済燃料プールへの注水を行う。

以上のことから,燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の操作に 必要な機器を表 3.11-4 に示す。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) については、可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) 操作盤の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び (A-2 級)操作盤の操作スイッチを操作するにあたり,運転員のアクセス性及び操作性を考慮して十分な操作空間を確保することで基準に適合させる。また,それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし,運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) は,接続口まで移動可能な車両設計とするとともに,設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。

建屋貫通接続口を通じてホースを敷設する場合の操作対象弁は屋外及び二次格納施設内に設置し、ハンドルによる手動操作が可能な設計とする。

ホース及び可搬型スプレイヘッダの接続作業にあたっては、特殊な工具、及び技量は必要とせず、簡便な結合金具による接続方式により、確実に接続が可能な設計とする。

 $(54-3-2\sim10)$

表 3.11-4 操作対象機器

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	起動・停止	屋外設置位置	スイッチ操作
可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	起動・停止	屋外設置位置	スイッチ操作
SFP 接続口建屋内元弁	弁閉→弁開	原子炉建屋	人力操作
		地上1階	
SFP 接続口建屋外元弁	弁閉→弁開	屋外	人力操作
ホース及び可搬型スプレイヘッダ	ホース接続	屋外及び	人力接続
		原子炉建屋内	

(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項三)

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため,発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)は,表 3.11-5 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能確認,弁動作試験,分解検査,外観検査が可能な設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) は,発電用原子炉の運転中又は停止中に分解又は取替,車両としての運転状態の確認が可能な設計とする。また,発電用原子炉の運転中又は停止中に,淡水貯水池を水源とし,可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 又は (A-2 級),仮設流量計,ホースの系統構成で淡水貯水池へ送水する試験を行うテストラインを設けることで,燃料プール代替注水系(可搬型スプレイへッダ)の機能・性能(吐出圧力,流量)及び漏えいの有無の確認が可能な系統設計とする。なお,接続口から可搬型スプレイへッダまでのラインについては,上記の試験に加えて,発電用原子炉の運転中及び停止中に接続口の弁開閉試験を実施することで機能・性能が確認可能な設計とする。

ホース及び可搬型スプレイヘッダは、外観検査により機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。

可搬型スプレイヘッダは,通気により,つまり等がないことの確認が可能な 設計とする。

(54-5-2, 3)

表 3.11-5 燃料プール代替注水系 (可搬型スプレイヘッダ) の試験及び検査

発電用原子炉の 状態	項目	内容								
	機能・性能 試験	可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)の運転性能(吐出圧力,流量)の確認,漏えいの確認 可搬型スプレイヘッダへの通気による機能・								
	弁動作試験	性能の確認 弁開閉動作の確認								
運転中又は 停止中	分解検査	可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び (A-2級) を分解し、部品の表面状態を、試験及び目視により確認 又は必要に応じて取替								
	外観検査	ホース及び可搬型スプレイヘッダ外観の確認								
	車両検査	可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び (A-2級) の車両としての運転状態の確認								

(4) 切り替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項四)

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に あっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるも のであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)は、重大事故等への対処以外に通常時に使用する設備でないことから、図 3.11-3 で示すタイムチャートのとおり系統の切り替えは発生しない。

<使用済燃料プールへ注水する場合>

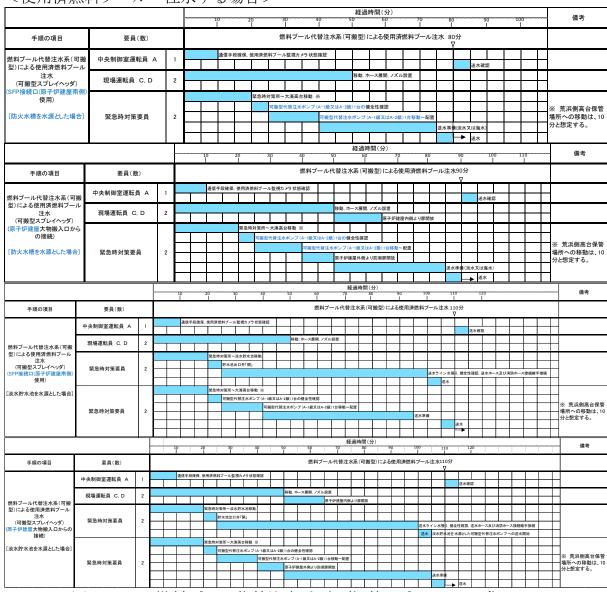


図 3.11-3 燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の タイムチャート(1/2)*

<使用済燃料プールへスプレイする場合>

								10		20			50		40		50	経過	持間	(分) 印		70		80			90		10	0		Ű	青考					
手順の項目		要員(数)												燃	料プー	ル代	替注:	水系	(可搬	型) に	よる使	用済	燃料フ	ار—ا	ノスプロ	ノイ	95≴	分		T							
			_	T				選	信手段	官保. 使	用済燃	はブール	レ監視が	メラ 状態	多確	認				T	T	T	_	-1		1	T	Ť	\neg		廿							
燃料プール代替注水系(す	中央制御!	至連転	ij Α	١	1		T	1							T												T			送水確	12							
型)による使用済燃料プー		FB (. D		2												ŧ	移動. ホ	一ス原	戦開. ノス	ル設置																	
スプレイ (可搬型スプレイヘッダ)		454	J, D		_																						╙	_			Ц							
SFP接続口(原子炉建屋南							D									紧急時文			台移動							_	_				<u> </u>	4	4			Ш		
使用)	緊急時	计学用	5 B		3		+	+	-			可搬型	代替注	水ポンプ	_	-1級及びA					ST 10 (1)		7.00	_		-	+	+	-			※ 荒浜係 場所への						
防火水槽を水源とした場	紊忌呀 合]	刈束多	美		3		+	+	-	-			1	Т	D)	可搬型代替	汪水市	ドンフ(4-1級。	及びA-2	做)2台	多期~自	と置		*水准	備(淡水	V (±3	五水)	\dashv			まがへい. 分と想定す						
								1						+	t	T	T			Т	T	T	Т	Ť	2754	ME (OK)	×1007		*	送水	H							
					Τ		-							-	_		#	经過時	間(:	分)	-								_		—		m.ak.					
							10		21	J	3	 		40		50 		60 		7	0	8			90 		10 	0	T	10 		1	備考					
手順の項目	要	員(数)													Ŕ	燃料プー	-ル代	计替注	水系	(可搬	일) (C.a	る使用	用済燃	*料プ-	ールス	スプレ・	1		i5分 ∇									
	中央制御室	軍転員	Α	1			ji.	M信手F	设確保. 包	門済燃	料プール	レ監視力	メラ 状!	修確認	L																							
燃料プール代替注水系(可				Ė	╄				Щ		<u> </u>	<u> </u>			Ļ	***		- 886				-	_	╄	+	4			F	送水品	在認							
型)による使用済燃料プー		€ C, I	D	2	F	T	1								T	移費	, #-	ス展開.	ノズル	設置 原子炉3	1屋内4	より夢り	開放	+	+	+			\vdash	+	+							
スプレイ (可搬型スプレイヘッダ)				t	t	+				緊急時	対策所~	大湊高	台移動	*	t		T	T					Ī	╅	Ť	+			T	\dagger	\forall							
原子炉建屋大物搬入口か の接続)	6				Г		Ī				可搬型	代替注力	kポンフ	_		A-2級)2台																※ 荒浜側高台	明古人内					
	緊急時対	策要員	ı	3	L	_	_							可搬型	代報	替注水ポン					~配置		<u> </u>	_	4	_			ᄂ		Ш	※ 荒浜1場所への						
防火水槽を水源とした場合	5火水槽を水源とした場合]				\vdash	+	_						1		1	原刊	炉建图	型外側よ	り防潮	屏開放			<u> </u>	<u> </u>	186	水準備(No. of comm	1 1 May 1	H	+	+	分と想定						
					H		_							+	$^{+}$		Т	Т		Ι		Π	T	Τ	达	水準備(淡水×	は海水	_	送水	+	1						
			Т	<u> </u>	<u> </u>												経済	邑時間	(分)				_		_					ALL/N			Annual or Control					
-					10		20		30		40		50 		F0***		70		80		l I	10	10	11		12 	0						備考					
手順の項目	要員(数)															燃料	ブール	ル代替	注水系	系(可搬	型によ	る使用	済燃料	*プール	スプ	ノイ 120 V												
	中央制御室運転員	А	1		3	直信手段	確保. 使	用済燃	料ブール監	視カメラ	状態確認																		匸									
		-			Ц				Ш				20.00	4.78	-	ノズル設置	+	+	+	+	-							送水碓	認	-	┝							
	現場運転員 C.)	2									T	19.80	. A Age	1	/ A/PEKEL																						
燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プール							,		対策所~淡			Ţ			I				F																			
スプレイ (可搬型スプレイヘッダ)	緊急時対策要員		2		-		-		貯水池出	コ弁「開」	_										<u> </u>		送水ラ・	イン水張り	J. 健全	性確認。	芝水木-	-ス及び2	有防ホー	ス接続継	手接続							
SFP接続口(原子炉建屋南側) 使用)					I							I			T				Т					送水					匚									
						ŀ		_	_	,		可搬型代1			IB TATE A	256) 240	nat 中性耳	1270	-	+	╁	╀	+	-							-	₩	-	Н				
淡水貯水池を水源とした場合]	緊急時対策要員		2						P) 100.3E (C)	HALLOWIN.						1-2級)2台移	動~配	置															兵側高台係 の移動は、					
	未心时对果安員		1		J	Ŧ	1		H	1		_		7	F			_			_		送水準	in .		Щ			屽	F	П	分と想	の移動は、 定する。					
			ŀ	+	\dashv		+		+	+	+	+	+	+	t			+	1	+	\vdash						送水		+	\vdash	\vdash	-						
			Π		- 10		70		26		20	,				70	経過	時間(分)	- on	,	100		***		120		130					備者					
			+		Ĭ		Ĩ		Ĭ		ĺ			Ĭ		ΔĨ		Ĩ		Ĩ		T.		110	-	_	-	ĩ				+	-					
手順の項目	要員(数)															焓	料プ-	ール代	替注水	k系(可持	段型)に	よる使	用済燃	料ブー	レスフ	レイ 1	25分 ∇			,								
	中央制御室運転員	A	1		通信	含手段確保	R. 使用:	济燃料:	ブール監視	カメラ 状!	思確認	\vdash		+		++	+	+	+	-	-	+	+	+	\vdash	-	L	241	SP SE	+	+-	H						
ľ	現場運転員 C, D	\dashv	2		_		_	_	_				移動. 水	一ス展開	ノズル		⇉		I	1		▐	t	L	t			ME / N	Ī	L								
燃料プール代替注水系(可搬	祝彻进私民 U, U	_	_	\Box	\Box			1000	(所~淡水)							原子炉建制	内側よ	り屏開放	Ţ	Ŧ	F	F	F	4	F	1	F	4	丰	4	屽	\vdash						
型)による使用済燃料プール スプレイ	緊急時対策要員		2		T		※2		(所~淡水) 水池出口升		100			_		+	\pm	\pm	\pm	\pm	1	\pm	t	t	t	+	t	\pm	\pm	t	+	H						
スプレー (可搬型スプレイヘッダ) 京子炉建屋大物搬入口からの	采忍 呀对束要貝		Ĺ		Ţ	Ŧ	送水ウイン水道、機会性健康、送水布 ― 及び消防布 ― 过機額手接機 選素 泉水貯水池を水道と止ぐ可能性 間注水水ンブへの送水開始										F																					
日子炉運屋大物搬入口からの 接続)					_		緊急	助射網	(所~大湊)	有台移動	*					+	+	+	+	-		送水	淡水	貯水池を力	k源とし	た可搬型化	代替注》	水ボンブ	への送水	K開始	+	\vdash						
炎水貯水池を水源とした場合]			E	Ī	Ţ	T	Ţ		搬型代替注		(A-1級及					П	1	1	#	1			t				L		丰		L	□	浜側高台伯					
	緊急時対策要員		2	-	+	+	+	+			可搬型	代替注水		-1級及びA 種外側より		股)2台移動~ 新展開放	配置	+	+	-	\perp	+	+	+	H	-	╄	+	+	-	+	場所へ	の移動は、					
			H	+	$^{+}$		\pm	#	ᆂ				-N 1 M"R		, wy A	No. PORTON								送水準	備		L	ᆂ	士		t	分と想	定する。					
																							_				-											

図 3.11-3 燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の タイムチャート(2/2)*

^{*:「}実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.11で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、通常時、接続先の系統と分離された状態で保管することとしており、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、輪留めによる固定等をするか又は設置場所において転倒しないことを確認することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(54-3-2)

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型スプレイヘッダは、通常時、他設備と独立した状態で設置又は保管し、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

 $(54-8-3\sim6)$

(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項六)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作 及び復旧作業を行うことができるよう,放射線量が高くなるおそれが少ない設 置場所の選定,設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたもので あること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の系統構成において操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表 3.11-6 に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)の起動及び接続口との接続作業並びに屋外の操作対象弁の開操作は、線源からの離隔により、放射線量が高くなるおそれの少ない場所である屋外で実施可能な設計とする。なお、原子炉建屋内に設置する操作対象弁の操作が困難な環境時に備え、燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)を設ける。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型スプレイヘッダは現場へ据え付け後、現場での操作が不要な設計とする。

 $(54-3-2\sim10)$

表 3.11-6 燃料プール代替注水系 (可搬型スプレイヘッダ) 操作対象機器設置場所

機器名称	設置場所	操作場所
可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	屋外設置位置	屋外設置位置
可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	屋外設置位置	屋外設置位置
SFP 接続口建屋内元弁	原子炉建屋	原子炉建屋
	地上1階	地上1階
SFP 接続口建屋外元弁	屋外	屋外
ホース及び可搬型スプレイヘッダ	屋外及び	屋外及び
	原子炉建屋内	原子炉建屋内

3.11.2.1.4 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針

- (1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)
- (i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え,十分に余裕のある容量を 有するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、第54条第1項及び第2項対応の場合に、必要な注水量又はスプレイ量を有する設計とする。

また,可搬型スプレイヘッダは1台で使用済燃料プール内燃料体にスプレイ可能な設計とする。

 $(54-6-2\sim30)$

- (2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)
- (i) 要求事項

常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)及び(A-2 級),並びに可搬型スプレイヘッダの接続箇所は,簡便な接続方式である結合金具による接続にすることに加え,接続口の口径を 65Aに統一し,75A/65A のレデューサを配備しておくことで確実に接続ができる設計とする。また,6 号及び 7 号炉が相互に使用することができるよう,可搬型代替注水ポンプ(A-1 級)及び(A-2 級)からくるホースと接続口について,ホースと接続口を簡便な接続方式である結合金具による接続にすることに加え,接続口の口径を 65A に統一し,75A/65A のレデューサを配備しておくことで確実に接続ができる設計とする。

(54-7-2, 3)

(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)

(i) 要求事項

常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外か

ら水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)及び燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)の接続箇所は,重大事故等時の環境条件,自然現象,外部人為事象,溢水及び火災の影響により接続できなくなることを防止するため,接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設ける設計とする。

6号及び7号炉ともに、接続口から可搬型スプレイヘッダまで建屋内にホースを敷設してつながる「SFP接続口」を原子炉建屋南側に1箇所設置し、接続口から常設スプレイヘッダまで鋼製配管でつながる「SFP接続口」を原子炉建屋東側に1箇所、原子炉建屋北側に1箇所設置し、合計3箇所設置することで共通要因によって接続できなくなることを防止する設計とする。

 $(54-7-2\sim 5)$

(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項四)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備 を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量 が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他 の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)の起動及びホースの接続作業は,仮に線量が高い場合は線源からの離隔距離をとること,線量を測定し線量が低い位置に配置することにより,これら設備の設置及び常設設備との接続が可能である。また,現場での接続作業にあたっては,簡便な結合金具による接続方式により,確実に速やかに接続が可能である。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型スプレイヘッダは、現場での据え付け後は、現場での操作が不要な設計とする。

また,可搬型スプレイヘッダの設置場所への据え付けが困難な環境時に備え, 常設スプレイヘッダを設ける。

 $(54-7-2\sim5)$

(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)

(i) 要求事項

地震, 津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロ

リズムによる影響,設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その 他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管す ること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、燃料プール冷却浄化系ポンプ、残留熱除去系ポンプと位置的分散を図り、発電所敷地内の高台(大湊側高台保管場所及び荒浜側高台保管場所)に複数箇所に分散して保管する。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型スプレイヘッダは、常設スプレイヘッダと二次格納施設内の異なる場所に保管する。

 $(54-8-2\sim6)$

(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において,可搬型重大事故等対処設備 を運搬し,又は他の設備の被害状況を把握するため,工場等内の道路及び通路 が確保できるよう,適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、通常時は高台に保管しており、想定される重大事故等が発生した場合においても、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。(『可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』参照)

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型スプレイヘッダは、通常時は原子炉建屋内に保管しており、その機能に期待できる環境時において、保管場所から接続場所までの運搬経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。(『可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』参照)

また,可搬型スプレイヘッダの保管場所,接続場所へのアクセスが困難な環境時に備え,常設スプレイヘッダを設ける。

 $(54-9-2\sim 8)$

(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項七)

(i) 要求事項

重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故 対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設 重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要 な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じた ものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、燃料プール冷却浄化系ポンプ、残留熱除去系ポンプと表 3.11-7で示すとおり位置的分散を図るとともに、可能な限りの多様性を備えた設計とする。

(54-3-2)

表 3.11-7 多様性又は多重性, 位置的分散

	設計基準	設計基準対象施設	重大事故等対処設備	対処設備
世	燃料プール冷却浄化系	残留熱除去系 (燃料プール冷却モード)	燃料プール代替注水系	
注水端	使用済燃料プールディフューザ	7-1-4	可搬型スプレイヘッダ	常設スプレイヘッダ
駆動用空気	計装用圧縮空気系	不要	不要	
潤滑油	不要 (内包油)		不要	
ポ シ シ	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	残留熱除去系 ポンプ	可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び(A-2 級)	
	原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地下3階	屋外	
冷却水	6号炉は原子炉補機冷却系 (7号炉は不要)	原子炉 補機冷却系	不要 (自滑水)	
坦茨之子	使用済燃料プール		代替淡水源又は海水	
77.VF	原子炉建屋 地上4階		屋外	
	非常用交流電源設備(非常用ディーゼル発電機)	常用ディーゼル発電機)	エンジン	
	原子炉建屋の二次格納施設外	面設外 地上1階	屋外	

3.11.2.2 燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)

3.11.2.2.1 設備概要

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)は、設計基準対象施設である残留 熱除去系(使用済燃料プール水の冷却及び注水機能)及び燃料プール冷却浄化系(使 用済燃料プール水の冷却機能)の有する使用済燃料プールの冷却及び注水機能が喪 失した場合に、この機能を代替し、使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷、臨 界の防止及び放射線の遮蔽を目的として設置するものである。

また,大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和,及び臨界の防止を目的として設置するものである。

本系統は、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)、計測制御装置、及び水源である複数の代替淡水源(防火水槽及び淡水貯水池)、流路である燃料プール代替注水系配管、常設スプレイヘッダ、注入先である使用済燃料プール、燃料補給設備である軽油タンク、タンクローリ(4kL)等から構成される。

本系統に関する重大事故等対処設備を表 3.11-8 に, 本系統全体の概要図を図 3.11-4 及び図 3.11-5 に示す。

本系統は第54条第1項対応(使用済燃料プールへ注水する)の場合,可搬型代替注水ポンプ(A-1級)又は(A-2級)により,防火水槽からホース,及び燃料プール代替注水系配管,常設スプレイヘッダを経由して使用済燃料プールへ注水可能な設計とする。

また、本系統は第54条第2項対応の場合、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)により防火水槽及び淡水貯水池の水、若しくは海水を汲み上げ、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)により燃料プール代替注水系配管及び常設スプレイヘッダを経由して使用済燃料プールへスプレイ可能な設計とする。

本系統の操作にあたっては、現場屋外での弁の操作、ホースの敷設により系統構成を行った後、屋外で可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)の操作スイッチにより可搬型代替注水ポンプを起動し運転を行う。

可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、駆動源である軽油を、軽油タンクからタンクローリ(4kL)を介し給油できる設計とする。

水源である防火水槽は、淡水貯水池からホースを経由して補給できる設計とする。

表 3.11-8 燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)に関する 重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 【可搬型】
	可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) 【可搬型】
	常設スプレイヘッダ【常設】
附属設備	_
水源**1	防火水槽【常設】
	淡水貯水池【常設】
流路	ホース・接続口【可搬型】
	燃料プール代替注水系 配管・弁【常設】
注水先	使用済燃料プール【常設】
電源設備	燃料補給設備
(燃料補給	軽油タンク【常設】
設備を含	タンクローリ(4kL)【可搬】
む)	
計装設備※2	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) 【常設】
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)【常設】
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)【常設】
	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ【常設】
	(使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置【常設】を含む)

※1:水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。

※2:主要設備を用いた使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷緩和,臨界防止及 び放射線の遮蔽対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の 状態

計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計 方針を示す章)」で示す。 3.11.2.2.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。

(1) 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) (6号及び7号炉共用)

種類 :ターボ形 容量 $: 168 \,\mathrm{m}^3 / \,\mathrm{h} / \,\dot{\Box}$

吐出圧力 : 0.85MPa 最高使用圧力: 2.0MPa 最高使用温度:40℃

個数 :1(予備1)

設置場所 : 屋外

保管場所 : 荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所

原動機出力 : 160kW

(2) 可搬型代替注水ポンプ(A-2級) (6号及び7号炉共用)

種類 :ターボ形

容量 $: 120 \,\mathrm{m}^3 / \,\mathrm{h} / \,\dot{\Box}$

吐出圧力 : 0.85MPa 最高使用圧力: 2.0MPa 最高使用温度:40℃

: 4(2/プラント)(予備 5) 個数

設置場所 : 屋外 保管場所 : 荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所

原動機出力 : 110kW

(3) 常設スプレイヘッダ

最高使用温度:66℃

数量 : 1

取付箇所 : 原子炉建屋 地上4階

なお、水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設 置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。

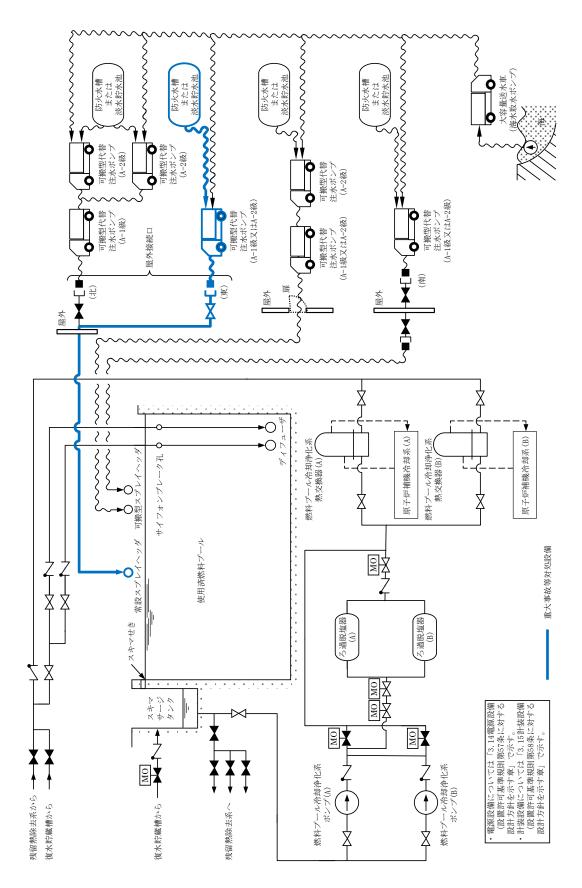


図 3.11-4 燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ) 使用済燃料プールへ注水する場合の系統概要図

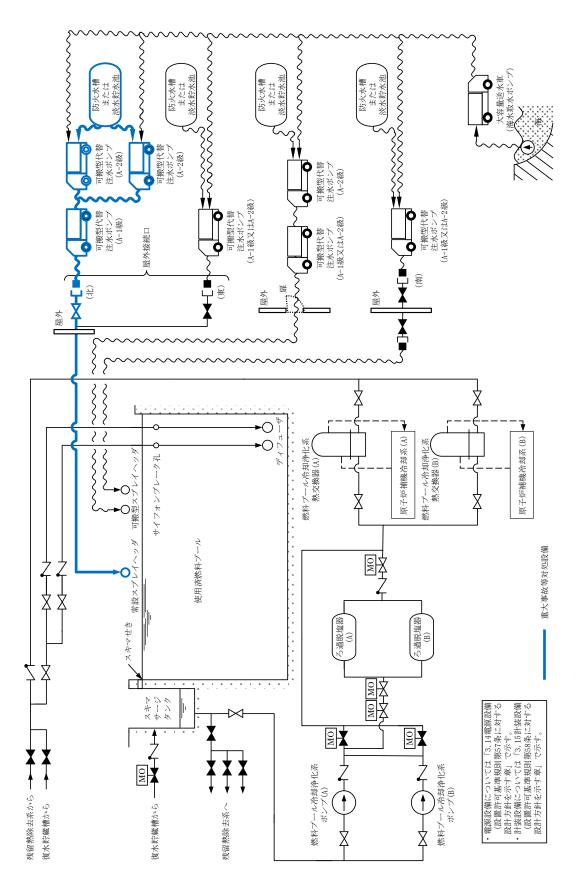


図 3.11-5 燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ) 使用済燃料プールへスプレイする場合の系統概要図

3.11.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針

3.11.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針

- (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)
- (i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)の可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、屋外に設置している設備であることから、想定される重大事故等時における屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能が有効に発揮することができるよう、以下の表 3.11-9 に示す設計とする。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)の常設スプレイヘッダは二次格納施設内に設置している設備であることから想定される重大事故等時における二次格納施設内の環境条件を考慮し、その機能が有効に発揮することができるよう、以下の表 3.11-10 に示す設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) は,屋外で可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) の操作スイッチで操作可能な設計とする。また,風(台風) による荷重については,転倒しないことの確認を行っているが,詳細評価により転倒する結果となった場合は,転倒防止措置を講じる。積雪の影響については,適切に除雪する運用とする。降水及び凍結により機能を損なわないよう防水対策及び凍結対策を行う。

 $(54-3-2, 11\sim14)$

表 3.11-9 可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) に想定する 環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に
射線	耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対
	策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統へ	淡水だけでなく海水も使用する(常時海水を通水しな
の影響	い)。使用済燃料プールへの注水は,可能な限り淡水源を
	優先し、海水通水時間を短時間とすることで、設備への
	影響を考慮する。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷し
	ないことを確認し、治具や輪留め等を用いた転倒防止対
	策を行う。
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しない
	ことを評価により確認する。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりそ
	の機能が損なわれない設計とする。

表 3.11-10 常設スプレイヘッダに想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放	二次格納施設内で想定される温度、圧力、湿度及び放射
射線	線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受
	けない。
海水を通水する系統へ	淡水だけでなく海水も使用する(常時海水を通水しな
の影響	い)。使用済燃料プールへの注水は、可能な限り淡水源を
	優先し、海水通水時間を短時間とすることで、設備への
	影響を考慮する。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷し
	ないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方
	針」に示す)。
風 (台風)・積雪	二次格納施設内に設置するため、風(台風)及び積雪の
	影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりそ
	の機能が損なわれない設計とする。

(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項二)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)を運転する場合は,可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)の移動及びホース敷設により系統構成を行った後,屋外で可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)の操作スイッチにより可搬型代替注水ポンプを起動し,使用済燃料プール外部注水原子炉建屋北側注水ライン元弁又は使用済燃料プール外部注水 R/B 東側注水ライン元弁の開操作を実施し使用済燃料プールへの注水を行う。

以上のことから、燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)の操作に必要な機器を表 3.11-11 に示す。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び (A-2 級) については、可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び (A-2 級)操作盤の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び (A-2 級)操作盤の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性、操作性を考慮して十分な操作空間を確保することで基準に適合させる。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) は,接続口まで移動可能な車両設計とするとともに,設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。操作対象弁については,接続口が設置されている屋外の場所から手動操作で弁を開閉することが可能な設計とする。

ホースの接続作業にあたっては、特殊な工具、及び技量は必要とせず、簡便な接続金具による接続方式により、確実に接続が可能な設計とする。

(54-3-13, 14, 54-7-4, 5)

双 0.) >\/\X\TI	
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	起動・停止	屋外設置位置	スイッチ操作
可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	起動・停止	屋外設置位置	スイッチ操作
使用済燃料プール外部注水 R/B 北	弁閉→弁開	屋外接続口位置	手動操作
側注水ライン元弁		(原子炉建屋北側)	
使用済燃料プール外部注水 R/B 東	弁閉→弁開	屋外接続口位置	手動操作
側注水ライン元弁		(原子炉建屋東側)	
ホース	ホース接続	屋外	人力接続

表 3.11-11 操作対象機器

(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項三)

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため,発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)は,表 3.11-12に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に,機能・性能確認,弁動作試験,分解検査,外観検査が可能な設計とする。

可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 及び (A-2 級) は,発電用原子炉の運転中又は停止中に分解又は取替,車両としての運転状態確認が可能な設計とする。また,発電用原子炉の運転又は停止中に,淡水貯水池を水源とし,可搬型代替注水ポンプ (A-1 級) 又は (A-2 級),仮設流量計,ホースの系統構成で淡水貯水池へ送水する試験を行うテストラインを設けることで,燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)の機能・性能(吐出圧力,流量)及び漏えいの有無の確認が可能な系統設計とする。なお,接続口から常設スプレイヘッダまでのラインについては、上記の試験に加えて、発電用原子炉の運転中及び停止中に接続口の弁開閉試験を実施することで機能・性能が確認可能な設計とする。

ホース及び常設スプレイヘッダは、外観検査により機能・性能に影響を及ぼ すおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。

常設スプレイヘッダは、通気により、つまり等がないこと、及び閉止栓を取り付けての通水により漏えいの確認が可能な設計とする。

(54-5-2, 3)

表 3.11-12 燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)の試験及び検査

発電用原子炉の 状態	項目	内容
	機能・性能試験	可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)の運転性能(吐出圧力,流量)の確認,漏えいの確認 常設スプレイヘッダへの通気及び通水による機能・性能の確認
運転中又は 停止中	弁動作試験 分解検査	弁開閉動作の確認 可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2 級)を分解し、部品の表面状態を、試験及び 目視により確認 又は必要に応じて取替
	外観検査	ホース及び常設スプレイヘッダ外観の確認
	車両検査	可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び (A-2級) の車両としての運転状態の確認

(4) 切り替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項四)

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)は、重大事故等への対処以外に通常時に使用する設備でないことから図 3.11-6 で示すタイムチャートのとおり系統の切り替えは発生しない。

<使用済燃料プールへ注水する場合>

																经	温陆	間(左	(4											\neg		
							10 		20			0		40		50	Mary H.)	60			70 		81)		90 I		10	0	PORTOR		備考
手順の項目	要	員(数)							·		燃料	· ‡プー	-ル代替	注水	系(可	搬型)	によ	る使用	月済燃	料プ-	-ル	注水	:08 V	分 7		•		· ·				
	中央制御室運転員		٨	1		使用	済燃料ブ	ール	監視カメ	くう 状態	8確認																			П		
柳雪二 μ 体験注水を(2		连和只	^	'																					送水	確認						
燃料ブール代替注水系(可搬型)による使用済燃料ブール注水 (常設スプレイヘッダ) (常設スプレイヘッダ)									SA.	紧急時 方	対策所~	大湊花	5台移動	*																		
											可搬型	代替注	水ポンプ	(A-1級	又はA-2	級)1台(の健全	性確認	!											Ш.		て回するのか
		华 声 昌		2										可搬	型代替注	水ポン	ブ (A-	1級又に	‡A-2級)1台移	動~百	置										浜側高台保管 への移動は、10
紫忌時对東安 防火水槽を水源とした場合]																						送	水準	淡水3	又は海	水)						定する。
「例入小信を小派とした物目」																								送水								
																								4								
				n		20		30		40		50		0	70	経過時	間(分	})	90	,	100	y	-1	10	1	20						備考
手順の項目	要員(数)												ž	料プー	-ル代を	营注水系	(可排	(型)	よる使	用済燃	料プ	ール注	水 11	.0分							T	
	中央制御室運転員 A			使用済炉	料ブール型	提力タ	ラ状態確認	3				Т																	Т		П	
	中大利仰至連転員 月	, ,																							送水確	12					旦	
						3	色時対策所	_		移動		+	_		\vdash	-		_		_									₩	<u></u> '	Н	
燃料プール代替注水系(可搬		2	_	-	-	-	貯水	池出口	コ弁「関」	_				_	ш	_						***	1.16/20	1 220	e 20-10	TW street	7 B 163	KP++	ス接続継	E-16-18	Н	
型)による使用済燃料ブール 注水			_	\vdash		+		Т	Т	Т		т			П	Т		П	Т				送水	97. MEAN	INESS.	起水小	1	HHO/N-	VIX 600 MI	7-19-600	Н	
(常設スプレイヘッダ)						3	E 色時対策F	f~大	湊高台移!	b *		$^{+}$																	T	т	Ħ	
「淡水貯水池を水源とした場合]							可搬	型代	- 注水ポン	プ (A-1	級又はA-	2級)1台	の健全性確	100																	П	
いくいいいいこといいことのに切口」	緊急時対策要員	2								可	搬型代替	主水ポン	/ブ(A-1級又	はA-2据)1台移動	~配置																荒浜側高台保管 所への移動は、10
	3000 T 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	-		\perp		_	\perp	4	_	_		_								ì	艺水準 個	R							₩	└		と想定する。
								_				\perp												送水					\perp	<u> </u>	Ш	

<使用済燃料プールへスプレイする場合>

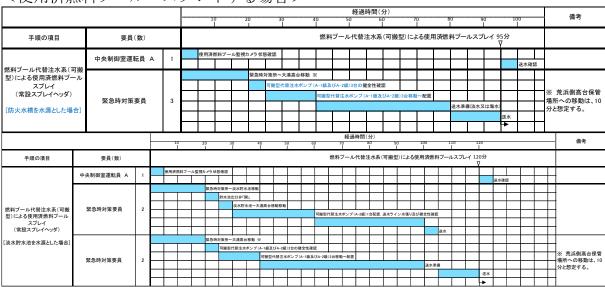


図3.11-6 燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)によるタイムチャート**:「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.11で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ (A-1級)及び(A-2級)は、通常時、接続先の系統と分離された状態で保管することとしており、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、輪留めによる固定等をするか又は設置場所において転倒しないことを確認することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である常設スプレイヘッダは,通常時,他設備と独立した状態で設置又は保管し,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(54-3-2, 13, 14)

(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項六)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作 及び復旧作業を行うことができるよう,放射線量が高くなるおそれが少ない設 置場所の選定,設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたもので あること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)の系統構成において操作が必要な機器の設置場所,操作場所を表 3.11-13 に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ (A-1級)及び(A-2級)の起動及び接続口との接続作業,並びに操作対象弁の開操作は,線源からの離隔により,放射線量が高くなるおそれの少ない場所である屋外で実施可能な設計とする。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である常設スプレイヘッダは 現場での操作が不要な設計とする。

(54-3-13, 14)

表 3.11-13 操作対象機器設置場所

機器名称	設置場所	操作場所
可搬型代替注水ポンプ	屋外設置位置	屋外設置位置
(A-1 級)		
可搬型代替注水ポンプ	屋外設置位置	屋外設置位置
(A-2 級)		
使用済燃料プール外部注水	屋外接続口位置	屋外接続口位置
R/B 北側注水ライン元弁	(原子炉建屋北側)	(原子炉建屋北側)
使用済燃料プール外部注水	屋外接続口位置	屋外接続口位置
R/B 東側注水ライン元弁	(原子炉建屋東側)	(原子炉建屋東側)
ホース	屋外	屋外

- 3.11.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針
 - (1) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)
 - (i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である常設スプレイヘッダは, 二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

(54-3-13, 14)

- 3.11.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針
 - (1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)
 - (i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え,十分に余裕のある容量を 有するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)は、第54条第1項及び第2項対応の場合に、必要な注水量又はスプレイ量を有する設計とする。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-2級)は、第54条第1項対応の場合に、必要な注水量を有する設計とする。

 $(54-6-2\sim30)$

- (2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)
- (i) 要求事項

常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び (A-2 級)の接続箇所は,簡便な接続方式である結合金具による接続にすることに加え,接続口の口径を 65A に統一し,75A/65A のレデューサを配備しておくことで確実に接続ができる設計とする。また,6 号及び 7 号炉が相互に使用することができるよう,可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び (A-2 級)からくるホースと接続口について,ホースと接続口を簡便な接続方式である結合金具による接続にすることに加え,接続口の口径を 65A に統一し,75A 又は 65A に統一し,75A/65A のレデューサを配備しておくことで確実に接続ができる設計とする。

(54-7-4, 5)

(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)

(i) 要求事項

常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)の接続が困難な場合に備え, 燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)を設ける。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)及び燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)の接続箇所は、重大事故等時の環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災の影響により接続できなくなることを防止するため、接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設ける設計とする。

6号及び7号炉ともに、接続口から可搬型スプレイへッダまで建屋内にホースを敷設してつながる「SFP接続口」を原子炉建屋南側に1箇所設置し、接続口から常設スプレイへッダまで鋼製配管でつながる「SFP接続口」を原子炉建屋東側に1箇所、原子炉建屋北側に1箇所設置し、合計3箇所設置することで共通要因によって接続できなくなることを防止する設計とする。

(54-3-7, 10, 54-7-4, 5)

(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項四)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備 を設置場所に据え付け,及び常設設備と接続することができるよう,放射線量 が高くなるおそれが少ない設置場所の選定,設置場所への遮蔽物の設置その他 の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び (A-2 級)の起動及びホースの接続作業は、仮に線量が高い場合は線源からの離隔距離をとること、線量を測定し線量が低い位置に配置することにより、これら設備の設置及び常設設備との接続が可能である。また、現場での接続作業にあたっては、簡便な結合金具による接続方式により、確実に速やかに接続が可能である。

 $(54-3-2, 11\sim14)$

(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)

(i) 要求事項

地震,津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響,設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ (A-1級)及び(A-2級)は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型 航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大 事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、燃料プール冷却浄化系ポンプ、残留熱除去系ポンプと位置的分散を図り、発電所敷地内の高台(大湊側高台保管場所及び荒浜側高台保管場所)に複数箇所に分散して保管する。

(54-8-2)

(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において,可搬型重大事故等対処設備 を運搬し,又は他の設備の被害状況を把握するため,工場等内の道路及び通路 が確保できるよう,適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール代替注水系(常設スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ (A-1級)及び(A-2級)は、通常時は高台に保管しており、想定される重大事故等が発生した場合においても、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。(『可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて』参照)

(54-9-2, 3)

(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性(設置許可基準 規則第43条第3項七)

(i) 要求事項

重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故 対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設 重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要 な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じた ものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール代替注水系(可搬型スプレイヘッダ)である可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び(A-2級)は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、燃料プール冷却浄化系ポンプ、残留熱除去系ポンプと表 3.11-14で示すとおり位置的分散を図るとともに、可能な限りの多様性を備えた設計とする。

(54-3-2)

表 3.11-14 多様性又は多重性, 位置的分散

	設計基準	設計基準対象施設	重大事故等対処設備	
直	燃料プール冷却浄化系	残留熱除去系 (燃料プール冷却モード)	燃料プール代替注水系	
注水端	使用済燃料プールディフュ	フューボ	可搬型スプレイヘッダ 常設スプレイヘッダ	ヘッダ
駆動用空気	計装用圧縮空気系	不要	不要	
潤滑油	不要 (内包油)		不要	
ポンプ	燃料プール冷却浄化系ポ ンプ	残留熱除去系 ポンプ	可搬型代替注水ポンプ (A-1 級)及び(A-2 級)	
	原子炉建屋 地上2階	原子炉建屋 地下3階	屋外	
冷却水	6号炉は原子炉補機冷却 系 (7号炉は不要)	原子炉補機冷却系	(東滑水)	
担ぐくて	使用済燃料 プール		代替淡水源又は海水	
小 奶	原子炉建屋 地上4階		本国	
即希特	非常用交流電源設備(非常	(非常用ディーゼル発電機)	イジンエ	
河公男) 电水	原子炉建屋の二次格納施設外	外 地上1階	屋外	

3.11.2.3 燃料プール冷却浄化系

3.11.2.3.1 設備概要

燃料プール冷却浄化系は、重大事故等時に設計基準事故対処設備である原子 炉補機冷却系の復旧ができず、使用済燃料プールの冷却機能が喪失した場合に おいても、代替原子炉補機冷却系を用いて、使用済燃料プール内に貯蔵する使 用済燃料から発生する崩壊熱を除熱することを目的として設ける系統である。

本系統は、使用済燃料を直接冷却する冷却水が流れる一次系、一次系の冷却水と熱交換後の熱を最終ヒートシンクとなる海水へ移送する代替原子炉補機冷却系から構成される。

本系統の一次系は、電動ポンプ及び熱交換器等から構成され、使用済燃料プールからスキマせきを越えてスキマサージタンクに流出する冷却水を、電動ポンプにより熱交換器へ送水することで冷却し、再び使用済燃料プールへ戻す循環冷却ラインを形成する。

代替原子炉補機冷却系は、熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)等から構成され、熱交換器ユニットの淡水側において、一次系と熱交換を行った系統水を熱交換器ユニットにより冷却及び送水し、再び一次系との熱交換を行う循環冷却ラインを形成し、熱交換器ユニットの海水側において、大容量送水車(熱交換器ユニット用)により海水を取水し、熱交換器ユニットに送水することで淡水側との熱交換を行い、熱交換後の系統水を海へ排水する。ここで、熱交換器ユニットの淡水側は、ホースを熱交換器ユニットとタービン建屋の接続口に接続することで流路を構成し、熱交換器ユニットの海水側は、熱交換器ユニット、大容量送水車(熱交換器ユニット用)等をホースで接続することで流路を構成する設計とする。

なお、重大事故等時においては、設計基準事故対処設備に属する動的機器が 機能喪失していることを前提条件とすることから、全交流動力電源喪失時にお いても、発電所構内の高台に設置した常設代替交流電源設備からの給電が可能 な設計とする。

本系統の一次系となる燃料プール冷却浄化系の系統概要図を図3.11-7に,二次系となる代替原子炉補機冷却系の系統概要図を図3.11-8に,本系統に属する重大事故等対処設備一覧を表3.11-15に示す。

 $(54-14-2\sim6)$

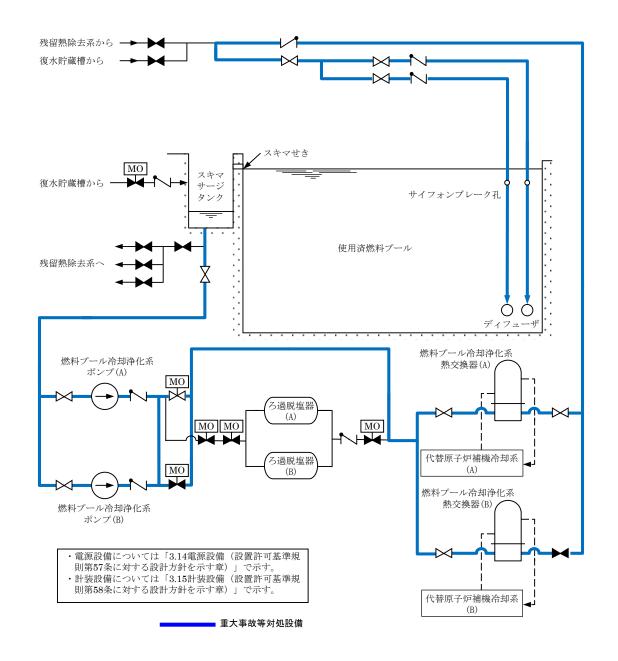


図 3.11-7 燃料プール冷却浄化系 系統概要図

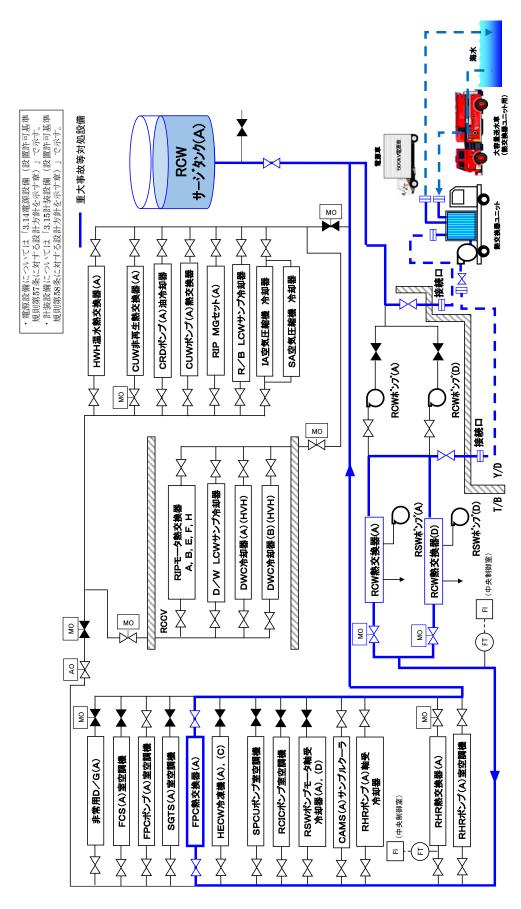


図 3.11-8 代替原子炉補機冷却系 系統概要図

表 3.11-15 燃料プール冷却浄化系に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	燃料プール冷却浄化系ポンプ【常設】
	燃料プール冷却浄化系 熱交換器【常設】
	熱交換器ユニット【可搬】
	大容量送水車(熱交換器ユニット用)【可搬】
附属設備	代替原子炉補機冷却海水ストレーナ【可搬】
水源**1	使用済燃料プール【常設】
流路	原子炉補機冷却系 配管・弁・サージタンク【常設】
	燃料プール冷却浄化系 配管・弁【常設】
	燃料プール冷却浄化系 スキマサージタンク【常設】
	燃料プール冷却浄化系 ディフューザ【常設】
	ホース【可搬】
	海水貯留堰
	スクリーン室
	取水路
注水先	使用済燃料プール【常設】
電源設備※2	常設代替交流電源設備
(燃料補給設備を含む。)	第一ガスタービン発電機【常設】及び第二ガスタービン
	発電機【常設】
	軽油タンク【常設】
	タンクローリ(16kL)【可搬】
	第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】及び第二
	ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】
	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】及び
	第二ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】
	可搬型代替交流電源設備
	電源車【可搬】
	軽油タンク【常設】
	タンクローリ(4kL)【可搬】
	燃料補給設備
	軽油タンク【常設】
	タンクローリ(4kL)【可搬】
計装設備※3	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) 【常設】
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)【常設】

※1:水源については「3.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する設計方針を示す章)」で示す。

※2:単線結線図を補足説明資料 54-2 に示す。 電源設備については「3.14 電源設備(設置許可基準規則第 57 条に対する設計 方針を示す章)」で示す。

※3:主要設備を用いた使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷緩和,臨界防止及 び放射線の遮蔽対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の 状態

計装設備については「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計 方針を示す章)」で示す。

- 3.11.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。
 - (1) 燃料プール冷却浄化系ポンプ

種類 : うず巻形 (6 号炉), ターボ形 (7 号炉)

容量: 250m³/h/台

全揚程 : 80m

最高使用圧力 : 1.56MPa[gage]

最高使用温度 :66℃

個数 :1 (予備 1)

取付箇所 : 原子炉建屋 地上2階

原動機出力 : 90kW (6 号炉), 110kW (7 号炉)

(2) 燃料プール冷却浄化系 熱交換器

個数:2

伝熱容量 : 約 1.9MW/基 (海水温度 30℃において)

(3) 熱交換器ユニット(6号及び7号炉共用)

容量 : 約 23 MW/式

(海水温度 30℃において)

伝熱面積 : 約 <u>m²/式</u>

: 約 m²/式

最高使用圧力 : 淡水側 1.37MPa[gage]/海水側 1.4MPa[gage]

最高使用温度 : 淡水側 70 又は 90℃/海水側 80 又は 50℃

淡水側 70 又は 90℃/海水側 80 又は 40℃

設置場所 : 屋外

保管場所 : 荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所

個数:3*1

1^{**1} (予備 1)

※1 6号及び7号炉の必要数はそれぞれ2とする。

代替原子炉補機冷却水ポンプ

種類 : うず巻形

容量 : 300 m³/h/台

600 m³/h/台

揚程 : 75m

最高使用圧力 : 1.37MPa[gage]

最高使用温度 : 70℃ 原動機出力 : 110kW

200kW

個数:2

1

(4) 大容量送水車(熱交換器ユニット用)(6号及び7号炉共用)

種類 : うず巻形 容量 : 900m³/h/台 吐出圧力 : 1.25MPa[gage] 最高使用圧力 : 1.3MPa[gage]

最高使用温度 :60℃

個数 : 4*1 (予備 1)

設置場所 : 屋外

保管場所: 荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所

原動機の出力 : _____kW

※1 6号及び7号炉の必要数はそれぞれ2とする。

なお,電源設備については「3.14電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」,計装設備については「3.15計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。

- 3.11.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針
- 3.11.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針
- (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)
 - (i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

燃料プール冷却浄化系ポンプ及び熱交換器は、二次格納施設内に設置される設備であることから、想定される重大事故等時における、二次格納施設内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、表 3.11-16 に示す設計とする。

燃料プール冷却浄化系ポンプの操作は、中央制御室の操作スイッチから遠隔操作可能な設計とする。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、屋外の荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に保管し、重大事故等時にタービン建屋の接続口付近の屋外に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能が有効に発揮することできるよう、以下の表 3.11-17 の設計とする。

熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)の操作は、熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)に付属する操作スイッチにより、想定される重大事故等時において、設置場所から操作可能な設計とする。風(台風)による荷重については、転倒しないことの確認を行っているが、詳細評価により転倒する結果となった場合は、転倒防止措置を講じる。積雪の影響については、適切に除雪する運用とする。また、降水及び凍結により機能を損なわないよう防水対策を行うとともに、凍結対策を行う。更に、使用時に海水を通水する熱交換器ユニット内の一部、及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、海水の影響を考慮した設計とし、ストレーナを設置することで異物の流入を防止する設計とする。

 $(54-3-17\sim36)$

表 3.11-16 燃料プール冷却浄化系ポンプ及び熱交換器において想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放	二次格納施設内で想定される温度、圧力、湿度及び放射
射線	線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受
	けない。
海水を通水する系統へ	海水を通水することはない。
の影響	
10.75	
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷し
	ないことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方
	針」に示す)。
風(台風)・積雪	二次格納施設内に設置するため、風(台風)及び積雪の
	影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても,電磁波によりその
	機能が損なわれない設計とする。

表 3.11-17 熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)において想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐え
線	られる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対
	策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統へ	使用時に海水を通水する機器については海水の影響を考
の影響	慮した設計とする。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷し
	ないことを確認し,治具や輪留め等を用いた転倒防止対策
	を行う。
風(台風)・積雪	屋外で風荷重, 積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないこ
	とを評価により確認する。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても,電磁波によりその
	機能が損なわれない設計とする。

(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項二)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール冷却浄化系ポンプの起動は、中央制御室において、操作盤上での操作が可能な設計とする。また、系統構成に必要な弁操作は、中央制御室での操作が可能な設計とする。中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性、操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。

燃料プール冷却浄化系ポンプの操作は、中央制御室の操作スイッチから遠隔操作可能な設計とする。

代替原子炉補機冷系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、タービン建屋外部に設置している接続口まで車両による運搬が可能な設計とする。また、設置場所であるタービン建屋脇にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。ホースの接続作業にあたっては、特殊な工具、及び技量は必要とせず、簡便な結合金具による接続方式及びフランジ接続方式並びに一般的な工具を使用することにより、確実に接続が可能な設計とする。

また、付属の操作盤により設置場所であるタービン建屋脇において熱交換器 ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)の操作を行う。操作盤の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性、操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。

その他操作が必要な電動弁である燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器第一入口弁,燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器第二入口弁,燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器出口弁,燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器バイパス弁(A 又は B),残留熱除去系熱交換器(A 又は B)冷却水出口弁,常用冷却水供給側分離弁(A 又は B),常用冷却水戻り側分離弁(A 又は B)については、中央制御室でのスイッチ操作より、遠隔で弁を開閉することが可能な設計とする。中央制御室の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性、操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。

表 3.11-18 に操作対象機器の操作場所を示す。

 $(54-3-17\sim36)$

表 3.11-18 操作対象機器

		以	据 佐士沙
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
燃料プール冷却浄化系ポンプ(A)	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作
燃料プール冷却浄化系ポンプ(B)	起動・停止	中央制御室	スイッチ操作
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作
第一入口弁	A 88 A 88	also that the the	
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作
第二入口弁	A 88 A 88	also de that the else	
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作
出口弁	6 88 6 88	t I dell'en Le) A 10 11
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作
バイパス弁(A)	6 88 6 88	t I deller I	\$ 10 tt
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作
バイパス弁(B)	6 HH		
燃料プール冷却浄化系熱交換器	弁開→弁閉	原子炉建屋地上2階	手動操作
(A) 出口弁	6 88 6 88		
燃料プール冷却浄化系熱交換器	弁開→弁閉	原子炉建屋地上2階	手動操作
(B)出口弁	47-51 Ch 1	24	
熱交換器ユニット	起動・停止	タービン建屋脇	スイッチ操作
代替原子炉補機冷却水ポンプ	起動・停止	タービン建屋脇	スイッチ操作
大容量送水車(熱交換器ユニット	起動·停止	タービン建屋脇	スイッチ操作
用)			
熱交換器ユニット流量調整弁	弁閉→弁開	熱交換器ユニット内	手動操作
In the Notice of the Land Control of the Land	6 BB	> > - 74 H tot 1 114	
代替冷却水供給止め弁(A)	弁閉→弁開	タービン建屋地上1階	手動操作
代替冷却水戻り止め弁(A)	弁閉→弁開	タービン建屋地上1階	手動操作
) M1 /) M1	プログス 定温工工作	1 231111
残留熱除去系熱交換器(A)	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作
冷却水出口弁			
常用冷却水供給側分離弁(A)	弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作
常用冷却水戻り側分離弁(A)	弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作
	A 88 A 88		
可燃性ガス濃度制御系室空調機	弁開→弁閉	原子炉建屋地上1階	手動操作
(A) 出口弁	7, 111 / A HIM - A HIM		
格納容器雰囲気モニタラック(A)	弁開→弁調整開	原子炉建屋地上中3階	手動操作
出口弁		(6 号炉)	
		原子炉建屋地上中4階	
	A HH A secondar pos-	(7 号炉)	
格納容器内雰囲気モニタ系(A)室	弁開→弁調整開	原子炉建屋地上中3階	手動操作
空調機冷却水出口弁(6号炉の			
み)	A HH A migration many		
燃料プール冷却浄化系ポンプ室空	弁開→弁調整開	原子炉建屋地上2階	手動操作
調機(A)出口弁	A HH		
燃料プール冷却浄化系熱交換器	弁開→弁調整開	原子炉建屋地上2階	手動操作
(A) 出口弁			

(次頁に続く)

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
燃料プール冷却浄化系ポンプ(A)	弁開→弁調整開	原子炉建屋地上2階	手動操作
軸受冷却器冷却水出口弁			
(6 号炉のみ)			
非常用ガス処理系室空調機(A)出	弁開→弁閉	原子炉建屋地上3階	手動操作
口弁			
残留熱除去系ポンプ室空調機(A)	弁開→弁調整開	原子炉建屋地下3階	手動操作
出口弁	\(\text{\color=1}\) \(\te	医式层热量原式系统	T = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
残留熱除去系ポンプ(A) 冷却水出	弁開→弁調整開	原子炉建屋地下3階	手動操作
日弁	台門、台部畝 門		工動根佐
残留熱除去系ポンプ(A)メカニカ ルシール冷却器冷却水出口弁	弁開→弁調整開	原子炉建屋地下3階	手動操作
(6 号炉のみ)			
サプレッションプール浄化系ポン	弁開→弁閉	原子炉建屋地下3階	手動操作
プ室空調機出口弁	21 htt - 21 htt	/// /// // // // // // // // // // // /	1 23/1/(1)
サプレッションプール浄化系ポン	弁開→弁閉	原子炉建屋地下3階	手動操作
プ軸受冷却器冷却水出口弁			
(6 号炉のみ)			
原子炉隔離時冷却系ポンプ室空調	弁開→弁閉	原子炉建屋地下3階	手動操作
機出口弁			
原子炉補機冷却水系ポンプ(A)	弁開→弁閉	タービン建屋地下1階	手動操作
吸込弁	A 88 A 88	>> > 7+ □ 10 → 2 10k	
原子炉補機冷却水系ポンプ(D)	弁開→弁閉	タービン建屋地下1階	手動操作
吸込弁 換気空調補機非常用冷却水系冷凍	 弁開→弁閉	コントロール建屋	手動操作
機(A)冷却水温度調節弁後弁	开州 7开 团	地下2階	于到採旧
換気空調補機非常用冷却水系冷凍	弁開→弁閉	コントロール建屋	手動操作
機(C)冷却水温度調節弁後弁	21 100 - 21 144	地下2階	7 3370(1)
原子炉補機冷却海水ポンプ(A)	弁開→弁閉	タービン建屋地下1階	手動操作
電動機軸受出口弁(7 号炉のみ)			
原子炉補機冷却海水ポンプ(D)	弁開→弁閉	タービン建屋地下1階	手動操作
電動機軸受出口弁(7号炉のみ)			
サージタンク(A)換気空調補機	弁開→弁閉	原子炉建屋地上4階	手動操作
非常用冷却水系側出口弁		(6 号炉)	
		原子炉建屋地上2階	
/\.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<u> Д</u>	(7号炉)	工利担化
代替冷却水供給第二止め弁(B)	弁閉→弁開 	タービン建屋	手動操作
 代替冷却水戻り第二止め弁(B)	 弁閉→弁開	地上1階 タービン建屋	手動操作
	71 [41] 7 [71]	地上1階	1.301米1片
残留熱除去系熱交換器(B)冷却水	弁閉→弁開	中央制御室	スイッチ操作
出口弁	21 129		. 2 2 42/8/11
常用冷却水供給側分離弁(B)	弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作
常用冷却水戻り側分離弁(B)	弁開→弁閉	中央制御室	スイッチ操作
	2.1.6.4 21.144	1	. > > 42(8)))

(次頁に続く)

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
可燃性ガス濃度制御系室空調機	弁開→弁閉	原子炉建屋地下1階	手動操作
(B) 出口弁		(6 号炉)	
		原子炉建屋地上1階	
		(7 号炉)	
		原子炉建屋地上3階(6	
格納容器内雰囲気モニタ系	弁開→弁調整開	号炉)	手動操作
ラック(B)出口弁)	原子炉建屋地上中4階	
		(7 号炉)	
燃料プール冷却浄化系ポンプ室	弁開→弁調整開	原子炉建屋地上2階	手動操作
空調機(B)出口弁			
燃料プール冷却浄化系熱交換器	 弁開→弁調整開	原子炉建屋地上2階	手動操作
(B) 出口弁)		1 33111
燃料プール冷却浄化系ポンプ(B)			
軸受冷却器冷却水出口弁	弁開→弁調整開	原子炉建屋地上2階	手動操作
(6 号炉のみ)			
非常用ガス処理系室空調機(B)			
出口弁	弁開→弁閉	原子炉建屋地上3階	手動操作
7 7 7			
残留熱除去系ポンプ室空調機(B)	弁開→弁調整開	原子炉建屋地下3階	手動操作
出口弁			
高圧炉心注水系ポンプ(B) 冷却器 冷却水出口弁	弁開→弁閉	原子炉建屋地下3階	手動操作
高圧炉心注水系ポンプ室空調機(B)			
同工が心性水系がクラ重空調(域(D) 出口弁	弁開→弁閉	原子炉建屋地下3階	手動操作
原子炉補機冷却水系ポンプ(B)吸	弁開→弁閉	タービン建屋	手動操作
込弁		地下1階	
原子炉補機冷却水系ポンプ(E)吸	弁開→弁閉	タービン建屋	手動操作
込弁		地下1階	
原子炉補機冷却海水ポンプ(B)電	弁開→弁閉	タービン建屋	手動操作
動機軸受出口弁		地下1階	
原子炉補機冷却海水ポンプ(E)電	弁開→弁閉	タービン建屋	手動操作
動機軸受出口弁	₩	地下1階	工科坦 //-
換気空調補機非常用冷却水系冷凍	弁開→弁閉	コントロール建屋	手動操作
機(B)冷却水温度調節弁後弁 換気空調補機非常用冷却水系冷凍		地下2階 コントロール建屋	手動操作
機(D)冷却水温度調節弁後弁		コントロール建屋 地下 2 階	于野境TF
核(D) 円 却 小 価 及 両 即 开 後 开 格納容器 内 雰 囲 気 モ ニ タ 系 (B) 室		と0 4 7日	
空調機冷却水出口弁	 弁開→弁調整開	 原子炉建屋地上3階	手動操作
(6 号炉のみ)	AL NO. AL MATERIA	/// / // /C/E/CIT 0 FB	4 +24 1/K
残留熱除去系ポンプ(B)			
モータ軸受冷却器冷却水出口弁	弁開→弁調整開	原子炉建屋地下3階	手動操作
(6 号炉のみ)			
残留熱除去系ポンプ(B)冷却水出	弁開→弁調整開	原子炉建屋地下3階	手動操作
口弁	7万两 7万明金用	かりがた圧地上り間	

(次頁に続く)

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
高圧炉心注水系ポンプ(B) メカニカルシール冷却器 冷却水出口弁(6号炉のみ)	弁開→弁閉	原子炉建屋地下3階	手動操作
サージタンク(B)換気空調補機非 常用冷却水系側出口弁	弁開→弁閉	原子炉建屋地上4階 (6号炉) 原子炉建屋地上2階 (7号炉)	手動操作
ホース	ホース接続	屋外	人力接続

(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項三)

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため,発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール冷却浄化系は、表 3.11-19 に示すように発電用原子炉の運転中に機能・性能試験と弁動作試験を、発電用原子炉の停止中に機能・性能試験と分解検査、外観検査が可能な設計とする。

燃料プール冷却浄化系ポンプは,発電用原子炉の停止中にケーシングカバーを取り外して,ポンプ部品(主軸,軸受,羽根車等)の状態を確認する分解検査が可能な設計とする。

燃料プール冷却浄化系熱交換器は、発電用原子炉の停止中の試験・検査として、鏡板を取り外すことで内部構成部品の状態を試験及び目視により確認する分解検査が可能な設計とする。

また、発電用原子炉の運転中及び停止中に、使用済燃料プールを水源とし、燃料プール冷却浄化系ポンプを起動させ、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器第一入口弁、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器第二入口弁、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器第二入口弁、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器バイパス弁(A)又は燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器バイパス弁(B)を操作することで、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器をバイパスした状態で、重大事故等対処設備として燃料プール冷却浄化系の機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。(54-5-6~9)

表 3.11-19 燃料プール冷却浄化系の試験及び検査

	7	
発電用原子炉 の状態	項目	内容
運転中	機能・性能試験	運転性能,漏えいの確認
建 料中	弁動作試験	弁開閉動作の確認
	機能・性能試験	運転性能,漏えいの確認
停止中	分解検査	ポンプ及び熱交換器内部構成部品部品の
11, 112, 1	7 胜快生	表面状態を、試験及び目視により確認
	外観検査	ポンプ及び熱交換器外観の確認

代替原子炉補機冷却系は,表3.11-20に示すように発電用原子炉の停止中に,各機器の機能・性能検査,弁動作試験,分解検査及び外観検査が可能であり,発電用原子炉の運転中には弁動作試験が可能な設計とする。

発電用原子炉の運転中又は停止中に車両としての運転状態の確認が可能な設計とする。

発電用原子炉の停止中の試験・検査として、熱交換器ユニットのうち、熱交換器はフレームを取り外すことでプレート式熱交換器の状態を試験及び目視により確認する分解検査又は取替が可能な設計とする。代替原子炉補機冷却水ポンプは、ケーシングカバーを取り外して、ポンプ部品(主軸、軸受、羽根車等)の状態を試験及び目視により確認する分解検査又は取替が可能な設計とする。大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、ケーシングを取り外すことでポンプ部品(主軸、軸受、羽根車等)の状態を試験及び目視により確認する分解検査又は取替が可能な設計とする。

運転性能の確認として、熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)の流量、系統(ポンプ廻り)の振動、異音、異臭及び漏えいの確認を行うことが可能な設計とする。

発電用原子炉の運転中の試験・検査として,系統を構成する弁は,単体で機能性能試験が可能な設計とする。

ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。

 $(54-5-11\sim14)$

発電用原子炉 の状態	項目	内容
運転中	弁動作試験	弁開閉動作の確認
建 松中	車両検査	車両としての運転状態の確認
	機能・性能試験	運転性能,漏えいの確認
	弁動作試験	弁開閉動作の確認
停止中	分解検査	熱交換器及びポンプ部品の表面状態 を,試験及び目視により確認 又は取替
	外観検査	熱交換器,ポンプ及びホース外観の確認
	車両検査	車両としての運転状態の確認

表 3.11-20 代替原子炉補機冷却系の試験及び検査

(4) 切り替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項四)

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

燃料プール冷却浄化系ポンプ及び熱交換器は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用しない。

ただし、重大事故等時においては、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器に通水しないことから、中央制御室のスイッチ操作により、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器第一入口弁及び燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器第二入口弁、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器出口弁を閉操作し、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器バイパス弁(A)又は燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器バイパス弁(B)を開操作することで、速やかに燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器のバイパスラインに切り替えられる設計とする。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、本来の用途以外の用途には使用しない。なお、原子炉補機冷却系から代替原子炉補機冷却系に切り替えるために必要な操作弁については、原子炉補機冷却系ポンプ吸込弁を閉操作し、代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニットの接続ラインの代替冷却水供給止め弁及び代替冷却水戻り止め弁、熱交換器ユニット流量調整弁を開操作することで速やかに切り替えられる設計とする。なお、これら弁については中央制御室での操作スイッチによる操作とともに、現場での手動ハンドル操作も可能な設計とし、容易に操作可能とする。

これにより図 3.11-9 で示すタイムチャートのとおり速やかに切り替えが可能である。

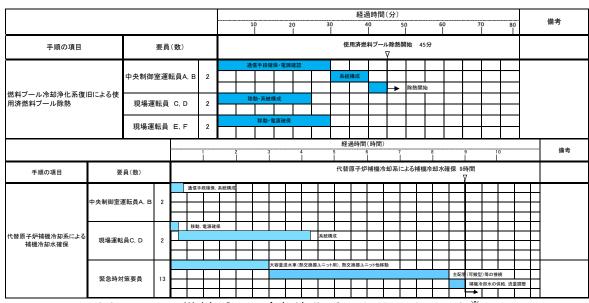


図 3.11-9 燃料プール冷却浄化系のタイムチャート*

^{*:「}実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての 1. 11 で示すタイムチャート (代替原子炉補機冷却系については代替循環冷却系使用時における原子炉補機冷却系による補機冷却水供給と同様の手順となることから 1.5 で示すタイムチャートを示す)

(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール冷却浄化系ポンプ及び熱交換器は,設計基準対象施設として使用 する場合と同じ系統構成で使用可能な設計とする。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニットと大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,通常時は代替冷却水供給止め弁及び代替冷却水戻り止め弁を表 3.11-21 で示す通り閉運用しておくことで、接続先の系統と分離された状態で保管する。

代替原子炉補機冷却系を用いる場合は、弁操作によって、通常時の系統構成 から重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を 及ぼさない設計とする。

また,系統運転時には原子炉補機冷却系と代替原子炉補機冷却系を同時に使用しない運用とすることで,相互の機能に悪影響を及ぼさない構成とする。

(54-4-6,7)

文 3.11 Z1 □ □ 元 ル □ C □ □ □ 円 □ 元 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
取合系統	系統隔離弁	駆動方式	動作
原子炉補機冷却系	代替冷却水供給止め弁	手動	通常時閉
	代替冷却水戸り止め弁	手動	通常時閉

表 3.11-21 他系統との隔離弁

(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項六)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作 及び復旧作業を行うことができるよう,放射線量が高くなるおそれが少ない設 置場所の選定,設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたもので あること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

燃料プール冷却浄化系及び代替原子炉補機冷却系の系統構成に必要な機器の設置場所を表 3.11-22 に示す。これらは全て炉心損傷前の操作となり、想定される事故時における放射線量は高くなる恐れが少ないため操作が可能である。なお、屋外にホースを設置する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線対策に基づき作業安全を確保した上で作業を実施する。

また,燃料プール冷却浄化系ポンプ及び熱交換器は,原子炉建屋内に設置されている設備であるが,中央制御室から操作可能な設計とすることにより,放射線による影響はない。

 $(54-3-15\sim 36)$

表 3.11-22 操作対象機器設置場所

衣 3.11-	***************************************	<u> </u>
機器名称	設置場所	操作場所
燃料プール冷却浄化系ポンプ(A)	原子炉建屋地上2階	中央制御室
燃料プール冷却浄化系ポンプ(B)	原子炉建屋地上2階	中央制御室
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	原子炉建屋地上2階	中央制御室
第一入口弁		
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	原子炉建屋地上2階	中央制御室
第二入口弁		
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	原子炉建屋地上2階	中央制御室
出口弁		
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	原子炉建屋地上2階	中央制御室
バイパス弁(A)		
燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	原子炉建屋地上2階	中央制御室
バイパス弁(B)		
燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上2階
出口弁		
燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上2階
出口弁		
熱交換器ユニット	タービン建屋脇	タービン建屋脇
代替原子炉補機冷却水ポンプ	タービン建屋脇	タービン建屋脇
大容量送水車(熱交換器ユニット	タービン建屋脇	タービン建屋脇
用)	,	
熱交換器ユニット流量調整弁	熱交換器ユニット内	熱交換器ユニット内
代替冷却水供給止め弁(A)	タービン建屋地上1階	タービン建屋地上1階
代替冷却水戻り止め弁(A)	タービン建屋地上1階	タービン建屋地上1階
残留熱除去系熱交換器(A)	原子炉建屋地下2階	中央制御室
冷却水出口弁		
常用冷却水供給側分離弁(A)	原子炉建屋地下2階	中央制御室
常用冷却水戻り側分離弁(A)	原子炉建屋地下2階	中央制御室
可燃性ガス濃度制御系室空調機(A)	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階
出口弁		
格納容器雰囲気モニタラック(A)出	原子炉建屋地上中3階	原子炉建屋地上中3階
口弁	(6 号炉)	(6 号炉)
	原子炉建屋地上中4階	原子炉建屋地上中4階
	(7 号炉)	(7 号炉)
格納容器内雰囲気モニタ系(A)室	原子炉建屋地上中3階	原子炉建屋地上中3階
空調機冷却水出口弁(6号炉のみ)		
燃料プール冷却浄化系ポンプ室空	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上2階
調機(A)出口弁		
燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上2階
出口弁		
燃料プール冷却浄化系ポンプ(A)		百乙烷建层+W L o W
7.7.7	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上2階
軸受冷却器冷却水出口弁 (6 只想见力)		
(6号炉のみ)		

(次頁へ続く)

機器名称	設置場所	操作場所
非常用ガス処理系室空調機(A)出口	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階
弁		
残留熱除去系ポンプ室空調機(A)	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
出口弁		
残留熱除去系ポンプ(A)冷却水	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
出口弁		
残留熱除去系ポンプ(A)メカニカル	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
シール冷却器冷却水出口弁		
(6 号炉のみ)		
サプレッションプール浄化系	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
ポンプ室空調機出口弁		
サプレッションプール浄化系	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
ポンプ軸受冷却器冷却水出口弁		原丁炉建座地下3階
(6 号炉のみ)		
原子炉隔離時冷却系ポンプ室	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
空調機出口弁	/// // // // // // // // // // // // //	/// 1 // / / / / / / / / / / / / / / /
原子炉補機冷却水系ポンプ(A)	タービン建屋地下1階	タービン建屋地下1階
吸込弁) = 1 /C/E/10 1 1) = 1) <u>E</u> , <u>E</u> ,1 1 1
原子炉補機冷却水系ポンプ(D)	タービン建屋地下1階	タービン建屋地下1階
吸込弁		
換気空調補機非常用冷却水系	コントロール建屋	コントロール建屋
冷凍機(A)冷却水温度調節弁後弁	地下2階	地下2階
換気空調補機非常用冷却水系	コントロール建屋	コントロール建屋
冷凍機(C)冷却水温度調節弁後弁	地下2階	地下2階
原子炉補機冷却海水ポンプ(A)	タービン建屋地下1階	タービン建屋地下1階
電動機軸受出口弁(7号炉のみ)		
原子炉補機冷却海水ポンプ(D)	タービン建屋地下1階	タービン建屋地下1階
電動機軸受出口弁		
(7号炉のみ)		
サージタンク(A)換気空調補機	原子炉建屋地上4階(6	原子炉建屋地上4階(6号
非常用冷却水系側出口弁	号炉)	炉)
	原子炉建屋地上2階(7	原子炉建屋地上2階(7号
//> ++>/\ += \. /// \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	号炉)	炉)
代替冷却水供給第二止め弁(B)	タービン建屋地上1階	タービン建屋地上1階
代替冷却水戻り第二止め弁(B)	タービン建屋地上1階	タービン建屋地上1階
残留熱除去系熱交換器(B)冷却水出	原子炉建屋地下2階	中央制御室
口弁		
常用冷却水供給側分離弁(B)	原子炉建屋地下2階	中央制御室
常用冷却水戻り側分離弁(B)	原子炉建屋地下2階	中央制御室
可燃性ガス濃度制御系室空調機(B)	原子炉建屋地下1階(6	原子炉建屋地下1階(6号
出口弁	号炉)	炉)
	原子炉建屋地上1階(7	原子炉建屋地上1階(7号)
	号炉)	炉)

(次頁へ続く)

機器名称	設置場所	操作場所
格納容器内雰囲気モニタ系ラック	原子炉建屋地上3階(6	原子炉建屋地上3階(6号
(B) 出口弁	号炉)	炉)
	原子炉建屋地上中4階	原子炉建屋地上中4階
	(7 号炉)	(7号炉)
燃料プール冷却浄化系ポンプ室	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上2階
空調機(B)出口弁 燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上2階
出口弁		冰 1 //) //) // // // // // // // // // //
燃料プール冷却浄化系ポンプ(B)	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上2階
軸受冷却器冷却水出口弁		
(6 号炉のみ)		
非常用ガス処理系室空調機(B)	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階
出口弁		
残留熱除去系ポンプ室空調機(B)	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下 3 階
出口弁	アフレオリルエ のW	医乙烷法巴瓜丁 o 7世
高圧炉心注水系ポンプ(B)冷却器 冷却水出口弁	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
高圧炉心注水系ポンプ室空調機(B)	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
出口弁	/// // / / / / / / / / / / / / / / / /	小, 1 // 左 , 五, 四, 日
原子炉補機冷却水系ポンプ(B)吸込	タービン建屋地下1階	タービン建屋地下1階
弁		
原子炉補機冷却水系ポンプ(E)吸込	タービン建屋地下1階	タービン建屋地下1階
弁		
原子炉補機冷却海水ポンプ(B)電動	タービン建屋地下1階	タービン建屋地下1階
機軸受出口弁(7号炉のみ)	5 30 7 E U.T. 194	24 202 74 EL 101 - 7 4 17 16
原子炉補機冷却海水ポンプ(E)電動	タービン建屋地下1階	タービン建屋地下1階
機軸受出口弁(7 号炉のみ) 換気空調補機非常用冷却水系冷凍	コントロール建屋地下	コントロール建屋地下2階
機(B)冷却水温度調節弁後弁	2階	コンドロール建座地下2階
換気空調補機非常用冷却水系冷凍	コントロール建屋地下	コントロール建屋地下2階
機(D)冷却水温度調節弁後弁	2階	
格納容器内雰囲気モニタ系(B)室	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上3階
空調機冷却水出口弁(6号炉のみ)		
残留熱除去系ポンプ(B)モータ	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
軸受冷却器冷却水出口弁		
(6 号炉のみ) ************************************		
残留熱除去系ポンプ(B) 冷却水出口 弁	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
#	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋地下3階
同江炉心径水ボボンク(B) / ガーガールシール冷却器冷却水出口弁	M 1 M 左左右 1 9 旧	
(6 号炉のみ)		
サージタンク(B)換気空調補機	原子炉建屋地上4階(6	原子炉建屋地上4階(6号
非常用冷却水系側出口弁	号炉)	炉)
	原子炉建屋地上2階(7	原子炉建屋地上2階(7号
	号炉)	炉)
ホース	屋外	屋外

3.11.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針

- (1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項一)
- (i)要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

燃料プール冷却浄化系熱交換器は、設計基準対象施設が有する使用済燃料プールの除熱機能が喪失した場合においても、代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニットから供給される冷却水を通水することにより、使用済燃料プールに保管されている燃料の崩壊熱を除去できる設計とする。この場合、燃料プール浄化系はポンプ1台で運転し、熱交換器 1 基に冷却水を通水することで除熱を行う設計とする。設計熱交換量は使用済燃料プール水温が52 $^{\circ}$ の場合において約1.9 $^{\circ}$ 0場合における熱交換量は、使用済燃料プール水温が約77 $^{\circ}$ 0の場合において約2.6 $^{\circ}$ 0場である。

使用済燃料プールに保管されている燃料が有する崩壊熱量は,有効性評価のシナリオにおいて想定しているものと同様に,保管期間が最も短いもので原子炉からの取り出し後70日が経過した燃料が存在する場合の崩壊熱量である約2.6MWとする。

崩壊熱量は、時間の経過により漸減していくことから、燃料プール冷却浄 化系熱交換器は、重大事故時において使用済燃料プールに保管されている燃 料の崩壊熱を除去できる容量を有している。

 $(54-6-31\sim37)$

(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール冷却浄化系ポンプ及び熱交換器は、二以上の発電用原子炉施設に おいて共用しない設計とする。

 $(54-6-15\sim16)$

(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)

(i) 要求事項

常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたもの

であること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

燃料プール冷却浄化系のポンプ及び熱交換器は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(最大熱負荷運転モード)のポンプ及び熱交換器に対して多重性又は多様性、位置的分散を図る設計としている。

燃料プール冷却浄化系ポンプ及び熱交換器の多様性又は多重性,位置的分散について,表 3.11-23 に示す。

表 3.11-23 燃料プール冷却浄化系ポンプ及び熱交換器の多様性又は多重性, 位置的分散

	1-1-1 1-1 1-1	303 120
項目	設計基準事故対処設備	重大事故対処設備
ポンプ	残留熱除去系ポンプ	燃料プール冷却浄化系ポンプ
	(A) (B) (C)	(A) (B)
設置場所	原子炉建屋地下3階	原子炉建屋2階
熱交換器	残留熱除去系熱交換器	燃料プール冷却浄化系熱交換器
	(A) (B) (C)	(A) (B)
設置場所	原子炉建屋地下 3 階	原子炉建屋 2 階
駆動方式	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備
	(非常用ディーゼル発電機)	(第一ガスタービン発電機及び第
		二ガスタービン発電機)

代替原子炉補機冷却系の常設部である熱交換器ユニット接続口から原子炉補機冷却系に繋がるまでの弁及び配管は、共通要因によって設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却系と同時に機能が損なわれることを防止するために、可搬型重大事故等対処設備として熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)を設置し、その多重性又は多様性、位置的分散については「(7)設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項七)」の適合性で示す。

3.11.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針

(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)

(i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え,十分に余裕のある容量 を有するものであること。

(ii)適合性

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

代替原子炉補機冷系の可搬設備である熱交換器ユニットと大容量送水車 (熱交換器ユニット用)は、原子炉補機冷却系の復旧ができず、使用済燃料 プールの冷却機能が喪失した場合にあって、燃料プール冷却浄化系ポンプが 起動可能な状況において、燃料プール冷却浄化系熱交換器の冷却水として、 使用済燃料プール内に貯蔵する使用済燃料から発生する崩壊熱を除去するた めに必要な除熱量とポンプ流量を有する設計とする。

熱交換器ユニットの容量は、熱交換容量約23MWとして設計し、代替原子炉補機冷却系を使用する有効性評価「崩壊熱除去機能喪失(取水機能喪失)」のシナリオで事故発生20時間後に代替原子炉補機冷却系を用いた燃料プール冷却浄化系の運転により冷却効果を確保可能な設計とする。

大容量送水車(熱交換器ユニット用)の容量は,流量 900m³/h として設計し,代替原子炉補機冷却系を使用する有効性評価「崩壊熱除去機能喪失(取水機能喪失)」のシナリオで,事故発生 20 時間後に代替原子炉補機冷却系を用いた燃料プール冷却浄化系の運転により冷却効果を確保可能な設計とする。

また,熱交換器ユニットは1セット1式使用する。保有数は1プラントあたり2セット2式で6号及び7号炉共用で4セット4式と,故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1式(共用)の合計5式を分散して保管する。

大容量送水車(熱交換器ユニット用)は1セット1台として使用する。保有数は1プラントあたり1セット1台で6号及び7号炉共用で4セット4台と,故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1台(共用)の合計5台を分散して保管する。

 $(54-6-31\sim45, 54-8-7)$

(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)

(i) 要求事項

常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii)適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニットを接続するためのホースは、タービン建屋側の接続口と口径を統一し、かつフランジ構造とすることで、常設設備と確実に接続ができる設計とする。また、6号及び7号炉が相互に使用することができるよう、それぞれの熱交換器ユニット及びホースは、6号及び7号炉に接続可能な設計とする。

また,代替原子炉補機冷系の大容量送水車(熱交換器ユニット用)を接続するためのホースは,熱交換器ユニットの接続口と口径を統一しかつ簡便な接続方式である結合金具による接続とすることで,確実に接続ができる設計とする。また,6号及び7号炉が相互に使用することができるよう,それぞれの大容量送水車(熱交換器ユニット用)は,6号及び7号炉の熱交換器ユニットに接続可能な設計とする。

(54-7-6)

(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)

(i) 要求事項

常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については,「2.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニットの接続箇所である接続口は,重大事故等時の環境条件,自然現象,外部人為事象,溢水及び火災の影響により接続できなくなることを防止するため,接続口をそれぞれ互いに異なる位置的分散された複数の場所に設ける設計とする。具体的には原子炉補機冷却系 A 系に接続する接続口と,原子炉補機冷却系 B 系に接続する接続口をそれぞれ設けることとし,6号炉についてはタービン建屋北側屋外に1箇所,タービン建屋西側屋外に1箇所,7号炉については,タービン建屋西側屋外に1箇所,タービン建屋南側屋外に1箇所設置し,位置的分散を図っている。

(54-7-6)

(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項四)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii)適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、炉心損傷前の状況で屋外に設置する設備であり、想定される重大事故等が発生した場合における放射線を考慮しても、線源からの離隔距離をとることにより、これら設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。また、現場での接続作業にあたって、簡便な結合金具による接続方式及びフランジ接続方式により、確実に速やかに接続が可能な設計とする。

(54-7-6)

(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)

(i) 要求事項

地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、原子炉補機冷却系中間ループ循環ポンプ及び格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系と位置的分散を図り、発電所敷地内の高台にある荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所の複数箇所に分散して保管する。

(54-8-7)

(6) アクセスルートの確保(許可基準規則第43条第3項六)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii)適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、通常時は高台に保管しており、想定される重大事故等が発生した場合においても、可搬型重大事故等対処設備の運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。(『可

(54-9-2)

(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項七)

(i) 要求事項

重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故 対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設 重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要 な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じた ものであること。

(ii)適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

代替原子炉補機冷却系の熱交換器ユニット及び大容量送水車(熱交換器ユニット用)は、共通要因によって設計基準事故対処設備としての使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却系ポンプと表 3.11-24 で示すとおり多様性、位置的分散を図る設計とする。

表 3.11-24 代替原子炉補機冷却系の多様性又は独立性、位置的分散

	設計基準事故	
項目	対処設備	重大事故等対処設備
	原子炉補機冷却系	代替原子炉補機冷却系
ポンプ	原子炉補機冷却系	熱交換器ユニット
(淡水)	中間ループ循環ポンプ	(代替原子炉補機冷却水ポンプ)
設置場所	タービン建屋	屋外
ポンプ	原子炉補機冷却系海水ポンプ	大容量送水車
(海水)		(熱交換器ユニット用)
設置場所	タービン建屋	屋外
熱交換器	原子炉補機冷却系熱交換器	熱交換器ユニット
		(熱交換器)
設置場所	タービン建屋	屋外
最終ヒート	海水	海水
シンク		
駆動方式	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備
	(非常用ディーゼル発電機)	(電源車)
設置場所	原子炉建屋	屋外

3.11.2.4 使用済燃料プールの監視設備

3.11.2.4.1 設備概要

使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域),使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) 及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)は,重大事故等時に変動する可能性のある範囲にわたり監視することを目的として設置する。また,使用済燃料貯蔵プール監視カメラは,重大事故等時の使用済燃料プールの状態を監視するために設置する。なお,代替電源設備からの給電を可能とし,中央制御室で監視可能な設計とする。

使用済燃料プール監視設備に関する重大事故等対処設備一覧を表 3.11-25 に,系統概要図を図 3.11-10,11 に示す。

表 3.11-25 使用済燃料プール監視設備に関する重大事故等対処設備一覧

表 3.11-25	使用済燃料プール監視設備に関する重大事故等対処設備一覧
設備区分	設備名
主要設備	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域)【常設】
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)【常設】
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)【常設】
	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ【常設】
	(使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置【常設】を含む)
附属設備	
水源	
流路	
注水先	
電源設備※1	常設代替交流電源設備
	第一ガスタービン発電機【常設】及び第二ガスタービン発電機【常
	設】
	軽油タンク【常設】
	タンクローリ (16kL)【可搬】
	第一ガスタービン発電機用燃料タンク【常設】及び第二ガスター
	ビン発電機用燃料タンク【常設】
	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】及び第二ガスタ
	ービン発電機用燃料移送ポンプ【常設】
	可搬型代替交流電源設備
	電源車【可搬】
	軽油タンク【常設】
	タンクローリ(4kL)【可搬】
	所内蓄電式直流電源設備
	直流 125V 蓄電池 A【常設】
	直流 125V 蓄電池 A-2【常設】
	AM 用直流 125V 蓄電池【常設】
	直流 125V 充電器 A【常設】
	直流 125V 充電器 A-2【常設】
	AM 用直流 125V 充電器【常設】

設備区分	設備名
	可搬型直流電源設備
	電源車【可搬】
	軽油タンク【常設】
	タンクローリ(4kL)【可搬】
	AM 用直流 125V 充電器【常設】
	上記所内蓄電式直流電源設備への給電のための設備として以下の設
	備を使用する。
	常設代替交流電源設備
	可搬型代替交流電源設備
計装設備	_

※1:単線結線図を補足説明資料 54-2 に示す。

電源設備については「3.14電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。

凡例	
	信号系
	冷却空気

凡例

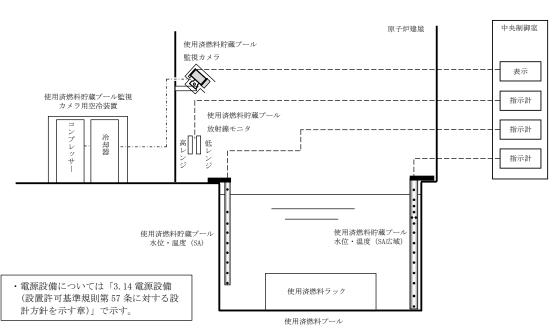


図 3.11-10 6 号炉 使用済燃料プール監視設備の全体系統図

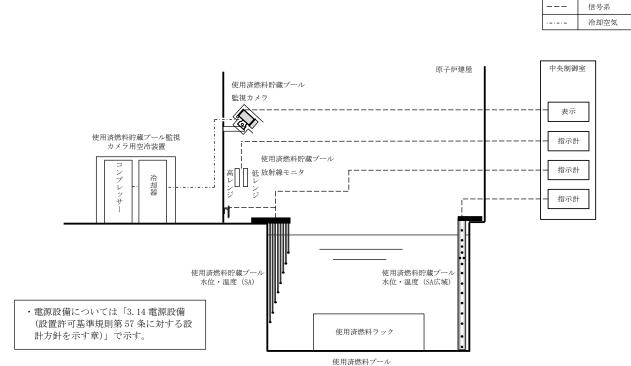


図 3.11-11 7 号炉 使用済燃料プール監視設備の全体系統図

3.11.2.4.2 主要設備の仕様

設備の主要機器仕様を表 3.11-26 に示す。

雷離箱

赤外線

カメラ

名 称 種 井 取付個所 測 範 6号炉: T.M.S.L. 20180~ 31170mm 6 号炉:1 7号炉: T.M.S.L.20180~ 使用済燃料貯蔵プール (検出点 14 箇所) 原子炉建屋 熱雷対 水位・温度(SA 広域) $31123 \mathrm{mm}$ 7 号炉:1 地上4階 6 号炉: 0~150℃ (検出点14箇所) 7 号炉:0~150℃ 6 号炉: T.M.S.L.23420~ 6 号炉:1 30420mm 7号炉: T.M.S.L.23373~ 原子炉建屋 使用済燃料貯蔵プール (検出点8箇所) 熱電対 水位・温度(SA) 30373mm 7 号炉:1 地上4階 6 号炉: 0~150℃ (検出点8筒所) 7 号炉:0~150℃ 使用済燃料貯蔵プール放射 6 号炉: 10¹~10⁸mSv/h 6 号炉:1 原子炉建屋 電離箱 7 号炉: 10¹~10⁸mSv/h 線モニタ (高レンジ) 7 号炉:1 地上4階

6 号炉: $10^{-2} \sim 10^{5} \text{mSv/h}$

7 号炉: 10⁻³~10⁴mSv/h

6 号炉:1

7 号炉:1

6 号炉:1

7 号炉:1

原子炉建屋

原子炉建屋

地上4階

地上4階

表 3.11-26 使用済燃料プール監視設備の主要機器仕様

※使用済燃料ラック上端(6 号炉: T.M.S.L. 24420mm, 7 号炉: T.M.S.L. 24373mm) 使用済燃料ラック底部(6 号炉: T.M.S.L. 19880mm, 7 号炉: T.M.S.L. 19880mm)

なお,電源設備については「3.14電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。

3.11.2.4.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針

- (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一)
- (i) 要求事項

使用済燃料貯蔵プール放射

(使用済燃料貯蔵プール監視

カメラ用空冷装置を含む)

線モニタ (低レンジ)

使用済燃料貯蔵プール

監視カメラ

想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。

(ii) 滴合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域),使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA),使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラは、二次格納施設内に設置している設備であることから、想定される重大事故等時における二次格納施設内の環境条件を考慮し、以下の表 3.11-27 に示す。

使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置は,6号炉,7号炉ともに原子炉建屋の二次格納施設外に設置している設備であることから、想定される重大事

故等時における原子炉建屋の二次格納施設外の環境条件を考慮し、以下の表 3.11-27に示す。

表 3.11-27 想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放	二次格納施設内又は原子炉建屋の二次格納施設外で想定さ
射線	れる温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能
	を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受け
	ない。
海水を通水する系統へ	海水を通水することはない。
の影響	
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しな
	いことを確認する(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方
	針」に示す)。
風 (台風)・積雪	二次格納施設内又は原子炉建屋の二次格納施設外に設置す
	るため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその
	機能が損なわれない設計とする。

(54-3-37, 38)

(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項二)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域),使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA),使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラは,想定される重大事故等が発生した場合において中央制御室にて監視できる設計であり現場・中央制御室における操作は発生しない。

使用済燃料貯蔵プール監視カメラは、想定される重大事故等が発生した場合において中央制御室にて監視できる設計であるため現場及び中央制御室における操作の必要性はない。

使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置は、原子炉建屋の二次格納施設外にて空冷装置の弁操作及び起動操作が可能であり、想定される重大事故時等の環境下においても、確実に操作できる設計とする。空冷装置の操作器、表示器及び銘板は、操作者の操作及び監視性を考慮しており、確実に操作できる設計とする。操作対象機器を表 3.11-28 に示す。

表 3.11-28 操作対象機器

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法
使用済燃料貯蔵プール	停止→起動	原子炉建屋 地上4階	スイッチ
監視カメラ用空冷装置		(原子炉建屋の二次格納施設外)	操作
使用済燃料貯蔵プール	全閉→全開	原子炉建屋 地上4階	手動操作
監視カメラ用空冷装置		(原子炉建屋の二次格納施設外)	
空気供給弁			

(54-3-37, 38) $(54-9-9\sim22)$

(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項三)

(i) 要求事項

健全性及び能力を確認するため,発電用原子炉の運転中又は停止中に試験 又は検査ができるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域及び SA)は、発電用原子炉の運転中又は停止中(計器を除外可能な期間)に機能・性能検査、絶縁抵抗測定、計器校正が可能な設計とする。なお、使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域及び SA)の試験として、温度の 1 点確認及び絶縁抵抗を測定し健全性の確認を行う。

使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)は、発電用原子炉の運転中又は停止中(計器を除外可能な期間)に特性検査、線源校正、計器校正が可能なように、模擬入力による校正又は線源校正ができる設計とする。なお、放射線モニタは、線源校正を実施し基準線量当量率に対する検出器の特性の確認を行う。

使用済燃料貯蔵プール監視カメラは,発電用原子炉の運転中又は停止中 (計器を除外可能な期間)に表示確認,外観検査が可能な設計とする。

使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置は,発電用原子炉の運転中又は停止中(計器を除外可能な期間)に動作確認,外観検査が可能な設計とする。

なお,これらの計器の点検については,使用済燃料プール監視設備が少な くとも1つ以上機能維持した状態で行う。

表 3.11-29 に使用済燃料プール監視設備の試験及び検査を示す。

表 3.11-29 使用済燃料プール監視設備の試験及び検査

計器名称	発電用原子炉	項目	内容
	の状態		
使用済燃料貯蔵プール水	運転中又は	機能・性能試験	絶縁抵抗測定
位・温度(SA 広域,SA)	停止中	作業 ヒ ・ 土 ヒ 計八神央	温度1点確認
使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)	運転中又は 停止中	機能・性能試験	線源校正
使用済燃料貯蔵プール監 視カメラ	運転中又は 停止中	機能・性能試験	表示確認
使用済燃料貯蔵プール監 視カメラ用空冷装置	運転中又は 停止中	機能・性能試験	動作確認

 $(54-5-19\sim21)$

(4) 切り替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項四)

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備に あっては、通常時に使用する系統からすみやかに切り替えられる機能を備える ものであること。

(ii) 谪合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域), 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA), 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラは, 本来の用途以外の用途には使用しない設計とする。

なお,使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置の弁操作及び起動操作は, すみやかに実施可能な設計とする。使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装 置の弁操作及び起動操作に要する時間を,図 3.11-12 に示す。

(54-4-8, 9)

				経過時間(分)									- 備考							
]	l I	2	0 I	3	0	4	0 	5	0 	6	0	7	o I	8	0	順方
手順の項目	要員(数)					20 7	分 使 7	用済炉	燃料貯	蔵プー	ル監視	カメラ	用空冷	装置	己動					
	中央制御室運転員 A	中制御安運転員 Λ 1		通信手	段確保.	電源確認		カメラキ	忧脏確認											
使用済燃料貯蔵プール	十人的脚主连和员 八																			
監視カメラ用空冷装置起動	現場運転員 C, D 2	2					移動. 3	2冷装置	己動											
	玩物压+Δ貝 U, D						*													

図 3.11-12 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置のタイムチャート*

^{*:「}実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.11で示すタイムチャート

(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域),使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域),使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ),使用済燃料貯蔵プール監視カメラ及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置は,他の設備と遮断器又はヒューズによる電気的な分離を行うことで,他の設備に電気的な悪影響を及ぼさない設計とする。

(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項六)

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作 及び復旧作業を行うことができるよう,放射線量が高くなるおそれが少ない設 置場所の選定,設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたもので あること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域),使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA),使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラは,重大事故時において中央制御室にて監視できる設計であり現場における操作は発生しない。

使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置は,原子炉建屋の二次格納施設外地上4階に設置されており,操作位置の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。

	文 0.11 00]木[[八]](X				
機器名称	設置場所	操作場所			
使用済燃料貯蔵 プール監視カメラ 用空冷装置	原子炉建屋地上4階(6号炉) (原子炉建屋の二次格納施設外) 原子炉建屋地上4階(7号炉) (原子炉建屋の二次格納施設外)	原子炉建屋地上4階(6号炉) (原子炉建屋の二次格納施設外) 原子炉建屋地上4階(7号炉) (原子炉建屋の二次格納施設外)			
 使用済燃料貯蔵プ	原子炉建屋炒二次格納施設外)	原子炉建屋の二次格納施設外)原子炉建屋地上4階(6号炉)			
ール監視カメラ用	(原子炉建屋の二次格納施設外)	(原子炉建屋の二次格納施設外)			
空冷装置空気供給	原子炉建屋地上4階(7号炉) (原子炉建屋の二次格納施設外)	原子炉建屋地上4階(7号炉)			
弁	(原丁炉建屋の二次俗料地設外)	(原子炉建屋の二次格納施設外)			

表 3.11-30 操作対象機器設置場所

(54-3-37, 38)

- 3.11.2.4.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針
 - (1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項一)
 - (i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域)は、重大事故等時において変動する可能性のある使用済燃料プール上部から底部近傍までの範囲にわたり測定できる設計とする。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)は、重大事故等時において変動する可能性のある使用済燃料プール上部から使用済燃料上端近傍までの範囲にわたり測定できる設計とする。

使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)は、重大事故等 時において変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とする。

使用済み燃料貯蔵プール監視カメラ(使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空 冷装置を含む)は、重大事故等時において赤外線機能により使用済燃料プール 及びその周辺の状況が把握できる設計とする。

 $(54-6-46\sim51)$

(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域),使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA),使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ),使用済燃料貯蔵プール監視カメラ及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)

(i) 要求事項

常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域),使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)は,共通要因によって設計基準対処設備である使用済燃料貯蔵プール水位,燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度,使用済燃料貯蔵プール温度,燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、燃料取替エリア排気放射線モニタ及び原子炉区域換気空調系排気放射線モニタと同時に機能が損なわれることを防止するために,可能な限り位置的分散を図る設計とすることで,地震,火災,溢水等の主要な共通要因故障によって同時に機能を損なわれない設計とする(なお,使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域)と使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)についても,可能な限り位置的分散を図る設計とする)。

使用済燃料貯蔵プール監視カメラは,同一目的の使用済燃料プール監視設備である使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域),使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)と多様性を考慮した設計とする。

なお,使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域),使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA),使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)及び使用済燃料貯蔵プール監視カメラの電源については,代替電源設備からの供給を可能としており,多様性を考慮した設計とする。

(54-2-2,3) $(54-11-20\sim22)$

別添資料-1

原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 (格納容器圧力逃がし装置) について

<目次>

1	. 概要 .							 1
	1.1 彭	设置目的						 . 1
	1.2 彭	は備構成の概	[略					 2
	1.2.1	機器配置						 2
	1.2.2	系統概要	図					 6
	1.3 彭	は備性能の概	{略					 9
	1.3.1	設備の使	用方法の概	残略				 9
	1.3.2	放射性物]質除去性能	じの概略.				 9
2	. 設計方	〕針						 10
	2.1 設	計条件						 10
	2.2 格	S納容器圧力	〕逃がし装置	置(原子炉	格納容器に	フィルタベン	ント系)	 12
	2.2.1	フィルタ	装置,よう	う素フィル	タ構造			 12
	2.2.1	1 容器.						 14
	2.2.1	2 内部構	造物					 19
	2.2.1	3 スクラ	バ水					 25
	2.2.2	格納容器	圧力逃がし)装置系統	構成			 25
	2.2.2	.1 主配管	·					 27
	2.2.2	2 主要弁	等					 34
	2.3 肾	帯設備						 39
	2.3.1	格納容器	圧力逃がし)装置電源	設備			 39
	2.3.1	1 概要 .						 39
	2.3.1		給負荷					
	2.3.1		線図					
	2.3.1		備の多重性			-		
	2.3.2		圧力逃がし					
	2.3.2	1.70						
	2.3.2		備の目的					
	2.3.2		横の仕様に					
	2.3.2		器圧力逃 <i>t</i>					
	2.3.3		圧力逃がし					
	2.3.3							
	2.3.3		成及び仕様					
	2.3.4		圧力逃がし					
	2.3.4							
	2.3.4	2 設備構	成及び仕様	ŧ				 60

		2.3.5 格納容器圧力逃がし装置窒素パージ設備	69
		2.3.5.1 機能	69
		2.3.5.2 設備構成及び仕様	69
3		格納容器圧力逃がし装置による放射性物質除去性能	75
	3	.1 放射性物質の除去原理	75
		3.1.1 粒子状放射性物質の除去原理	75
		3.1.1.1 水スクラバによる除去	75
		3.1.1.2 金属フィルタによる除去	77
		3.1.2 ガス状放射性物質の除去原理	78
		3.1.2.1 格納容器圧力逃がし装置へ流入するガス状放射性物質量の低洞	
		3.1.2.2 格納容器圧力逃がし装置での除去	79
	3	.2 性能検証	81
		3.2.1 性能検証試験の概要	81
		3.2.1.1 試験設備の概要	81
		3.2.1.2 試験条件とその設定根拠	85
		3.2.2 放射性物質の除去性能	91
		3.2.2.1 格納容器圧力逃がし装置に流入する放射性物質	91
		3.2.2.1.1 粒子状放射性物質(エアロゾル)	91
		3.2.2.1.2 よう素	122
		3.2.2.2 事故時のフィルタ装置のパラメータ変化	124
		3.2.2.3 除去性能試験結果	131
		3.2.2.3.1 エアロゾル除去性能試験	131
		3.2.2.3.2 無機よう素除去性能試験	133
		3.2.2.3.3 有機よう素除去性能試験	135
		3.2.2.3.3.1 吸着材による除去性能試験結果	135
4		格納容器圧力逃がし装置の設備操作と操作性	139
	4	.1 格納容器圧力逃がし装置の設備操作	
		4.1.1 格納容器ベント操作について	139
		4.1.2 中央制御室及び現場での操作内容	
		4.1.3 中央制御室及び現場でのパラメータ監視	
	4	.2 格納容器圧力逃がし装置の操作性	
		4.2.1 ベント弁操作エリア	
		4.2.1.1 ベント前の被ばく評価(線量分布)	
		4.2.1.2 ベント後の被ばく評価(線量分布)	
		4.2.2 フィルタベント遮蔽壁周辺	
		4.2.2.1 ベント前の被ばく評価(線量分布)	
		4.2.2.2 ベント後の被ばく評価(線量分布)	
		4.2.2.3 自然現象による操作性への影響	167

4.3 才	〈素燃焼防止に関する設備操作	168
5. 設備の)維持管理	176
5.1 点	ā検方法	176
5.2 訪	\$験方法	181
6. 規制	基準への適合性	185
6.1	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置 ,構造及び設備の基準に	関す
Z	5規則への適合	185
6.1.1	第 38 条(重大事故等対処施設の地盤)	185
6.1.2	第 39 条(地震による損傷の防止)	186
6.1.3	第 40 条(津波による損傷の防止)	186
6.1.4	第 41 条(火災による損傷の防止)	187
6.1.5	第 43 条(重大事故等対処設備)	189
6.1.6	第 48 条(最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)	193
6.1.7	第 50 条(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備).	194
6.1.8	第 52 条(水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための	の設
	備)	200
7. 格納	容器圧力逃がし装置の設計基準事象に対する耐性	201
7.1 均	也震,津波以外の自然現象	201
7.1.1	風(台風)	201
7.1.2	竜巻	202
7.1.3	積雪	212
7.1.4	低温	215
7.1.5	落雷	216
7.1.6	火山	218
7.1.7	降水	221
7.1.8	生物学的事象	221
7.1.9	地滑り	222
7.2 7	- の他事象	223
7.2.1	外部火災	223
7.2.2	内部火災	228
7.2.3	内部溢水	228
7.2.4	航空機墜落(偶発的事象)	230
7.2.5	船舶の衝突	231
7.2.6	電磁的障害	231
8. 格納	容器圧力逃がし装置の意図的な航空機衝突事象に対する耐性	232
8.1 舠	t空機衝突(意図的事象)	232
別紙1 格	納容器圧力逃がし装置の計測設備の網羅性について	235
別紙 2 格	納容器圧力逃がし装置 計測設備の概略構成図	242

別紙 3	放射線検出器の計測上限及び放射性物質濃度算定の考え方 253	
別紙 4	フィルタ装置水素濃度計の計測時間遅れについて255	
別紙 5	エアロゾル計測装置の計測原理258	
別紙 6	除去性能試験について 270	
別紙 7	格納容器圧力逃がし装置系統内における可燃性ガスの燃焼について 300	
別紙 8	ベント方法及び放出位置を変更することによる公衆被ばくへの影響 302	
別紙 9	設備の維持管理についての補足事項312	
別紙 10	弁の操作方法について314	
別紙 11	格納容器圧力逃がし装置の劣化要因と対策について 324	
別紙 12	金属フィルタの液滴除去性能について	
別紙 13	フィルタ装置からの放射性物質の再浮遊について	
別紙 14	水スクラバにて考慮する荷重と評価結果339	
別紙 15	よう素フィルタからの放射性物質の再浮遊について 345	
別紙 16	格納容器圧力逃がし装置の弁選定の考え方349	
別紙 17	格納容器圧力逃がし装置と他系統との隔離	
別紙 18	圧損計算の詳細356	
別紙 19	格納容器圧力逃がし装置と他系統との隔離について	
別紙 20	配管内面への放射性物質付着量の考え方について372	
別紙 21	配管内面に付着した放射性物質による発熱の影響について 376	
別紙 22	スクラバノズルのエロージョンについて	
別紙 23	格納容器圧力逃がし装置からの漏えい対策について 383	
別紙 24	スクラバ水の pH 調整方法について	
別紙 25	窒素ガス置換に対する考え方について	
別紙 26	ドレン移送ライン使用時における原子炉格納容器内へ空気流入影響に	
	ついて 398	
別紙 27	スクラバ水の設定について399	
別紙 28	6 号炉と 7 号炉で放射線モニタ設置位置が異なることに対する考え方あ	
別紙 29	よう素捕捉時の化学反応による影響について413	
別紙 30	フィルタ装置の長期使用時の影響について416	
別紙 31	地震による損傷の防止に関する耐震設計方針の説明 432	
別紙 32	空気作動弁に対する人力操作の成立性について 434	_
別紙 33	格納容器ベント実施に伴う現場作業の線量影響について 440	
別紙 34	スクラバ水スロッシングの影響について462	
別紙 35	格納容器圧力逃がし装置の材料選定に係る技術的根拠 463	
別紙 36	フィルタ装置の性能維持の確認について467	
別紙 37	圧力開放板の凍結による影響について	
別紙 38	高温使用時におけるフィルタベント系統からの漏えいがないこと 471	

別紙 39	格納容器圧力逃がし装置使用後の保管管理474
別紙 40	よう素フィルタ部に発生する偏流について 475
別紙 41	原子炉格納容器pH制御による原子炉格納容器への影響の確認について
別紙 42	よう素フィルタの初期過渡性能及び有機よう素許容吸着量について 491
別紙 43	格納容器からの取り出し位置について496
別紙 44	代替格納容器圧力逃がし装置の給気配管タイラインについての検討 499
別紙 45	原子炉格納容器過圧破損防止のための原子炉格納容器ベントについて
	501

- 3.2.2 放射性物質の除去性能
- 3.2.2.1 格納容器圧力逃がし装置に流入する放射性物質
- 3.2.2.1.1 粒子状放射性物質(エアロゾル)

【格納容器圧力逃がし装置】【代替格納容器圧力逃がし装置】

(1) 想定事故シナリオ

粒子状放射性物質の除去性能を確認する上で想定する事故シナリオとして, 炉心損傷が発生する大 LOCA+SBO+全 ECCS 機能喪失シナリオを選定する。

a. 事象の概要

- (a) 大 LOCA が発生し,原子炉格納容器内に冷却材が大量に漏えいする。
- (b) 更に全 ECCS 機能喪失, SBO を想定するため,原子炉圧力容器への 注水が出来ず炉心損傷に至る。70 分後に低圧代替注水系(常設)に よる原子炉圧力容器への注水を開始することで,原子炉圧力容器破 損は回避される。
- (c) その後,原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイを実施するが,事象発生から約38時間後に原子炉格納容器圧力が限界圧力に到達し、格納容器圧力逃がし装置を用いたベントを実施する。

b. 想定事故シナリオ選定のフロー

想定事故シナリオ選定については、事故のきっかけとなる起因事象の 選定を行い、起因事象に基づく事故シナリオの抽出および分類を行う。 その後、重大事故等対策の有効性評価および事故シナリオの選定を行う。

(a) 起因事象の選定

プラントに影響を与える事象について,内部で発生する事象と外部で発生する事象(地震,津波,その他自然現象)をそれぞれ分析し,事故のきっかけとなる事象(起因事象)について選定する。

プラント内部で発生する事象については、プラントの外乱となる 事象として,従前より許認可解析の対象としてきた事象である運転 時の異常な過渡変化(外部電源喪失等)および設計基準事故(原子 炉冷却材喪失等)を選定する。また,原子炉の運転に影響を与える 事象として,非常用交流電源母線の故障,原子炉補機冷却系の故障 等を選定する。

プラント外部で発生する事象については、地震、津波、及び、地震・津波以外の自然現象の約 40 事象から、地域性等を考慮して 7 事象(風(台風)、竜巻、火山、落雷、積雪、低温(凍結)、降水)

を選定する。また、設計基準を大幅に超える規模の事象発生を想定 した上で、プラントに有意な頻度で影響を与えると考えられる場合 は、考慮すべき起因事象とする。

(b) 起因事象に基づく事故シナリオの抽出及び分類

イベントツリー等により、事故のきっかけとなる事象(起因事象) を出発点に、事象がどのように進展して最終状態に至るかを、安全 機能を有する系統の動作の成否を分岐として樹形状に展開し、事故 シナリオを漏れなく抽出する。

抽出した事故シナリオを事故進展の特徴によって、第 3.2.2.1.1 -1 表のとおりグループ別に分類する。

第3.2.2.1.1-1表 運転中の炉心損傷に係る事故シナリオグループ

運転中の炉心損傷に係る 事故シナリオグループ	概要
崩壊熱除去機能喪失	崩壊熱の除去に失敗して炉心損傷 に至るグループ
高圧・低圧注水機能喪失	低圧注水に失敗して炉心損傷 に至るグループ
高圧注水・減圧機能喪失	高圧注水に失敗して炉心損傷 に至るグループ
全交流動力電源喪失	電源を失うことにより炉心損傷 に至るグループ
原子炉停止機能喪失	止める機能を喪失して炉心損傷 に至るグループ
LOCA 時注水機能喪失	LOCA 時に注水に失敗して炉心損傷 に至るグループ

(c) 重大事故等対策の有効性評価及び事故シナリオの選定

- (b)で分類した事故シナリオのうち、出力運転中の原子炉における 高圧・低圧注水機能喪失、高圧注水・減圧機能喪失、全交流動力電 源喪失、崩壊熱除去機能喪失、原子炉停止機能喪失については、炉 心損傷に至らない。
- 一方,LOCA時注水機能喪失については,重大事故等対処施設が機能しても炉心損傷を避けられない。

以上より, 炉心損傷が発生する LOCA 時注水機能喪失を想定事故シナリオとして選定した。なお、想定事故シナリオにおいてはサプレッション・チ

ェンバの排気ラインを使用したベント(以下,W/W ベントという)を実施した場合と,ドライウェルの排気ラインを使用したベント(以下,D/W ベントという)を実施した場合の両方を想定するものとする。

また,発生するエアロゾルの量や粒径分布の不確かさを考慮しても格納容器圧力逃がし装置が性能を発揮できることを確認するために,原子炉圧力容器が破損するケース(高圧・低圧注水機能喪失シナリオでさらに事象が進展し,炉心損傷及び原子炉圧力容器破損した後に D/W ベントを実施した場合)(※1)についても参考として示す。

※1 高圧・低圧注水機能喪失シナリオを選定した理由

第3.2.2.1.1-1表に示す各事故シナリオグループのうち, 崩壊熱除去機能喪失シナリオ及び原子炉停止機能喪失シナリオは, 仮に重大事故等対処施設の機能喪失又は機能が遅延した場合, 炉心損傷より先に原子炉格納容器の過圧破損に至ることから, 格納容器圧力逃がし装置の性能に期待できない。

また、高圧注水・減圧機能喪失シナリオ及び全交流動力電源喪失シナリオは、仮に重大事故等対処施設の機能喪失又は機能が遅延した場合、原子炉圧力容器が高圧状態で破損に至り、原子炉格納容器雰囲気直接加熱が発生すると原子炉格納容器の過温破損に至る。この場合についても、同様に格納容器圧力逃がし装置の性能に期待できない。

LOCA 時注水機能喪失シナリオについても,仮に重大事故等対処施設が機能喪失し,原子炉圧力容器の破損後においてもその状態が継続すると,原子炉格納容器の過温破損に至ることから,同様に格納容器圧力逃がし装置の性能に期待できない。

以上より、第 3. 2. 2. 1. 1-1 表に示す各事故シナリオグループのうち、重大事故等対処施設の機能喪失又は機能の遅延により、炉心損傷及び原子炉圧力容器破損した後に D/W ベントを実施した場合を想定し、格納容器圧力逃がし装置の性能を確認するシナリオとして、高圧・低圧注水機能喪失シナリオを選定した。

高圧・低圧注水機能喪失シナリオは、重大事故等対処施設が機能すれば、炉心損傷に至らず事象が収束するが、ここでは、原子炉圧力容器内への注水に失敗し、さらに溶融炉心・コンクリート相互作用が発生した場合の影響も見るため、あえて原子炉圧力容器破損前の原子炉格納容器下部への水張りも行わない状態を想定する。また、原子炉圧力容器が破損して溶融炉心が原子炉格納容器下部に落下した後は、原子炉格納容器下部への注水を行った後にD/Wベントを実施するものとする。

(2) 発生するエアロゾルの種類

格納容器ベント実施時には、核分裂生成物(安定核種を含む)やコンク リート、構造材の一部が格納容器圧力逃がし装置に流入する。これらは格 納容器圧力逃がし装置に流入する際は、希ガスや気体状のよう素を除き、 固体(エアロゾル粒子)として存在する。

想定するエアロゾルの種類,及び,想定事故シナリオ(W/W ベント)時に格納容器圧力逃がし装置に流入する粒子状物質量を第3.2.2.1.1-2表に示す。

また、想定事故シナリオ (D/W ベント) 時や、原子炉圧力容器が破損するケースで格納容器圧力逃がし装置に流入する粒子状物質量を第3.2.2.1.1-3表に示す。

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。

第3.2.2.1.1-2表 想定するエアロゾルの種類及び想定シナリオ(W/Wベント) 時に格納容器圧力逃がし装置に流入する粒子状物質量

核種グループ	各核種グループに対応 する主な化学物質例	事故直後炉心内内蔵量 (安定核種を含む) ※1	格納容器圧力逃がし装置 に流入する粒子状物質量 (安定核種を含む)※2
希ガス	Xe , Kr		-
CsI	CsI		約 7.4×10 ⁻⁵ kg
TeO ₂ , Te ₂	TeO_2 , Te_2		約 3.8×10 ⁻⁵ kg
Sr0	Sr0		約 3.2×10 ⁻⁵ kg
MoO_2	MoO_2		約 1.5×10 ⁻⁵ kg
CsOH	CsOH , RbOH		約 1.3×10 ⁻³ kg
Ba0	Ba0		約 4.5×10 ⁻⁵ kg
La_2O_3	La_2O_3 , Pr_2O_3 , Nd_2O_3 , Sm_2O_3 , Y_2O_3		約 2.4×10 ⁻⁶ kg
CeO_2	CeO_2		約 2.4×10 ⁻⁶ kg
Sb	Sb		約 1.1×10 ⁻⁶ kg
UO_2	UO_2 , NpO_2 , PuO_2		0kg
コンクリート/ 構造材	_		約 1.7×10 ⁻³ kg

^{※1} 核種毎の重量を ORIGEN コードを用いて評価し、その結果に基づき MAAP コードにより評価した値

^{※2} 事故直後炉心内内蔵量と放出割合 (MAAP コードと NUREG-1465 の知見を用いて評価) を 用いて評価した値

第3.2.2.1.1-3表 想定事故シナリオ (D/W ベント) 時及び原子炉圧力容器が破損するケース時に格納容器圧力逃がし装置に流入する粒子状物質量

技様 がループ	格納容器圧力逃がし装置に流入する粒子状物質量						
核種グループ	(安定核種を含む)※1						
	想定事故シナリオ (大 LOCA+SBO+全 ECCS 機能喪失シナリオ) (D/W ベント)	原子炉圧力容器が破損するケース (高圧・低圧注水機能喪失シナリオ) (D/W ベント)					
希ガス	_	_					
CsI	約 1.5×10 ⁻¹ kg	約 4.1×10 ⁻² kg					
TeO_{2} , Te_{2}	約 5.7×10 ⁻² kg	約 4.0×10 ⁻¹ kg					
Sr0	約 4.8×10 ⁻² kg	約 5.7×10 ⁻⁵ kg					
MoO_2	約 2.3×10 ⁻² kg	約 9.2×10 ⁻⁶ kg					
CsOH	約 1.8×10 ⁺⁰ kg	約 5.5×10 ⁺⁰ kg					
Ba0	約 6.6×10 ⁻² kg	約 3.7×10 ⁻⁵ kg					
La_2O_3	約 3.5×10 ⁻³ kg	約 6.0×10 ⁻⁵ kg					
CeO_2	約 3.6×10 ⁻³ kg	約 7.7×10 ⁻⁵ kg					
Sb	約 1.7×10 ⁻³ kg	約 4.7×10 ⁻² kg					
UO_2	0kg	約 2.6×10 ⁻⁴ kg					
コンクリート/ 構造材	約 2.1×10 ⁻¹ kg	約 4.7×10 ⁻² kg					

^{※1} 事故直後炉心内内蔵量と放出割合 (MAAP コードと NUREG-1465 の知見を用いて評価) を 用いて評価した値

a. 炉心状態の想定

格納容器圧力逃がし装置に流入するエアロゾルを評価する際は、炉心 状態として平衡炉心(サイクル末期)を想定している。

以下の(a),(b)に示す通り,平衡炉心(サイクル末期)を想定して格納容器圧力逃がし装置に流入する核分裂生成物量を評価することで,その他の炉心状態を想定した場合の流入量を包絡することができる。

以上のことから,格納容器圧力逃がし装置に流入する核分裂生成物量の評価を行う際,炉心状態として平衡炉心(サイクル末期)を想定することは妥当であると考えられる。

(a) 事故直後における炉内の核分裂生成物内蔵量

事故直後における炉内の核分裂生成物内蔵量は,平衡炉心の燃焼サイクル末期を想定して評価を実施している。

核分裂生成物(エアロゾル粒子として放出される可能性のある核 分裂生成物も含む)の量は、運転が進み燃焼度が大きくなるに従い 多くなる。

平衡炉心(サイクル末期)の燃焼度は、その他の炉心状態(初期装荷炉心や取替炉心)の燃焼度に比べ大きいため、平衡炉心(サイクル末期)の炉内の核分裂生成物内蔵量は、その他の炉心状態の核分裂生成物内蔵量を包絡する値を示す。

(b) 崩壊熱

燃料デブリからの放射性物質の放出割合は、崩壊熱が大きいほど 多くなり、崩壊熱は、核分裂生成物内蔵量が多いほど大きくなる。 (a)と同様の理由により、平衡炉心(サイクル末期)の崩壊熱はその 他の炉心状態の崩壊熱を包絡する値を示す。このため、平衡炉心(サイクル末期)を想定した場合の、燃料デブリからの放射性物質の放 出割合は、他の炉心状態を想定した場合の放出割合を包絡する値を 示す。

b. 評価に用いる放出割合

格納容器圧力逃がし装置に流入するエアロゾル量は,事故直後の炉心 内内蔵量と,格納容器圧力逃がし装置への放出割合(事故直後の炉心内 内蔵量に対する割合)を用いて評価している。

事故直後の炉心内内蔵量は、ORIGEN コードを用いて評価した核種毎の重量に基づき、MAAP コードにより評価しており、放出割合は、MAAP コードと NUREG-1465 の知見を利用し評価している。

MAAP コードでは、原子炉格納容器内における振る舞いの違い(揮発の

し易さの違い等)を考慮し、放射性物質を複数の MAAP 核種グループに分類しており、格納容器圧力逃がし装置への放出割合を MAAP 核種グループ 毎に評価している。

大 LOCA+SB0+全 ECCS 機能喪失シナリオ (W/W ベント) での MAAP 解析による放出割合の評価結果 (事故発生から 168 時間後時点)を第 3.2.2.1.1-4 表に示す。ただし、以下に示す通り、第 3.2.2.1.1-4 表の値は格納容器圧力逃がし装置に流入するエアロゾル量の評価に使用していない。

第 3. 2. 2. 1. 1-4 表によると、高揮発性核種 (CsI や CsOH) の放出割合 (10^{-6} オーダー) と比べ、中・低揮発性核種の放出割合が極めて大きい (10^{-4} オーダー) という結果となっている。

一方, TMI 事故や福島第一原子力発電所事故での観測事実から,事故が起こった場合に最も多く放出される粒子状の物質は,よう素やセシウム等の高揮発性の物質であり,中・低揮発性の物質の放出量は高揮発性の物質と比べ少量であることが分かっている。

第3.2.2.1.1-5表は,TMI事故後に評価された放射性核種の場所毎の存在量であるが,希ガスや高揮発性核種(セシウムやよう素)が原子炉圧力容器外に全量の内半分程度放出されている一方で,中・低揮発性核種はほぼ全量が原子炉圧力容器内に保持されているという評価となっている。

また,第3.2.2.1.1-6表は,福島第一原子力発電所事故後に実施された発電所敷地内の土壌中放射性核種のサンプリング結果であるが,最も多く検出されているのは高揮発性核種(セシウムやよう素)であり,多くの中・低揮発性核種は不検出という結果となっている。

第 3.2.2.1.1-4 表の評価結果は、これらの観測事実と整合が取れていない。これは、大 LOCA+SBO+2 ECCS 機能喪失シナリオにおいては、MAAP 解析が中・低揮発性核種の放出割合を過度に大きく評価しているためであると考えられる。

MAAP 解析の持つ保守性としては、炉心が再冠水し溶融炉心の外周部が固化した後でも、燃料デブリ表面からの放射性物質の放出評価において溶融プール中心部の温度を参照し放出量を評価していることや、炉心冠水時において燃料デブリ上部の水によるスクラビング効果を考慮していないことが挙げられる。

なお、高揮発性核種(セシウムやよう素)については、炉心溶融初期に炉心外に放出されるため、上述の保守性の影響は受けないものとする。 以上のことから、大 LOCA+SBO+全 ECCS 機能喪失シナリオにおいて中・低揮発性核種の放出割合を評価する際、単に MAAP 解析による放出量

の評価結果を採用すると、放出割合として過度に保守的な評価を与える

可能性があるため、他の手法を用いた評価が必要になると考えられる。

そこで、格納容器圧力逃がし装置に流入するエアロゾル量を評価する際は、MAAP解析による放出量の評価結果以外に、海外での規制等にも活用されている NUREG-1465 (米国の原子力規制委員会 (NRC) で整備されたものであり、米国でもシビアアクシデント時の典型的な例として、中央制御室の居住性等の様々な評価で使用されている)の知見を利用するものとした。このことにより、TMI 事故や福島第一原子力発電所事故の実態により見合った評価が可能となる。NUREG-1465の知見を利用した場合の放出割合の評価結果を第3.2.2.1.1-7表に示す。

各 MAAP 核種グループの放出割合の具体的な評価手法は以下に示す通り。

(a) 希ガスグループ, CsI グループ, CsOH グループ

希ガスを含めた高揮発性の核種グループについては、MAAP解析の結果得られた放出割合を採用する。

なお、Csの放出割合は、CsIグループとCsOHグループの放出割合、 及び、I元素とCs元素の原子炉停止直後の炉心内内蔵重量より、以 下の式を用いて評価する。

$$F_{Cs}(T) = F_{CsOH}(T) + M_I/M_{Cs} \times W_{Cs}/W_I \times (F_{CsI}(T) - F_{CsOH}(T))$$

ここで,

 $F_{cs}(T)$: 時刻 T におけるセシウムの放出割合

 $F_{CsoH}(T)$:時刻 T における CsOH グループの放出割合 $F_{CsI}(T)$:時刻 T における CsI グループの放出割合

 M_{I} : 停止直後の I 元素の炉心内内蔵重量 M_{Cs} : 停止直後の Cs 元素の炉心内内蔵重量 W_{I} : I の分子量 W_{Cs} : Cs の分子量

(b) それ以外の核種グループ

中・低揮発性の核種グループについては、MAAP解析の結果得られた放出割合は採用せず、MAAP解析の結果から得られたCsの放出割合と、希ガスグループの放出割合、及び、NUREG-1465の知見を利用し放出割合を評価する。

ここで,放出割合の経時的な振る舞いは希ガスと同一($\frac{1}{2}$ 1)とし, Cs の放出割合に対する当該核種グループの放出割合の比率は, 168 時間経過時点において, NUREG-1465 で得られた比率に等しいとして, 以下の評価式に基づき評価した。第 3. 2. 2. 1. 1-8 表に, NUREG-1465 で評価された原子炉格納容器内への放出割合を示す。

 $Fi(T) = F_{\text{noble gass}}(T) \times \gamma_i / \gamma_{\text{Cs}} \times F_{\text{Cs}}(168\text{hr}) / F_{\text{noble gass}}(168\text{hr})$

Fi(T): 時刻 T における i 番目の MAAP 核種グループの放出割合

 $F_{\text{noble gass}}(T)$: 時刻 T における希ガスグループの放出割合

γ_i: NUREG-1465 における i 番目の MAAP 核種グループに相当する核種グループの原子炉格納容器への放出割合

 γ_{cs} : NUREG-1465 における Cs に相当する核種グループの原子炉格納 容器への放出割合

※ 1 中・低揮発性の核種グループは、事故初期の燃料が高温となっていると き以外は殆ど燃料外に放出されないものと考えられる。そのため、ベント後 の燃料からの追加放出はほとんど無く、事故初期に原子炉格納容器内に放出 され、原子炉格納容器気相部に浮遊しているものだけが大気中に放出され得 ると考えられる。

ベントに伴い低揮発性核種は原子炉格納容器気相部からベントラインに 流入するが、その流入の仕方、すなわち放出割合の経時的な振る舞いは、同 じく原子炉格納容器気相部に浮遊しており壁面等からの追加放出がない希 ガスの放出割合の振る舞いに近いと考えられる。

以上のことから、中・低揮発性の核種グループの「各時刻における放出割合」は、「各時刻における希ガスグループの放出割合」に比例するものとした。

第3.2.2.1.1-4表 MAAP 解析による放出割合の評価結果 (エアロゾル量の評価 に使用しない)

核種グループ	格納容器圧力逃がし装置への放出割合 (事故発生から 168 時間後時点,格納容 器圧力逃がし装置に流入するエアロゾ ル量の評価には使用しない)
希ガス	約 9. 2×10 ⁻¹
CsI	約 1. 3×10 ⁻⁶
${ m TeO_2}$	約 1. 7×10 ⁻⁶
Sr0	約 2. 0×10 ⁻⁴
MoO_2	約 3. 0×10 ⁻⁶
CsOH	約 2.7×10 ⁻⁶
Ba0	約 4. 2×10 ⁻⁵
$\mathrm{La_2O_3}$	約 1. 0×10 ⁻⁴
CeO_2	約 1. 0×10 ⁻⁴
Sb	約 2. 9×10 ⁻⁶

第3.2.2.1.1-5表 TMI 事故後に評価された放射性核種の場所毎の存在量

(単位:%)

J. SC	低揮発性			中揮発性			高揮発性		
核 種	144Ce	154Eu	155Eu	90Sr	106Ru	¹²⁵ Sb	187Cs	129I	85Kr
原子炉建屋									
原子炉容器	105.4	122.7	109.5	89.7	93.2	117.2	40.1	42	30
原子炉冷却系	-	_		1	-	0.2	3	1	112
地階水, 気相タンク類	0.01	-	-	2.1	0.5	0.7	47	(47)†	54
補助建屋	-	-	-	0.1	-	0.7	5	7	_
合 計	105	122	110	93	94	119	95	97	85

[†] 広範囲の I 濃度測定値と多量のデブリ (おもに地階水沈殿物)のため、ここでの保持量は炉心インペントリーを大きく上回る分析結果となってしまう。したがって、ここに保持された I のインペントリーはCsと同等であると考える。

出典: TMI-2 号機の調査研究成果(渡会偵祐, 井上康, 桝田藤夫 日本原子力学会誌 Vol. 32, No. 4(1990))

第3.2.2.1.1-6表 福島第一原子力発電所事故後に検出された土壌中 の放射性核種

(単位:Bq/kg·乾土)

												· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	位:Bq/kg·乾土)
1	式料採取場所	【定点①】*1 グランド (西北西約500m))*2		【定点②】*1 野鳥の森 (西約500m)*2		【定点③】*1 産廃処分場近傍 (南南西約500m)*2	④5,6号機サービス ビル前 (北約1,000m)*2	⑤固体廃棄物貯 蔵庫1,2棟近傍 (北約500m)*2	⑥南南西 約500m+2	⑦南南西 約750m+2	8南南西 約1,000m+2
ř	式料採取日	3/21	3/25	3/28	3/25	3/28	3/25	3/28	3/25	3/22	3/22	3/22	3/22
4	分析機関	JAEA	JAEA	日本分析 センター *3	JAEA	日本分析 センター *3	JAEA	日本分析 センター +3	.IAFA	JAFA	JAFA	JAFA	JAEA
3	制定日	3/24	3/28	3/30	3/28	3/30	3/28	3/30	3/28	3/25	3/25	3/24	3/25
核 i·	-131(約8日)	5.8E+06	5.7E+06	3.8E+06	3.0E+06	3.9E+04	1.2E+07	2.6E+06	4.6E+05	3.1E+06	7.9E+05	2.2E+06	5.4E+06
種 J	-132(約2時間)	*4	*4	2.3E+05	*4	1.3E+02	*4	1.5E+05	*4	*4	*4	*4	*4
	S=134(約2年)	3.4E+05	4.9E+05	5.3E+05	7.7E+04	3.2E+02	3.5E+06	9.7E+05	6.8E+04	9.5E+05	8.7E+03	1.7E+04	1.6E+05
	Cs-136(約13日)	7.2E+04	6.1E+04	3.3E+04	1.0E+04	2.8E+01	4.6E+05	6.9E+04	8.6E+03	1.1E+05	1.9E+03	2.2E+03	2.5E+04
	S=137(約30年)	3.4E+05	4.8E+05	5,1E+05	7.6E+04	3.2E+02	3.5E+06	9.3E+05	6.7E+04	1.0E+06	2.0E+04	1.6E+04	1.6E+05
ī	e-129m(約34日)	2.5E+05	2.9E+05	8.5E+05	5.3E+04	ND	2.7E+06	6.0E+05	2.8E+04	8.9E+05	9.5E+03	1.9E+04	1.7E+05
ī	e-132(約3日)	6.1E+05	3.4E+05	3.0E+05	6.5E+04	1.4E+02	3.1E+06	2.0E+05	3.2E+04	1.9E+06	2.1E+04	3.9E+04	3.8E+05
E	8a-140(約13日)	1.3E+04	1.5E+04	ND	2.5E+03	ND	ND	ND	ND	8.0E+04	ND	ND	ND
	lb-95(約35日)	1.7E+03	2.4E+03	ND	, ND	ND	5.3E+03	ND	ND	8.1E+03	ND	, ND	7.9E+02
F	Ru-106(約370日)	5.3E+04	ND	. ND	6.4E+03	ND	2.7E+05	- ND	· ND	6.8E+04	1.9E+03	ND	3.2E+04
	Mo-99(約66時間)	2.1E+04	ND	ND	ND	ии	6.6E+04	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1	c-99m(約6時間)	2.3E+04	2,0E+04	ND	ND	ND	4.5E+04	ND	1.8E+03	2.3E+04	ND	ND	8.3E+03
[.a-140(約2日)	3.3E+04	3.7E+04	ND	2.3E+03	ND	9.7E+04	ND	2.5E+03	2.1E+05	4.2E+02	6.2E+02	7.8E+03
E	8e-7(約53日)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	. ND	3.2E+04	ND	. ND	ND
. 4	ig-110m(約250日)	1.1E+03	2.6E+03	. ND	. ND	ND	ND	. ND	1.7E+02	1.8E+04	ND	ND	ND

出典: 当社 HP (http://www.tepco.co.jp/cc/press/11040609-j.html)

第 3.2.2.1.1-7 表 格納容器圧力逃がし装置に流入するエアロゾル量を評価 する際に使用する放出割合

	格納容器圧力逃がし装置への放出割合
核種グループ	
	(事故発生から 168 時間後時点)
希ガス	約 9. 2×10 ⁻¹
CsI	約 1. 3×10 ⁻⁶
${ m TeO_2}$	約 5. 2×10 ⁻⁷
Sr0	約 2. 1×10 ⁻⁷
MoO_2	約 2.6×10 ⁻⁸
CsOH	約 2.7×10 ⁻⁶
BaO	約 2. 1×10 ⁻⁷
$\mathrm{La_2O_3}$	約 2. 1×10 ⁻⁹
${\sf CeO}_2$	約 5. 2×10 ⁻⁹
Sb	約 5. 2×10 ⁻⁷

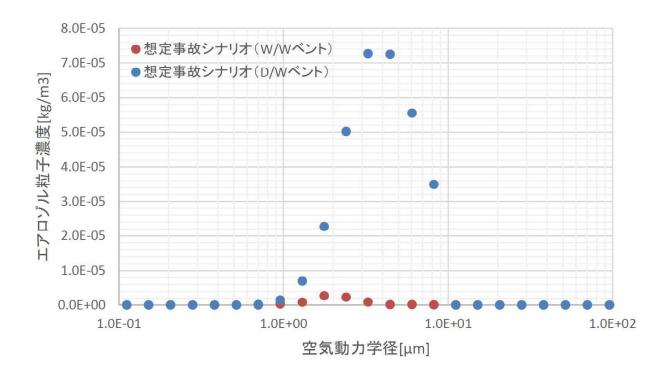
第3.2.2.1.1-8表 NUREG-1465での原子炉格納容器内への放出割合

核種グループ	原子炉格納容器への放出割合 ※1
Cs	0. 25
TeO_2 , Sb	0.05
SrO, BaO	0.02
MoO_2	0.0025
CeO_2	0.0005
La_2O_3	0.0002

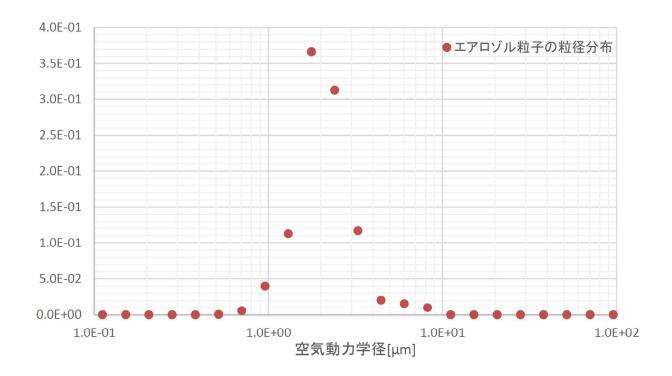
※1 NUREG-1465 の Table 3.12「Gap Release」の値と「Early In-Vessel」の値の和を参照

(3) MAAP解析に基づくエアロゾル粒径分布

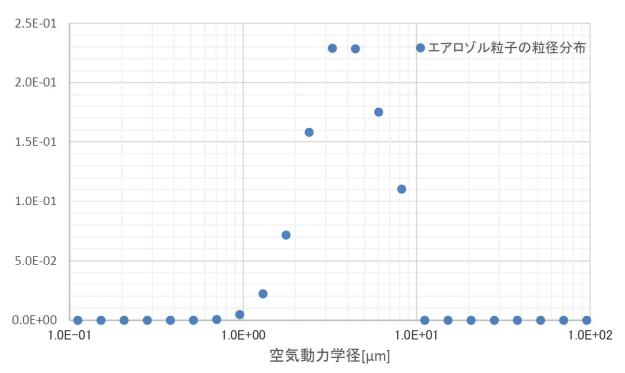
MAAP 解析では、原子炉格納容器内(サプレッション・プール通過前)と、サプレッション・プールを通過した後のエアロゾル粒子の粒径分布を、次項に示す理論式を用いて評価している。想定事故シナリオ(W/W ベント)、想定事故シナリオ(D/W ベント)、及び原子炉圧力容器が破損するケースでの評価結果を第 3.2.2.1.1-1 図に、各々を規格化(評価結果の各点の総和が 1 となるように規格化)した結果を第 3.2.2.1.1-2 図から第 3.2.2.1.1



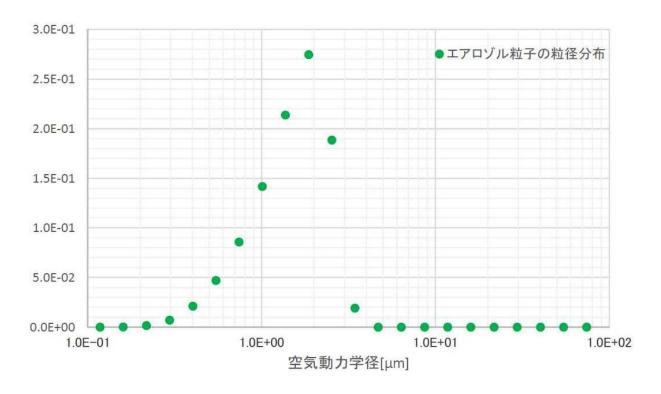
第3.2.2.1.1-1 図 各事故シナリオのエアロゾル粒子の粒径分布



第3.2.2.1.1-2 図 想定事故シナリオ (W/W ベント) 時のエアロゾル粒子 の粒径分布 (規格化後)



第3.2.2.1.1-3 図 想定事故シナリオ (D/W ベント) 時のエアロゾル粒子 の粒径分布 (規格化後)



第3.2.2.1.1-4図 原子炉圧力容器が破損するケース(高圧・低圧注水機能 喪失シナリオ(D/Wベント))でのエアロゾル粒子の粒径分 布(規格化後)

a. フィルタ装置に至るまでのエアロゾル粒子の挙動

事故発生後,原子炉格納容器内に放出されたエアロゾル粒子は,粒子同士の凝集や壁面への沈着により除去される。この際,凝集や沈着がおきにくい小粒径の粒子が除去されず多く残る。これにより,数 μ m を中心とした粒径分布が形成される。

エアロゾル粒子はサプレッション・プールを通過した後フィルタ装置に流入するが、プール水を通過する際に、エアロゾル粒子の大部分はプール水中への溶け込み等により除去される。大粒径の粒子は小粒径の粒子に比べプール水中に取り込まれやすいため、サプレッション・プールを通過することで、粒子全体の大部分を占める数 μ m 程度の粒子が多く除去される。これにより、サプレッション・プール通過前よりも小さい粒径を中心とした粒径分布が形成される。

以下に、原子炉格納容器内(サプレッション・プール通過前)での粒径分布の評価モデル、及びサプレッション・プール水を通過した後の粒径分布の評価モデルを示す。

(a) 原子炉格納容器内(サプレッション・プール通過前)での粒径分布 の評価モデル

エアロゾル粒子の粒径分布は原子炉格納容器内での粒子の凝集や壁面への沈着等により変化する。MAAPにおける評価モデルでは、エアロゾル粒子同士の凝集と壁面等への沈着の効果を下式の形で考慮している。なお、右辺の第1項と第2項は拡散と重力沈降による凝集を表し、第3項は重力沈降による除去項、第4項は発生項を表す。

凝集と沈着の,エアロゾル粒子の粒径分布への影響は以下の通り。

・凝集:拡散と重力沈降の過程でエアロゾル粒子が衝突,小粒径のエアロゾル粒子が集まり,より粒径の大きい粒子がつくられ,粒径分布はより大きい方向にシフトする。

・沈着:重力沈降によりエアロゾル粒子が壁面等に沈着,粒径が大きい エアロゾル粒子ほど沈着し易いため,大粒径のエアロゾル粒子 ほど多く除去され,粒径分布はより小さい方向にシフトする。

$$\frac{\partial n(v, t)}{\partial t} = \frac{1}{2} \int_0^v K(\bar{v}, v - \bar{v}) n(\bar{v}, t) n(v - \bar{v}, t) d\bar{v}$$
$$- \int_0^\infty K(\bar{v}, v) n(\bar{v}, t) n(v, t) d\bar{v}$$
$$- \frac{n(v, t) u(v)}{h}$$
$$+ \hat{n}_p(v)$$

ここで、n(v,t):時間(t)における粒子体積(v)の単位体積あたりの個数

K(v, ō) : 粒子が凝集する頻度

u(v): 体積(v)の粒子に対する重力沈降速度

np(v) : 体積(v)の粒子の発生率

: 粒子体積

h : 実効高さ(=空間容積/沈着面積)

(b) サプレッション・プール水を通過した後の粒径分布の評価モデル プール水中ではエアロゾルは気泡として存在し、気泡中にエアロ ゾル粒子が存在する(第 3. 2. 2. 1. 1-5 図の赤丸)。気泡中のエアロ ゾル粒子の一部は、プール水中に取り込まれる(第 3. 2. 2. 1. 1-5 図の青丸)が、エアロゾル粒子の粒径分布はエアロゾル中(気泡中) に浮遊しているエアロゾル粒子のプール水中間の移行の効果により 変化する。

MAAP における評価モデルでは(i)重力沈降,(ii)慣性沈着,(iii) ブラウン拡散,(iv)対流,(v)拡散泳動,(vi)熱泳動を以下の評価式で考慮している。

$$(dn/dt)_i = -A_i V_i n/v_B$$

ここで,

n : 気泡内の粒子数

v_R : 気泡体積

V_i : 除去機構iによる沈着速度A_i : 除去機構iに固有の面積

重力沈降では、 $A_i = \pi r_B^2$ 、 $v_B = (4/3) \pi r_B^3$

他の除去機構では, A_i = 4πr_B²

出典: A.T. Wassel, et al "Analysis of radionuclide retention in water pools", Nuclear Engineering and Design, Volume 90, Issue 1, 3rd Nov. 1985, Pages 87-104,

(i) 重力沈降

$$V_S = g \tau$$

 $\tau = \rho_p d_p^2 C/(18 \mu_G)$

ここで,

g : 重力加速度

ρ。: 粒子密度

d_p : 粒子径(=2r_p)

C : Cunningham の補正係数

μς : ガス粘性係数

(ii) 慣性沈着

$$V_I = 3 U_B^2 \cdot \tau / d_B$$

ここで,

U_B : 気泡上昇速度 d_B : 気泡径 (=2r_B)

(iii) ブラウン拡散

$$V_{BD} = 0.6 (D_p U_B/r_B)^{1/2}$$

ここで,

D。: ブラウン拡散定数

(iv) 対流

$$V_c = (dm_s/dt)/(\rho_G A)$$

ここで,

ms : 気泡内蒸気質量

ρ₆ : ガス密度

A : 気泡表面積

(v) 拡散泳動

$$V_{D} = [(M_{s}^{1/2} - M_{nc}^{1/2}) / (X_{s}M_{s}^{1/2} + X_{nc}M_{nc}^{1/2}) - (M_{s} - M_{nc}) / (X_{s}M_{s} + X_{nc}M_{nc})] D_{G} \nabla X_{s}$$

ここで,

D_G : ガスの拡散定数

Xs : 蒸気のモル分率

Xnc : 非凝縮性ガスのモル分率

∇X。は蒸気濃度勾配で、次式で計算する。

$$\nabla X_n = (X_{1.n} - X_{2.n}) / \delta_0$$

ここで,

X_{1,s} : 表面での蒸気モル分率X_{2,s} : 気泡内の蒸気モル分率

δ。: 拡散境界層厚さ

(vi) 熱泳動

 $V_{T} = \{-2.34 \,\mu_{G} / \rho_{G} (K_{tG} / K_{p} + 2.18 \,\lambda / r_{p}) [1 + (\lambda / r_{p}) (1.2 + 0.41 \exp(-0.88 r_{p} / \lambda)] \nabla T / T_{G} / [(1 + 3.42 \,\lambda / r_{p}) (1 + 2 K_{tG} / K_{p} + 4.36 \,\lambda / r_{p})] \}$

 $\nabla T = (T_s - T_G)/\delta$.

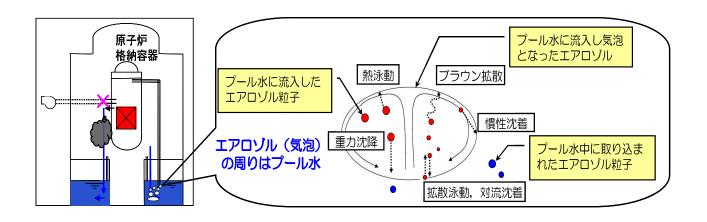
K, : 粒子熱伝導率

λ : 平均自由工程

T_s : 表面温度 T_G : ガス温度

δ: 熱境界層厚さ

K_{t6} : ガス伝導率の遷移項



第3.2.2.1.1-5図 粒径分布の評価モデル

b. 粒径分布の妥当性

格納容器圧力逃がし装置の除去性能を評価する際に使用する粒径分布として、 MAAP解析により得られた粒径分布を採用しているが、得られる粒径分布は、事故 後の経過時間や原子炉格納容器内におけるエアロゾル粒子の濃度等に依存する。

ここでは、粒径分布を評価する上で想定している諸条件についての感度解析結果を示すことで、格納容器圧力逃がし装置の除去性能を評価する際に使用する粒径分布として、第3.2.2.1.1-2図の粒径分布を採用することの妥当性を説明する。

(a) 炉心状態

格納容器圧力逃がし装置に流入するエアロゾルの粒径分布を評価する際, 炉心状態として平衡炉心(サイクル末期)を想定している。

第3.2.2.1.1-6 図に, 炉心状態として平衡炉心(サイクル初期)を想定した場合の粒径分布を示す。第3.2.2.1.1-6 図より, 平衡炉心(サイクル初期)を想定した場合の粒径分布と, 平衡炉心(サイクル末期)を想定した場合の粒径分布の差は大きくなく, 炉心状態の相違が格納容器圧力逃がし装置に流入するエアロゾルの粒径分布に与える影響は限定的であることが分かる。

以下に, エアロゾルの粒径分布が炉心状態の想定にほとんど依存しない理由 を示す。

炉心状態として平衡炉心(サイクル末期)を想定することで、原子炉格納容器内に放出される核分裂生成物の総量は大きくなり(3.2.2.1.1(2)a.参照)、原子炉格納容器内のエアロゾル粒子の濃度が高くなる。エアロゾル粒子の濃度が高くなると、エアロゾル粒子同士の衝突の頻度が高くなり、より大きい粒径のエアロゾル粒子が生成されやすくなる。その結果として、原子炉格納容器内の粒径分布はより大きい方向にシフトすることになる。

このことは、前述した粒径分布の評価モデルにおいても再現できている。第3.2.2.1.1-7図は、上述の評価モデルを使用した原子炉格納容器中の無次元化したエアロゾル粒径分布の評価例であり、原子炉格納容器中に流入したエアロゾル量による、原子炉格納容器内の粒径分布への影響を示している。図中の数値は原子炉圧力容器から原子炉格納容器中に流入したエアロゾル量を示しており、エアロゾル量が大きくなるに従い、原子炉格納容器内の粒径分布は大きい方向にシフトする傾向となっている。

ここで、大 LOCA+SBO+全 ECCS 機能喪失シナリオは、エアロゾルは格納容器 圧力逃がし装置に流入する前にサプレッション・プールを通るが、そのことで サプレッション・プール通過前に見られる粒径分布の差は緩和される傾向となる。これは、サプレッション・プールを通過することにより粒径の大きい粒子 が特に多く除去されるため、サプレッション・プールで除去されにくい比較的 小粒径の粒子が除去されずに残ることに起因する。

以上のことから、格納容器圧力逃がし装置の除去性能を評価する上で、第

3.2.2.1.1-2 図の粒径分布を採用しても問題ないと考える。

(b) 事故後の経過時刻

格納容器圧力逃がし装置に流入するエアロゾルの粒径分布は時間経過に伴い変化するが、粒径分布を評価する際は、評価時刻としてベント直後を想定している。

ベント直後における粒径分布と、事故から 168 時間後時点における粒径分布を第 3.2.2.1.1-8 図に示す。第 3.2.2.1.1-8 図から、粒径分布の時間経過に伴う変化量は限定的であり、評価時刻としてベント直後を想定しても問題ないことが分かる。なお、エアロゾルが最も多く流入する時間帯はベント直後であるため、粒径分布を評価する時間帯として、事故直後を参照することは妥当であると考えられる。

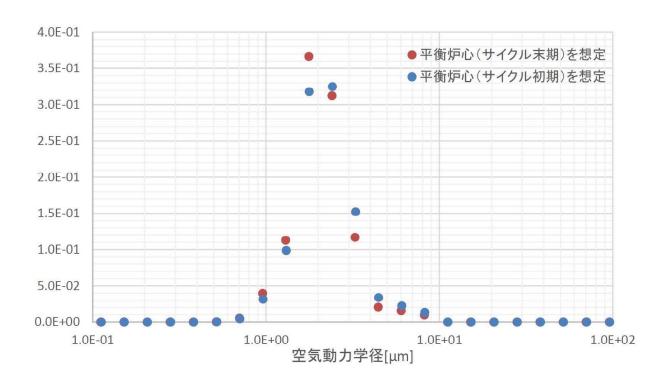
以上のことから、格納容器圧力逃がし装置の除去性能を評価する上で、第3.2.2.1.1-2図の粒径分布を採用しても問題ないと考える。

(c)中・低揮発性核種の放出割合の変更

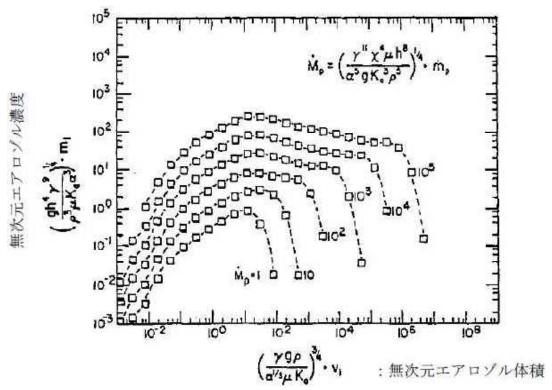
3.2.2.1.1 (2) b.に示した通り、格納容器圧力逃がし装置に流入するエアロゾル量を評価する際、放出割合として単に MAAP 解析により得られた放出割合の評価結果を採用するのではなく、NUREG-1465 の知見を利用している。このことは、原子炉圧力容器から原子炉格納容器内に流入する中・低揮発性核種のエアロゾル量をより少なく評価していることに相当している。そのため、上記の評価手法を取り入れることで、原子炉格納容器内のエアロゾル濃度は小さく評価され、エアロゾル粒子の粒径分布は小さい方向にシフトすると考えられる。

そこで,低揮発性核種の放出割合として MAAP 解析結果を使用しないことによる粒径分布への影響を評価するために,原子炉圧力容器から原子炉格納容器に放出される中・低揮発性核種の量をゼロと仮定した場合の粒径分布を評価した。評価結果を第3.2.2.1.1-9 図に示す。なお,第3.2.2.1.1-9 図では,炉心状態として平衡炉心(サイクル初期)を想定している。このように,極めて保守的に評価された場合であっても,粒径分布は大きく変化することはない。

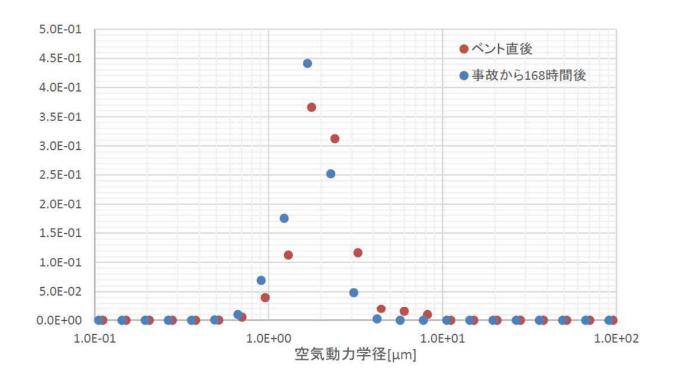
以上のことから、中・低揮発性核種を考慮することによる影響は限定的であり、格納容器圧力逃がし装置の除去性能を評価する上で、第3.2.2.1.1-2図の 粒径分布を採用しても問題ないと考える。



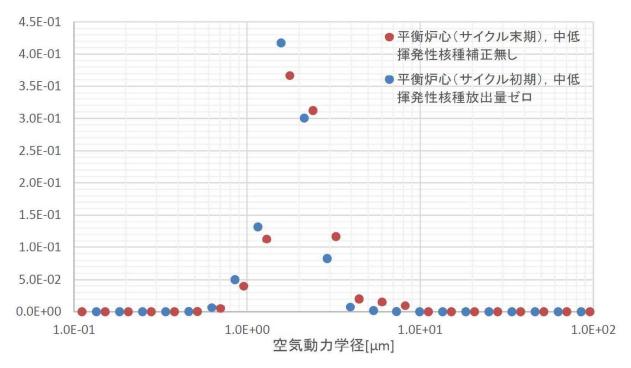
第3.2.2.1.1-6図 想定する炉心状態を変更した場合の粒径分布(規格化後)



第3.2.2.1.1-7図 定常状態における無次元化した粒径分布 出典:A Principle of Similarity for Describing Aerosol Particle Size Distributions(MICHAEL EPSTEIN AND PHILLIP G. ELLISON Journal of Colloid and Interface Science, Vol 119, No. 1, September 1987)



第3.2.2.1.1-8図 評価時刻を変更した場合の粒径分布(規格化後)



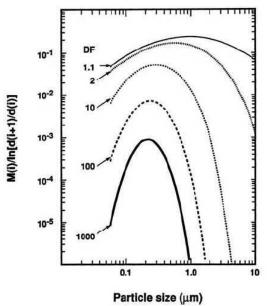
第3.2.2.1.1-9 図 中・低揮発性核種の原子炉格納容器内への放出量をゼロと し、想定する炉心状態を変更した場合の粒径分布(規格化 後)

(4) 他の文献での解析例

原子炉格納容器内におけるエアロゾル粒子の粒径分布の解析結果は多くの文献に見られる。それらの文献中の粒径分布は対数正規分布とよく一致しており、中央径は数 μ m 程度、幾何標準偏差は数 μ m 程度となっている。文献中に示されているエアロゾル粒子の粒径分布の例を第 3.2.2.1.1—10 図から第 3.2.2.1.1—12 図に示す。

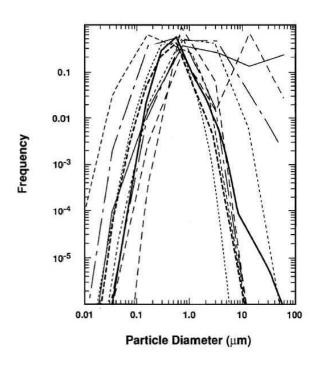
第 3.2.2.1.1-10 図は、ドライウェルスプレイを実施し続けることによる原子炉格納容器内のエアロゾル粒子の粒径分布の変化の解析結果を示している。図中の DF 値はドライウェルスプレイを継続して行うことによる積算の除去効果を表している。積算の除去効果が小さい段階 (DF=1.1) では、エアロゾル粒子は最大値が約 1μ m で幅の広い分布を持っているが、ドライウェルスプレイを継続し積算の除去効果が大きくなると、粒径分布の最大値は小さくなり、また分布の幅も小さくなる傾向が見られる。

第 3. 2. 2. 1. 1-11 図及び第 3. 2. 2. 1. 1-12 図は、米国の NRC が開発した総合事故解析コード STCP(Source Term Code Package)で評価された、原子炉格納容器内のエアロゾル粒子の粒径分布を表している。なお、第 3. 2. 2. 1. 1-12 図の粒径分布については、Mark I 型格納容器プラントにおいてスクラム失敗時に炉心損傷した状態のものを表している。何れも分布のピークは数 μ m となっており、幾何標準偏差が数 μ m であるような分布となっている。



第 3. 2. 2. 1. 1-10 図 ドライウェルスプレイを実施し続けることによる原子炉 格納容器内の粒径分布の変化(図中の値はドライウェル スプレイによる積算の除去効果)

出典: STATE-OF-THE-ART REPORT ON NUCLEAR AEROSOLS (OECD/NEA) 2009



第3.2.2.1.1-11 図 STCP (Source Term Code Package) によるシビアアクシ デント時における原子炉格納容器内エアロゾル粒径分布の評価例 出典: A Simplified Model of Aerosol Removal by Containment Sprays(NUREG/CR-5966)

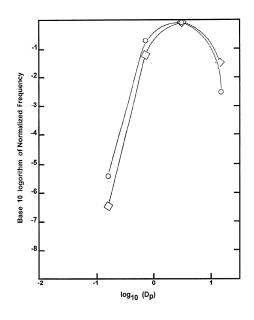


Figure 13. Size distribution of aerosols in the reactor coolant system predicted with the

第 3. 2. 2. 1. 1-12 図 STCP (Source Term Code Package) における一次系でのエアロゾルに対して想定する粒径分布の一例

出典: A Simplified Model of Decontamination by BWR Steam Suppression Pools (NUREG/CR-6153 SAND93-2588)

(5) 実験結果例

前節までは理論的に評価された粒径分布を扱ってきたが、ここでは実際 に測定されたエアロゾル粒子の粒径分布について説明する。

シビアアクシデント時の原子炉格納容器内の放射性物質を含むエアロゾルの発生としては、炉心損傷時に1次系から放出されるエアロゾルや MCCI 発生時に原子炉格納容器内に直接放出されるエアロゾル等が想定され、これら発生エアロゾル粒子が原子炉格納容器内で凝集・沈着の過程を経ることで、原子炉格納容器内に浮遊するエアロゾル粒径が時間とともに変化する。

これら各フェーズのエアロゾル挙動に着目した既往研究から,エアロゾル粒径に関する知見について整理した結果を第3.2.2.1.1-9表に示す。

第3.2.2.1.1-9表において,炉心損傷時の1次系内エアロゾルについては①,②及び③,MCCI時の発生エアロゾルについては④,さらに,原子炉格納容器内エアロゾル粒径に関しては⑤及び⑥に整理している。

この表に整理した試験結果等は、想定するエアロゾル発生源や挙動範囲 (1次系,原子炉格納容器)に違いはあるものの、エアロゾル粒子はサブ μm から数 μm までの範囲にあり、原子炉格納容器内環境でのエアロゾルの粒径 はこれらのエアロゾル粒径と同等な分布範囲を持つものと推定できる。

第3.2.2.1.1-9表 エアロゾル粒径に関する既往研究

番号	試験名または 報告書名等	エアロゾル 粒径 (μm)	備考
1	AECL が実施した試験	0.1~3.0	・CANDU 炉のジルカロイ被覆管燃料を使用した 1 次系内核分裂生成物挙動に関する小規模試験
2	PBF-SFD [*] 1	0.29~0.56	・米国アイダホ国立工学研究所にて実施された炉心損傷時の燃料棒 及び炉心の振る舞い、核分裂生成物及び水素の放出挙動を調べた大 規模総合試験 ・粒径データはフィルタサンプルの SEM 分析による幾何平均直径
3	PHEBUS−FP ^{※ 1}	0.1~0.5	・仏国カダラッシュ原子力研究センターの PHEBUS 研究炉で実施された、シビアアクシデント条件下での炉心燃料から 1 次系を経て原子炉格納容器に至るまでの核分裂生成物の挙動を調べた大規模総合試験 ・粒径データは 1 次系内フィルタサンプルの SEM 分析による凝集物を構成する粒径
4	NUREG/CR-5901 ^{* 2}	0. 25~2. 5	・MCCI 時の発生エアロゾルに対する上部プール水のスクラビング DF モデル (相関式) を開発したレポート ・粒径データは、MCCI 時に想定される発生エアロゾルの質量平均粒 径の範囲
(5)	LACE LA2 ^{*3}	約 0.5~約 5	・米国ハンフォード国立研究所(HEDL)にて実施された,原子炉格納容器内エアロゾル沈着挙動に関する大規模模擬実験・粒径データは,LA2 試験の事前解析として実施された,各種エアロゾル挙動解析コードによるエアロゾル空気動力学的直径の時間変化における最小値と最大値
6	PHEBUS-FP※ 1	2.4~4.0	・粒径データは、PHEBUS-FP 模擬格納容器内で測定されたエアロゾ ル空気動力学的直径の範囲

- ¾1 STATE-OF-THE-ART REPORT ON NUCLEAR AEROSOLS, NEA/CSNI/R (2009) 5
- ※2 D.A. Powers and J. L. Sprung, NUREG/CR-5901, A Simplified Model of Aerosol Scrubbing by a Water Pool Overlying Core Debris Interacting With Concrete
- ※3 J.H.Wilson and P.C.Arwood, Summary of Pretest Aerosol Code Calculations for LWR Aerosol Containment Experiments (LACE) LA2, ORNL

A. L. Wright, J. H. Wilson and P. C. Arwood, PRETEST AEROSOL CODE COMPARISONS FOR LWR AEROSOL CONTAINMENT TESTS LA1 AND LA2

また,以下に PHEBUS-FP の試験結果を示す。**⁴ PHEBUS-FP は,放射線防護・原子力安全研究所 (IRSN, 仏国),フランス

電力庁及び EU を中核として行われた,実機プラントの体系をスケールダウンした模擬試験であり,主目的として,エアロゾルの物理・化学挙動現象の模擬に焦点を置いている。

試験装置は、炉心部、一次系、原子炉格納容器等から構成されており、炉心部には実燃料が装荷されている。試験の際は炉心部で実燃料を溶融させており、一次系(蒸気発生器)を介し原子炉格納容器内に放出されたエアロゾル粒子の粒径を測定している。また、炉心部に装荷する燃料として新燃料を使用した場合(FPT0)と使用済み燃料を使用した場合(FPT1,2,3)の評価を行っており、各試験でエアロゾル粒子の粒径分布が測定されている。試験装置の概要図を第 3.2.2.1.1-13 図に、主な試験条件を第 3.2.2.1.1-10 表に示す。

以下に、粒径分布に関する主な試験結果を示す。

実験により測定されたエアロゾル粒子の粒径分布は対数正規分布によく 一致しており、理論的な予想と整合がとれている。

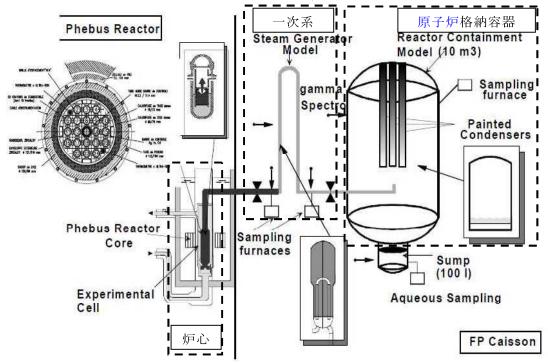
また、FPT0 (新燃料を使用)と FPT1,2,3 (使用済燃料を使用)で得られた粒径分布を比較すると、平均粒径 (AMMD)と幾何標準偏差は同程度となっている。このことは、燃料の燃焼度がエアロゾル粒子の粒径分布に及ぼす影響が限定的であることを示唆している。

なお、FPT4では溶融デブリからの低揮発性核種や超ウラン元素の放出に 関する定量的検討を行うことを目的としており、原子炉格納容器は模擬さ れておらず、試験目的の中に原子炉格納容器内粒径分布の調査は含まれて いない。

【粒径分布に関連する主な試験結果】

- ・ FPT0 と FPT1 の粒径分布は対数正規分布によく一致
- ・ FPTO の平均粒径 (AMMD) は、燃料集合体崩壊の最終時点で 2.4μ m (最終的に 3.35μ m で安定)
- ・ FPT1 におけるエアロゾル粒径は 3.5μ m から 4.0μ m の間
- FPT0 と FPT1 の双方の試験の対数正規分布の幾何標準偏差は約 2.0 でほぼ一定
- FPT2 の粒径分布は FPT1 の粒径分布と類似※5 ※6
- ・ FPT3 の平均粒径(AMMD)は、概ね 3μ m であり、幾何標準偏差は 約 1.5^{*6}
- X4 STATE-OF-THE-ART REPORT ON NUCLEAR AEROSOLS (OECD/NEA 2009)
- ★5 Progress of ASTEC validation on fission product release and transport in circuits and containment (The 3rd European Review Meeting on Severe Accident Research (ERMSAR-2008))

★6 Overview of Main Results Concerning the Behaviour of Fission Products and
Structural Materials in the Containment (NUCLEAR ENERGY FOR NEW EUROPE 2011)



第3.2.2.1.1-13図 試験装置の概要

第3.2.2.1.1-10表 主な試験条件

試験 No.	使用燃料と制御棒	プール水 pH	試験概要(ベースケースとの主な差異)
FPT0	▪新燃料 ▪Ag-In-Cd制御棒	pH5	・ベースケース
FPT1	・使用済燃料 ・Ag-In-Cd制御棒	pH5	- 使用済燃料を使用
FPT2	▪使用済燃料 ▪ Ag-In-Cd制御棒	рН9	・使用済燃料を使用 ・プール水のpHを変えた場合
FPT3	▪使用済燃料 ▪ B4C制御棒	рН5	・使用済み燃料を使用 ・B4C制御棒を使用
FPT4	使用済燃料と被覆 管材料を混合した 模擬デブリ	格納容器 内模擬無し	・デブリからの放射性物質の放出を模擬

別紙 33 格納容器ベント実施に伴う現場作業の線量影響について

格納容器ベント実施に伴う現場作業は、放射線環境下での作業となることから、作業の成立性を確認するために各作業場所における線量影響を評価する。

なお,中央制御室又は現場のいずれにおいても同等の操作が可能な場合については,高線量環境が予想される現場での作業線量のみについて記載する。

線量影響の評価に当たっては、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室 及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」(以下「審査 ガイド」という。)を参照した。

1. 想定する作業と作業時間帯,作業エリア

ここでは格納容器ベント実施に伴う作業を評価対象とする。格納容器ベントの実施前及び実施後における作業の作業場所,作業時間帯を第1表及び第1-1図から第2-5図に示す。

各作業の評価時間には、作業場所への往復時間を含めた。なお、各作業の往復時間における被ばく評価に当たっては、移動中における線量率が作業場所 (線源となるよう素フィルタ等の近傍)における線量率よりも小さいことを考慮し、作業場所よりも線量影響が小さい場所にいるものとして評価した。

また、格納容器ベント実施後の作業の被ばく評価に当たっては、各作業を前半(系統構成等)と後半(停止操作等)に分け、前半と後半で緊急時対策要員が交替し作業に当たるものとして評価した。

第1表 格納容器ベント実施前後の作業及び被ばく経路

		<i>i</i>	格納容器ベント実施前の作業	¥ Ř	格納容器ベント実施後の作業			
評価経路	評価内容	二次隔離弁 の開操作	フィルタ装置排水ポン プ水張り	一次隔離弁の開操作	フィルタ装置水位調整	フィルタ装置への薬 液注入	排水ラインの 窒素パージ	ドレンタンク排水
		屋内 (二次格納施設外)	屋外	屋内 (二次格納施設外)	屋外	屋外	屋外	屋外
原子炉格納容器から 原子炉建屋に漏えい する放射性物質	二次格納施設内に浮遊する放射 性物質からのガンマ線による外 部被ばく	0	0	0	0	0	0	0
	放射性雲中の放射性物質からの ガンマ線による外部被ばく			0	0	0	0	0
大気中へ放出される 放射性物質	放射性雲中の放射性物質を吸入 摂取することによる内部被ばく	<u>`</u> <u>*</u> 4	84	ー (大気中の放射性物質 の屋内への流入は無い ものと想定した)	0	0	0	0
	地表面に沈着した放射性物質か らのガンマ線による外部被ばく	*4	%4	0	0	0	0	0
フィルタ及び配管内の放射性物質	格納容器圧力逃がし装置のフィ ルタ装置及びよう素フィルタ並 びに配管内の放射性物質からの ガンマ線による外部被ばく	0	― (屋内の配管中の線源 との間に十分な遮蔽が あるため、影響は軽微 であり無視できる)	0	0	0	0	0
作業開始時間(事象開始後)		4 時間後~ 約 38 時間後	約 36 時間後~ 約 37 時間後	ベント実施時刻 (約38時間後)	W/W ベント時:63 時間後 ^{*1} D/W ベント時:79 時間後 ^{*1}	W/W ベント時: 6 D/W ベント時: 7		168 時間後 以降** ²
評価時間*3 (作業時間及び作業場所への往復時間)		25 分間	85 分間	60 分間	【前半】75 分間 【後半】65 分間	【前半】85 分間 【後半】70 分間	【前半】65 分間 【後半】70 分間	【前半】75 分間 【後半】65 分間

- ※1 スクラバ水の上限水位到達時間の評価結果から、水位調整に要する作業時間に余裕を見込み3時間を差し引き設定
- ※2 ドレンタンク内凝縮水量の評価結果を参照
- ※3 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての1.7で示すタイムチャートを元に整理
- ※4 線源となる放射性物質が無いため評価対象外

2. 想定シナリオ

想定シナリオは以下のとおりとした。

- 発災プラント:6号及び7号炉
- · 想定事象:大破断 LOCA + ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失
- 格納容器ベント時のベントライン:以下の4ケースについて評価*1
 - 6号炉: W/W ベント, 7号炉:代替循環冷却系により事象収束に成功
 - 6 号炉:代替循環冷却系により事象収束に成功,7号炉:W/Wベント
 - 6 号炉: D/W ベント, 7 号炉: 代替循環冷却系により事象収束に成功
 - 6 号炉:代替循環冷却系により事象収束に成功,7号炉:D/Wベント
- ※1 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉においては、原子炉格納容器破損防止対策に係る有効性評価における雰囲気圧力・温度による静的負荷のうち、原子炉格納容器過圧の破損モードにおいて想定している「大破断 LOCA時に非常用炉心冷却系の機能及び全交流動力電源が喪失したシーケンス」においても、格納容器ベントを実施することなく事象を収束することのできる代替循環冷却系を整備している。したがって、仮に 6 号及び 7 号炉において同時に重大事故等が発生したと想定する場合であっても、第一に両号炉において代替循環冷却系を用いて事象を収束することとなる。しかしながら、被ばく評価においては、片方の号炉において代替循環冷却に失敗することも考慮し、当該号炉において格納容器圧力逃がし装置を用いた格納容器ベントを想定する。格納容器ベントに至る事故シーケンスとしては、前述の「大破断 LOCA 時に非常用炉心冷却系の機能及び全交流動力電源が喪失したシーケンス」を選定した。なお、よう素放出量の低減対策として導入した原子炉格納容器内 pH 制御については、その効果に期待しないものとした。

3. 放出放射能量

大気中への放出放射能量は、中央制御室の居住性(重大事故)に係る被ばく評価*¹ と同じ評価方法にて評価した。評価結果を第 2-1 表、主な評価条件を第 2-3 表に示す。

※1 「59-11 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について」の「添付資料 2 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価について」を参 照。

第2-1表 放射性物質の大気中への放出量(7日間積算値)

	停止時炉内内 蔵量	単一号炉当たりの放出放射能量[Bq] (gross 値)			
核種類	[Bq]	格納容器圧力逃がし装置及びよるまるようななない。	格納容器圧力逃がし装置及びたる素フィルクな紹中し		
	(gross 値)	う素フィルタを経由した放出 (W/W ベント時)	びよう素フィルタを経由し た放出(D/W ベント時)		
希ガス類	約 1.6×10 ¹⁹	約 7.6×10 ¹⁸	約 6.5×10 ¹⁸		
よう素類	約 3.4×10 ¹⁹	約 5.7×10 ¹⁵	約 4. 2×10 ¹⁵		
Cs 類	約 1.3×10 ¹⁸	約 3.4×10 ⁹	約 5. 1×10 ¹²		
Te 類	約 9.5×10 ¹⁸	約 2.4×10 ⁹	約 3. 4×10 ¹²		
Ba 類	約 2.9×10 ¹⁹	約 2. 3×10 ⁹	約 3. 4×10 ¹²		
Ru 類	約 2.9×10 ¹⁹	約 3.7×10 ⁸	約 5. 4×10 ¹¹		
La 類	約 6.5×10 ¹⁹	約 6.6×10 ⁷	約 9.6×10 ¹⁰		
Ce 類	約8.9×10 ¹⁹	約 3.0×10 ⁸	約 4. 3×10 ¹¹		

4. 大気拡散評価

大気拡散評価の条件は,評価点及び着目方位を除き,中央制御室の居住性(重 大事故)に係る被ばく評価と同じとした。

放射性物質の大気拡散評価で用いた放出点,評価点並びに評価結果を第2-2表に示す。また、主な評価条件を第2-4表に示す。

なお、評価点は、全方位(16 方位)に対し 10m 刻みで評価点を変更した大気 拡散評価を行った場合に最大の評価結果を与える評価点を選定した。このため、作業エリア全域に対し、第 2-2 表に示す相対濃度及び相対線量を適用すること は保守的な結果を与える。

第 2-2 表 相対濃度 (χ/Q) 及び相対線量 (D/Q)

放出点	評価点	放出点から評価点 までの距離 [km]	相対濃度 (χ/Q) [s/m³]	相対線量 (D/Q) [Gy/Bq]
6 号炉格納容 器圧力逃が し装置配管	屋内及び 屋外の作業 エリア	相対濃度: 0.01km 相対線量: 0.05km	1.0×10^{-3}	7. 4×10^{-18}
7 号炉格納容 器圧力逃が し装置配管	屋内及び 屋外の作業 エリア	相対濃度: 0.01km 相対線量: 0.05km	1.0×10^{-3}	7. 4×10 ⁻¹⁸

5. 評価経路

格納容器ベント実施前においては、二次格納施設内の放射性物質からのガンマ線の影響を受ける。また、格納容器ベント実施後においては、格納容器ベント前の被ばく経路に加え、格納容器ベントに伴い大気中に放出された放射性物質並びに格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置及びよう素フィルタ並びに配管内の放射性物質からのガンマ線の影響を受けることになる。各作業で評価対象とする被ばく経路を第1表に示す。また、被ばく経路の概念図を第3-1図及び第3-2図に示す。

6. 評価方法

- (1)原子炉建屋外での作業
- a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく

原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による実効線量は、原子炉建屋内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、評価点の位置等を踏まえて評価した。直接ガンマ線については、QAD-CGGP2Rコードを用い、スカイシャインガンマ線については、ANISNコード及びG33-GP2Rコードを用いて評価した。

b. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく

放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばくは,事故期間中の 大気中への放射性物質の放出量を基に大気拡散効果を踏まえ評価した。

c. 放射性雲中の放射性物質を吸入摂取することによる被ばく

放射性雲中の放射性物質を吸入摂取することによる内部被ばくは,事故期間 中の大気中への放射性物質の放出量及び大気拡散効果を踏まえ評価した。なお, 評価に当たってはマスクの着用を考慮した。

d. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばくは,事故期間 中の大気中への放射性物質の放出量を基に,大気拡散効果,地表面沈着効果を 踏まえて評価した。

e. フィルタ及び配管内の放射性物質

格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置及びよう素フィルタ並びに配管内の放射性物質による作業エリアでの被ばくは,フィルタ及び配管内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による実効線量を,作業エ

リアの位置,フィルタ及び配管の位置と形状等を考慮し評価した。評価に当たっては、QAD-CGGP2Rコード及びG33-GP2Rコードを用いた。

(2)原子炉建屋内での作業

a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく

原子炉建屋内の作業エリアにおいては、二次格納施設内の放射性物質からのガンマ線による実効線量を、QAD-CGGP2R コードを用いて評価した。原子炉建屋内の積算線源強度は、原子炉建屋外での作業時の評価と同じとした。

b. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく

放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばくは,事故期間中の 大気中への放射性物質の放出量を基に,大気拡散効果と建屋による遮蔽効果を 踏まえて評価した。

c. 原子炉建屋内に取り込まれた放射性物質による被ばく

本評価においては、中央制御室の居住性(重大事故)に係る被ばく評価と同じく原子炉建屋内と外気とのやりとりは無いものと想定し、外気から原子炉建屋内へ放射性物質の取り込みはないものとした。

d. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばくは,事故期間 中の大気中への放射性物質の放出量を基に,大気拡散効果,地表面沈着効果を 踏まえて評価した。

e. フィルタ及び配管内の放射性物質

格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置及びよう素フィルタ並びに配管内の放射性物質による作業エリアでの被ばくは、フィルタ及び配管内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による実効線量を、作業エリアの位置、フィルタ及び配管の位置と形状並びに作業エリアを囲む壁等によるガンマ線の遮蔽効果を考慮し評価した。評価に当たっては、QAD-CGGP2Rコード及びG33-GP2Rコードを用いた。

7. 評価条件

大気中への放出量及び大気拡散評価以外に関する主な評価条件を第 2-5 表 及び第 2-6 表に示す。

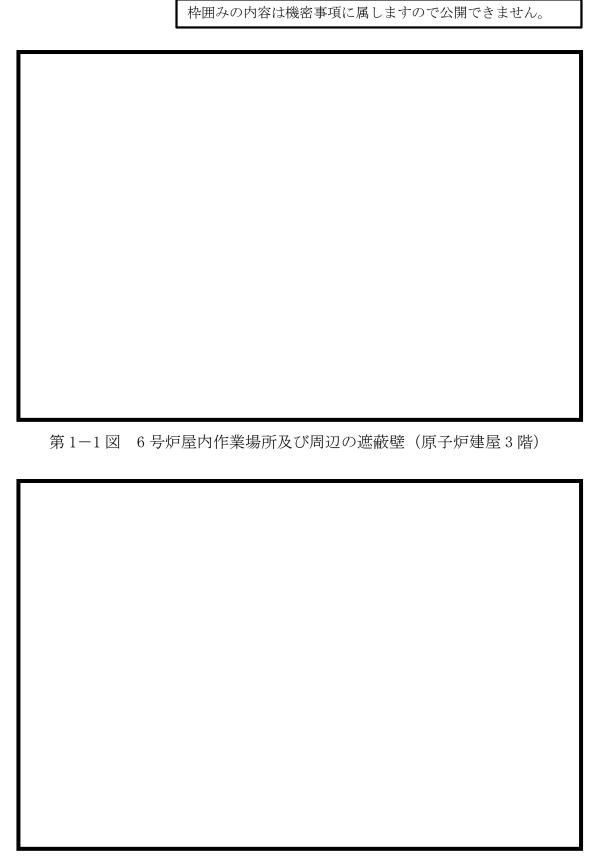
8. 評価結果

格納容器ベント (W/W ベント) の実施前及び実施後における作業時の実効線量率を第3-1 表,第3-2 表に示す。また,格納容器ベント (D/W ベント) の実施前及び実施後における作業時の実効線量率を第4-1 表,第4-2 表に示す。

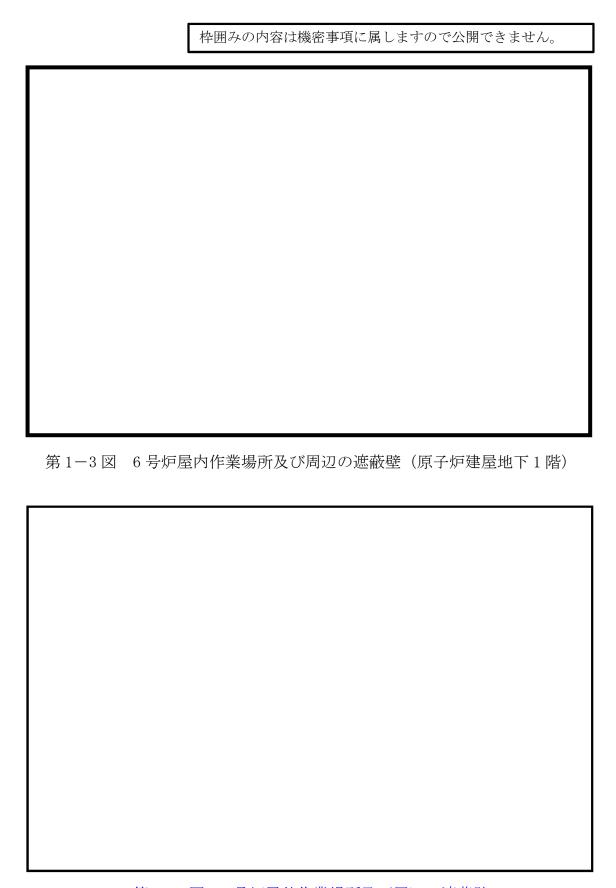
最も被ばく量が大きくなるのは、屋外で行うフィルタ装置への薬液注入であり、6号炉の格納容器ベント実施時で W/W ベント時は約91mSv, D/W ベント時は約90mSv, 7号炉の格納容器ベント実施時で W/W ベント時は約95mSv, D/W ベント時は約94mSv となる。したがって、緊急時作業に係る線量限度100mSv に照らしても、作業可能であることを確認した。

なお,第3-1表~第4-2表の評価結果は,第1表に示す各作業の作業開始時間の範囲のうち,作業線量の評価結果が最も大きくなる時間帯で作業を実施した場合の線量率を記載しており,その他の時間帯における線量影響は前述の評価結果以下となる。したがって,第1表に示す各作業の作業開始時間の範囲においては,いずれの時間帯においても作業可能である。

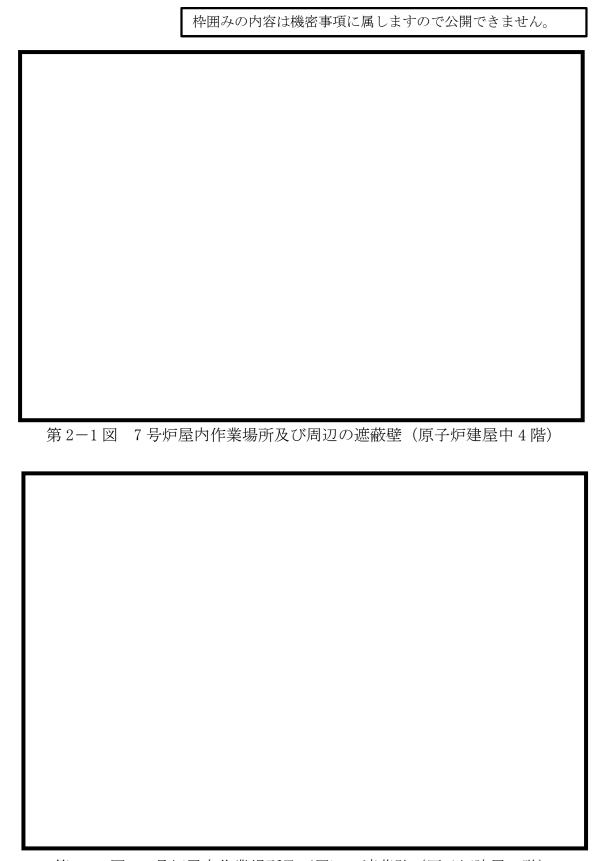
また, 炉心損傷前ベント後に炉心損傷の兆候が見られた場合における隔離弁の閉操作等の作業については, 当該作業に係る被ばく量が, 炉心損傷後の格納容器ベントに伴う作業時の被ばくに包含されるものと考えられるため, 作業可能である。



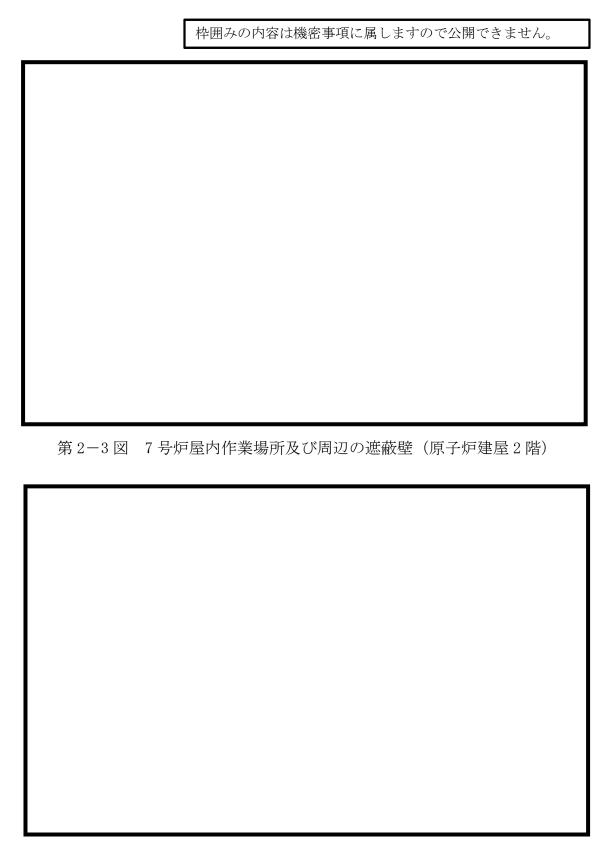
第1-2図 6号炉屋内作業場所及び周辺の遮蔽壁(原子炉建屋2階)



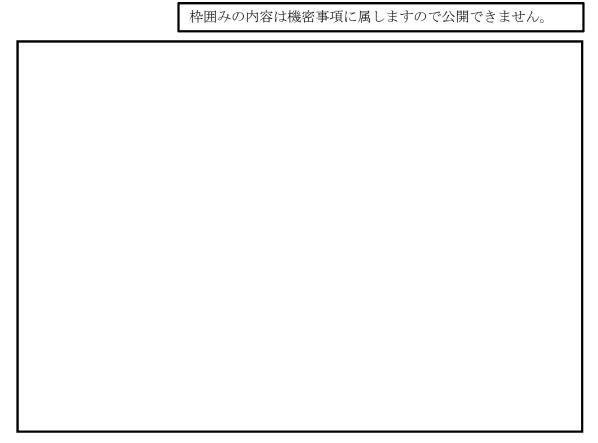
第1-4図 6号炉屋外作業場所及び周辺の遮蔽壁



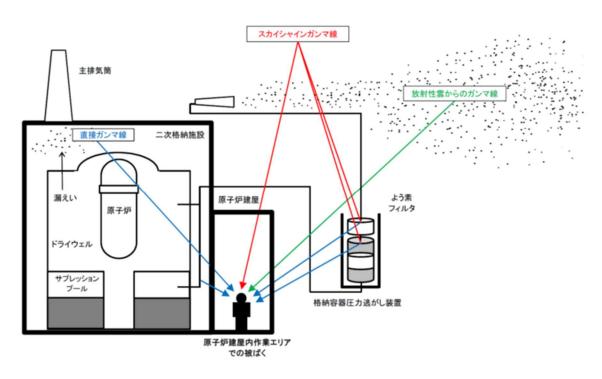
第2-2図 7号炉屋内作業場所及び周辺の遮蔽壁(原子炉建屋4階)



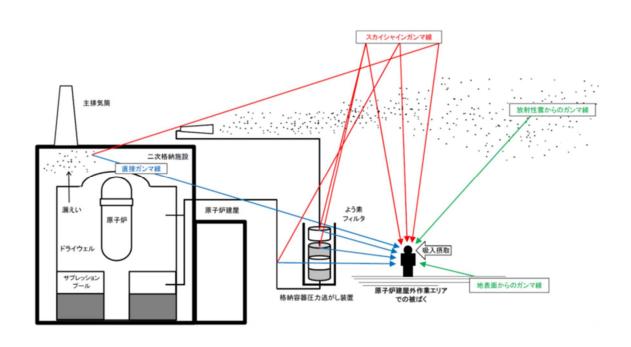
第2-4図 7号炉屋内作業場所及び周辺の遮蔽壁(原子炉建屋地下1階)



第2-5図 7号炉屋外作業場所及び遮蔽壁



第3-1図 被ばく経路概念図(原子炉建屋内)



第3-2図 被ばく経路概念図(原子炉建屋外)

第2-3表 大気中への放出放射能量評価条件(1/3)

第2-3表 大気中への放出放射能量評価条件(1/3)					
項目	評価条件	選定理由			
炉心熱出力	3926MW	定格熱出力			
運転時間	1 サイクル: 10000h (416 日) 2 サイクル: 20000h 3 サイクル: 30000h 4 サイクル: 40000h 5 サイクル: 50000h	1 サイクル 13 ヶ月 (395 日) を考慮して,燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定			
取替炉心の燃料装 荷割合	1 サイクル: 0.229 (200 体) 2 サイクル: 0.229 (200 体) 3 サイクル: 0.229 (200 体) 4 サイクル: 0.229 (200 体) 5 サイクル: 0.084 (72 体)	取替炉心の燃料装荷割合に基づ き設定			
放出開始時刻	原子炉格納容器漏えい: 事象発生直後 格納容器ベント: 約38時間後	MAAP 解析に基づく			
原子炉格納容器内 pH 制御の効果	未考慮	原子炉格納容器内 pH 制御設備 は,重大事故等対処設備と位置付 けていないため考慮しない			
原子炉圧力容器から格納容器に放出 されるよう素の形態	粒子状よう素:5% 無機よう素:91% 有機よう素:4%	原子炉格納容器内 pH 制御の効果 に期待しないため,R. G. 1. 195 に基づき設定			
原子炉格納容器から原子炉建屋への 漏えい率	以下のとおり、開口面積を原子 炉格納容器圧力に応じ設定。 MAAP解析上で、原子炉格納容器 圧力に応じ漏えい率が変化す るものとした。 【開口面積】 1Pd以下: 0.9Pdで0.4%/day、 1~2Pd: 2.0Pdで1.3%/day に相当する開口面積	原子炉格納容器の設計漏えい率 (0.9Pd で 0.4%/day)及び AEC 式 に基づき設定			
原子炉格納容器の 漏えい孔における 捕集係数	希ガス:1 無機よう素:1 有機よう素:1 粒子状物質:450	粒子状物質に対しては,原子炉格 納容器の漏えい孔での捕集効果 を考慮			

第2-3表 大気中への放出放射能量評価条件(2/3)

-	第 2 一 3 表		
項		評価条件	選定理由
原子炉格納 エアロゾル	容器内での の除去効果	MAAP 解析に基づく	_
原子炉格納容器内での 有機よう素の除去効果		考慮しない	保守的に考慮しないもの とした
原子炉格納容器内での無機よう素の沈着による除去係数		無機よう素:2	「発電用軽水型原子炉の 安全評価に関する審査指 針」(平成2年8月30日 原子力安全委員会決定一 部改訂平成13年3月29日原子力安全委員会)を 参照
バでのスク	ョン・チェン ラビングに う素の除去	無機よう素:10	Standard Review Plan6.5.5に基づき設定
	ルスプレイ よう素の除	無機よう素:100	CSE 試験に基づき設定
	格納容器 ベント (W/Wベント)を想定 する場合	炉内内蔵量に対して, 希ガス類:約9.4×10 ⁻¹ よう素類:約3.1×10 ⁻² Cs類:約8.8×10 ⁻⁷ Te類:約1.8×10 ⁻⁷ Ba類:約7.1×10 ⁻⁸ Ru類:約8.8×10 ⁻⁹ La類:約7.1×10 ⁻¹⁰ Ce類:約1.8×10 ⁻⁹	
原納らラの合格かトへ割	格納容器 ベント (D/Wベント)を想定 する場合	炉内内蔵量に対して, 希ガス類:約8.1×10 ⁻¹ よう素類:約3.4×10 ⁻² Cs 類:約3.9×10 ⁻³	MAAP 解析結果及び NUREG- 1465 の知見に基づき設 定。よう素類について は、よう素の化学形態に 応じた原子炉格納容器内 での除去のされかたの違 いを考慮。
	代冷用象すをる循系で収こ定合	ベントラインへの流入割合はゼロ	

第2-3表 大気中への放出放射能量評価条件 (3/3)

別12 0式 八八 ジルス川北里川 画木川 (0/0)					
項目	評価条件	選定理由			
原子炉建屋から大気中 への漏えい	考慮しない	原子炉格納容器から漏えい した水蒸気は原子炉建屋内 で凝縮するため、原子炉建 屋空間部が過度に加圧され ることはないと考えられ る。また、原子炉建屋の換 気空調系を停止しているた め、外気との空気のやり取 りがないものと想定した。			
格納容器圧力逃がし装 置の除去係数	希ガス:1 有機よう素:1 無機よう素:1,000 粒子状放射性物質:1,000	設計値			
よう素フィルタによる 除去係数	希ガス:1 粒子状放射性物質:1 無機よう素:1 有機よう素:50	— 設計値			

第2-4表 放射性物質の大気拡散評価条件

項目	評価条件	選定理由
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドを参照
気象データ	柏崎刈羽原子力発電所における 1 年間の気象データ (1985年10月~1986年9月)	建屋影響を受ける大気拡散評価を 行うため保守的に地上風(地上約 10m)の気象データを使用 審査ガイドに示された通り,発電 所において観測された1年間の気 象データを使用
実効放出継続時間	1 時間	保守的に1時間と設定
放出源及び 放出源高さ	【6号炉】 6号炉格納容器圧力逃がし 装置配管:地上40.4m 【7号炉】 7号炉格納容器圧力逃がし 装置配管:地上39.7m	実高さを参照。 なお、放出エネルギーによる影響 は未考慮。
累積出現頻度	小さい方から累積して97%	審査ガイドを参照
建屋巻き込み	考慮する	放出点から近距離の建屋の影響を 受けるため、建屋による巻き込み 現象を考慮
巻き込みを生じる代 表建屋	6 号炉原子炉建屋 及び 7 号炉原子炉建屋	放出源であり、巻き込みの影響が 最も大きい建屋として設定
放射性物質濃度 の評価点	全方位(16 方位)に対し, 放出点からの距離を 10m 刻 みで変更した大気拡散評価 を行い,最大の評価結果を 与える方位及び距離を選定	大気拡散評価の評価結果が,作業 エリア全域に適用可能となるよう 保守的に設定
着目方位	全方位	大気拡散評価の評価結果が作業エ リア全域に適用可能となるよう保 守的に設定
建屋投影面積	$1931\mathrm{m}^2$	審査ガイドに示された評価方法を 参照し設定。風向に垂直な投影面 積のうち最も小さいもの。
形状係数	1/2	審査ガイドに示された評価方法を 参照し設定

第2-5表 線量換算係数及び地表面への沈着速度等

	弗 2-5 衣 - 椒重換昇係 級 及	
項目	評価条件	選定理由
線量換算係 数	成人実効線量換算係数使用(主な核種を以下に示す) I-131:2.0×10 ⁻⁸ Sv/Bq I-132:3.1×10 ⁻¹⁰ Sv/Bq I-133:4.0×10 ⁻⁹ Sv/Bq I-134:1.5×10 ⁻¹⁰ Sv/Bq I-135:9.2×10 ⁻¹⁰ Sv/Bq Cs-134:2.0×10 ⁻⁸ Sv/Bq Cs-136:2.8×10 ⁻⁹ Sv/Bq Cs-137:3.9×10 ⁻⁸ Sv/Bq 上述の核種以外の核種は ICRP Publication71 及び ICRP Publication72 に基づく	ICRP Publication71 及び ICRP Publication72 に基づく
呼吸率	$1.2 \mathrm{m}^3/\mathrm{h}$	ICRP Publication71 に基づく成人活動時の呼吸率を設定
地表への沈 着速度	エアロゾル:1.2cm/s 無機よう素:1.2cm/s 有機よう素:沈着無し 希ガス:沈着無し	線量目標値評価指針(降水時における沈着率は乾燥時の $2\sim3$ 倍大きい)を参考に、湿性沈着を考慮して乾性沈着速度 (0.3cm/s) の 4 倍を設定。乾性沈着速度は $NUREG/CR-4551$ Vol. 2^{*1} より設定。
	【配管内】 希ガス:0% 有機よう素:0% 無機よう素:10%/100m 粒子状物質:10%/100m	NUREG/CR-4551 を参照し, 付着量を設定する主要なパラメータとして沈着速度に着目して, 配管内面への沈着割合を設定(別紙 20 参照)
配管内,力の将便の一般では一次では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一個では一般では一個では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般	【フィルタ装置】 希ガス:0% 有機よう素:0% 無機よう素:100% 粒子状物質:100% 【よう素フィルタ】 希ガス:0% 有機よう素:100% 無機よう素:0% 粒子状物質:0%	フィルタ内の線源強度を保守的に見積もるために、設計上フィルタで除去できる放射性物質については、フィルタに流入する全量が付着するものとした。なお、フィルタへの流入量の評価に当たっては、配管内への付着による放射性物質の除去効果を考慮しないものとした。
遮蔽	第1-1図~第2-5図のとおり	遮蔽厚さは設計値に基づき設定
*1 NURFG/C	D 4551 V-1 9 "F1+	evere Accident Risks: Quantification

^{*1} NUREG/CR-4551 Vol.2 "Evaluation of Severe Accident Risks: Quantification Major Input Parameters"

第2-6表 防護措置

項目	評価条件	選定理由
マスクによる除染係数	50	着用を考慮し,期待できる除染係数として設定した
安定よう素剤	考慮しない	保守的に考慮しないものとした
防護服	考慮しない	同上

第3-1表 6号炉の格納容器ベント (W/W ベント) 実施に伴う被ばく評価結果 (単位:mSv)

	評価内容	†	各納容器ベント実施前の作業			格納容器ベント実施後の作業			
評価経路		二次隔離弁の開操作**1	フィルタ装置排水ポンプ 水張り	一次隔離弁の開操作(S/C 側)	フィルタ装置水位 調整 ^{※2}	フィルタ装置への薬液 注入*** ²	排水ラインの 窒素パージ* ^{1*2}	ドレンタンク 排水 ^{*1*2}	
		屋内 (二次格納施設外)	屋外	屋内 (二次格納施設外)	屋外	屋外	屋外	屋外	
原子炉格納容器から原子炉建屋に漏 えいする放射性物 質	二次格納施設内に浮遊 する放射性物質からの ガンマ線による外部被 ばく	約 1. 5×10 ¹	約 6. 0×10°	約 5.5×10°	約 3. 4×10°	約 4.0×10°	約 3.1×10°	約 2. 5×10°	
	放射性雲中の放射性物 質からのガンマ線によ る外部被ばく	<u>_</u> #3	#3	0.1以下	約 2.8×10°	約 3.2×10°	約 2.6×10°	約 6. 9×10 ⁻¹	
大気中へ放出され る放射性物質	放射性雲中の放射性物質を吸入摂取することによる内部被ばく	<u>*</u> *3	<u>*</u> *3	ー (大気中の放射性物質の 屋内への流入は無いもの と想定した)	約 1.0×10°	約 1.1×10°	約 1.0×10°	0.1以下	
	地表面に沈着した放射 性物質からのガンマ線 による外部被ばく	<u></u> 举3	¥3	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
フィルタ及び配管 内の放射性物質	格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置及びよう素フィルタ並びに配管内の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく	0.1以下	ー (屋内の配管中の線源と の間に十分な遮蔽がある ため、影響は軽微であり 無視できる)	約 7.1×10°	約 7.0×10 ¹	約 8. 3×10¹	約 5. 6×10 ¹	約 3. 3×10 ¹	
作業線量		約 15mSv	約 6.0mSv	約 13mSv	約77mSv	約 91mSv	約 63mSv	約 36mSv	

※1 作業線量の評価結果が最も大きくなる時間帯で作業を実施した場合の被ばく量を記載 ※2 前半と後半の作業で、評価結果がより大きくなる方の被ばく量を記載 ※3 線源となる放射性物質が無いため評価対象外

第3-2表 7号炉の格納容器ベント(W/Wベント)実施に伴う被ばく評価結果

(単位:mSv)

評価経路	評価内容	格納容器ベント実施前の作業			格納容器ベント実施後の作業			
		二次隔離弁の開操作 ^{※1}	フィルタ装置排水ポンプ 水張り	一次隔離弁の開操作(S/C 側)	フィルタ装置水位調 整 ^{※2}	フィルタ装置への薬液 注入*** ²	排水ラインの 窒素パージ* ^{1*2}	ドレンタンク 排水 ^{*1*2}
		屋内 (二次格納施設外)	屋外	屋内 (二次格納施設外)	屋外	屋外	屋外	屋外
原子炉格納容器から 原子炉建屋に漏えい する放射性物質	二次格納施設内に浮遊す る放射性物質からのガン マ線による外部被ばく	約 1.5×10 ¹	約 6.5×10°	約 5.5×10°	約 3.9×10°	約 4.4×10°	約 3.7×10°	約 2.8×10°
大気中へ放出される 放射性物質	放射性雲中の放射性物質 からのガンマ線による外 部被ばく	<u></u> #3		0.1以下	約 2.8×10°	約 3.2×10°	約 2.6×10°	約 6. 9×10 ⁻¹
	放射性雲中の放射性物質 を吸入摂取することによ る内部被ばく	<u>*</u> #3	<u>*</u> #3	- (大気中の放射性物質の 屋内への流入は無いもの と想定した)	約 1.0×10°	約 1.1×10°	約 1.0×10°	0.1以下
	地表面に沈着した放射性 物質からのガンマ線によ る外部被ばく	<u>*</u> *3		0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
フィルタ及び配管内 の放射性物質	格納容器圧力逃がし装置 のフィルタ装置及びよう 素フィルタ並びに配管内 の放射性物質からのガン マ線による外部被ばく	0.1以下	ー (屋内の配管中の線源と の間に十分な遮蔽がある ため、影響は軽微であり 無視できる)	0.1以下	約 7.2×10¹	約 8.6×10 ¹	約 5. 9×10 ¹	約 3. 4×10¹
作業線量		約 15mSv	約 6.5mSv	約 5. 5mSv	80mSv	約 95mSv	約 66mSv	約 38mSv

※1 作業線量の評価結果が最も大きくなる時間帯で作業を実施した場合の被ばく量を記載 ※2 前半と後半の作業で、評価結果がより大きくなる方の被ばく量を記載 ※3 線源となる放射性物質が無いため評価対象外

第4-1表 6号炉の格納容器ベント (D/W ベント) 実施に伴う被ばく評価結果

格納容器ベント実施前の作業 格納容器ベント実施後の作業 フィルタ装置排水ポンプ 一次隔離弁の開操作 (D/W フィルタ装置水位調 フィルタ装置への薬液 排水ラインの ドレンタンク 二次隔離弁の開操作*1 評価経路 評価内容 水張り 整※2 注入**1**2 窒素パージ*1*2 排水※1※2 屋内 屋内 屋外 屋外 屋外 屋外 屋外 (二次格納施設外) (二次格納施設外) 原子炉格納容器か 二次格納施設内に浮遊する ら原子炉建屋に漏 放射性物質からのガンマ線 約 1.3×10¹ 約 6.1×10° 約 5.8×10° 約 2.9×10° 約3.3×10° 約 2.6×10° 約 2.5×10° えいする放射性物 による外部被ばく 質 放射性雲中の放射性物質か らのガンマ線による外部被 0.1以下 約 6.0×10° 約 6.7×10° 約 5.3×10° 約 7.6×10⁻¹ ばく 放射性雲中の放射性物質を (大気中の放射性物質の 大気中へ放出され 吸入摂取することによる内 ___**%**3 約 2.9×10° 約3.3×10° 約 2.8×10° 約 6.5×10⁻¹ 屋内への流入は無いもの る放射性物質 部被ばく と想定した) 地表面に沈着した放射性物 質からのガンマ線による外 0.1以下 約 4.9×10⁻¹ 約 5.6×10⁻¹ 約 4.6×10⁻¹ 約 4. 9×10⁻¹ 部被ばく 格納容器圧力逃がし装置の フィルタ装置及びよう素フ (屋内の配管中の線源と フィルタ及び配管 ィルタ並びに配管内の放射 0.1以下 の間に十分な遮蔽がある 0.1以下 約 6.4×101 約 7.6×101 約 5.2×10¹ 約 4.0×101 内の放射性物質 性物質からのガンマ線によ ため,影響は軽微であり る外部被ばく 無視できる) 作業線量 約 13mSv 約 6.1mSv 約 5.8mSv 約77mSv 約 90mSv 約 64mSv 約 44mSv

> ※1 作業線量の評価結果が最も大きくなる時間帯で作業を実施した場合の被ばく量を記載 ※2 前半と後半の作業で、評価結果がより大きくなる方の被ばく量を記載 ※3 線源となる放射性物質が無いため評価対象外

(単位:mSv)

第4-2表 7号炉の格納容器ベント (D/W ベント) 実施に伴う被ばく評価結果

(単位:mSv)

評価経路	評価内容	格納容器ベント実施前の作業			格納容器ベント実施後の作業			
		二次隔離弁の開操作**1	フィルタ装置排水ポンプ 水張り	一次隔離弁の開操作(D/W 側)	フィルタ装置水位調 整 ^{※2}	フィルタ装置への薬液 注入* 1*2	排水ラインの 窒素パージ* ^{1*2}	ドレンタンク 排水 ^{※1※2}
		屋内 (二次格納施設外)	屋外	屋内 (二次格納施設外)	屋外	屋外	屋外	屋外
原子炉格納容器から原子炉建屋に漏 えいする放射性物 質	二次格納施設内に浮遊する 放射性物質からのガンマ線 による外部被ばく	約 1. 3×10 ¹	約 6.6×10°	約 5.8×10°	約 3. 3×10°	約 3.7×10°	約 3.1×10°	約 2.9×10º
大気中へ放出され る放射性物質	放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被 ばく	<u>*</u> 3	<u>*</u> *3	0.1以下	約 6.0×10°	約 6.7×10°	約 5.3×10°	約 7.6×10 ⁻¹
	放射性雲中の放射性物質を 吸入摂取することによる内 部被ばく	<u>*</u> *3	<u>*</u> *3	ー (大気中の放射性物質の 屋内への流入は無いもの と想定した)	約 2.9×10º	約 3.3×10°	約 2.8×10°	約 6.5×10 ⁻¹
	地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外 部被ばく	<u>*</u> 3	#3	0.1以下	約 4. 9×10 ⁻¹	約 5. 6×10 ⁻¹	約 4. 6×10 ⁻¹	約 4. 9×10 ⁻¹
フィルタ及び配管 内の放射性物質	格納容器圧力逃がし装置の フィルタ装置及びよう素フ ィルタ並びに配管内の放射 性物質からのガンマ線によ る外部被ばく	0.1以下	ー (屋内の配管中の線源と の間に十分な遮蔽がある ため、影響は軽微であり 無視できる)	約 2.5×10°	約 6. 7×10 ¹	約 7.9×10 ¹	約 5. 5×10 ¹	約 4. 2×10 ¹
作業線量		約 13mSv	約 6.6mSv	約8.3mSv 亚年注目が見ませき	約 80mSv	約 94mSv	約 67mSv	約 46mSv

※1 作業線量の評価結果が最も大きくなる時間帯で作業を実施した場合の被ばく量を記載 ※2 前半と後半の作業で、評価結果がより大きくなる方の被ばく量を記載 ※3 線源となる放射性物質が無いため評価対象外

1.原子炉格納容器ベント操作前の準備

炉心損傷後の原子炉格納容器ベント操作が必要になる圧力に到達する前に、準備操作と して格納容器一次隔離弁を除くすべての操作を完了させておく必要がある。

そのため、格納容器圧力を継続監視し、その傾向から 620kPa[gage]に到達する時間を予測するとともに、炉心損傷を判断した以降、事故の収束、事故の進展抑制のための一連の対応操作を実施した後、ベントの準備操作を開始する。

原子炉格納容器過圧破損防止のための原子炉格納容器ベントの手順着手の判断基準は、 以下のとおりとする。

「炉心損傷を判断した場合 1 において、事故の収束、事故の進展抑制のための一連の対応操作を実施した後。」

1:格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)で原子炉格納容器内の 線線量率が、 設計基準事故相当の 線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気 放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300 以上 を確認した場合。

2. 原子炉格納容器ベント操作のための現場移動

炉心損傷後の原子炉格納容器ベント判断を実施した際は速やかに原子炉格納容器ベントを実施する必要がある。炉心損傷後の原子炉格納容器ベントは、格納容器一次隔離弁を遠隔手動操作により開操作することとしているため、原子炉格納容器ベント判断後に現場操作場所まで移動するのではなく、原子炉格納容器ベント判断時には現場操作場所付近で待機し速やかに遠隔手動操作する必要がある。

そのため、下記の移動開始条件を設定する。

「設備故障等により

格納容器スプレイによる除熱が実施できない場合において「1.5Pd」を超えた場合」・・・・

又は

「サプレッションチェンバプール水位制限により, 格納容器スプレイによる除熱が実施できない場合において 「1.5Pd」を超えた場合」・・・

は、原子炉注水と格納容器スプレイを並行して実施可能な場合に、「1.5Pd」で格納容器 スプレイを実施する基準値であり、この値を超えた場合は格納容器スプレイ系を復旧でき ない限り原子炉格納容器ベントに至ることは明白となる。そのため、現場操作場所への移動 を開始し格納容器ベントに備える。

は、 と同様に格納容器スプレイが実施できない状況であることから、原子炉格納容器 ベントに至ることは明白であり、現場操作場所への移動を開始し格納容器ベントに備える。

現場移動に要する時間は「10分間」を見積もり、アクセスルートの評価と同様に「1.5倍」の保守性を持たせてもベント判断までの時間に包含される必要がある。

3.格納容器ベント実施

炉心損傷後の原子炉格納容器ベントは、移動時間及び弁操作の時間遅れを考慮しても「2Pd」に到達することなく実施する必要がある。「2.原子炉格納容器ベント操作のための現場移動」にて、操作場所への移動が完了していることから、遠隔手動操作による格納容器 一次隔離弁の開操作時間を考慮して実施する。

この場合、格納容器一次隔離弁を「全開」位置に操作するまでの時間を考慮する場合と、 格納容器一次隔離弁の弁開度が格納容器圧力の上昇を抑制できる開度までの操作時間の二 つを確認する必要がある。

格納容器一次隔離弁を全開まで操作する時間は、訓練実績等から「21分」としている(技術的能力「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」より)。

また、格納容器圧力上昇抑制に必要な開度は「14.3%」であり、上記実績時間から「約3分」と想定される(格納容器内で発生する水蒸気量と等しくなるベントガス流量を確保できる格納容器一次隔離弁の開度)。

それぞれの時間を、有効性評価「格納容器過圧・過温破損」シナリオの解析結果に当ては めて原子炉格納容器ベント実施タイミングを計ると以下の通りとなる。

基準等	基準等格納容器圧力		備考	
格納容器限界圧力	2Pd (0.62MPa[gage])	約 38 時間後 (約 38.15 時間後)		
弁開度「14.3%」 操作時間「約3分」	1.92Pd (0.597MPa[gage])	約 38 時間後 (約 38.1 時間後)	解析上の限界圧力到達時間から操作時間を引いた時間の格納容器圧力	
1.9Pd	1.9Pd (0.589MPa[gage])	約 38 時間後 (約 38.07 時間後)		
弁開度「100%」 操作時間「21分」	1.73Pd (0.536MPa[gage])	約 38 時間後 (約 37.8 時間後)	解析上の限界圧力到達時間から操作時間を引いた時間の格納容器圧力	
1.5Pd(0.465MPa[gage]) 現場移動開始判断 & W/W制限水位		約 38 時間後 (約 37.5 時間後)	・約 37.5 時間後に制限水位到達 ・1.5Pd は「約 34.5 時間」以降到達 している	

表の時間下の「()」は、解析上デジタル値

上記により、格納容器圧力「1.92Pd(0.597MPa[gage])」までに格納容器一次隔離弁の開操作を開始することで格納容器圧力上昇を抑制し、「2Pd」に到達することなく原子炉格納容器ベントを実施できる。

以上により、原子炉格納容器ベントを実施する判断は、格納容器圧力が「1.9Pd(0.589MPa[gage])」到達時とすることができる。

また、格納容器スプレイによる除熱ができない場合であるため、現場移動の開始条件と同じプラント条件として、「設備故障等による格納容器スプレイ不可」又は「S/C制限水位到達による格納容器スプレイ不可」が加わることになる。

現場移動開始判断から原子炉格納容器ベント判断までの時間は「約30分」あり、現場移動に要する時間(15分)は包含されている。

4. 重大事故対処中に設備故障が発生した場合

格納容器圧力が比較的高い状態において、格納容器スプレイ機能喪失を想定した場合、「2Pd」までの余裕時間が少ないが、この状態でも「2Pd」を超えることなく原子炉格納容器ベントを実施する必要がある。操作場所への移動時間及び操作時間の遅れによる「2Pd」到達を回避するためには、中央制御室からの遠隔操作手段を確保しておく必要がある。

操作場所への移動中または現場での遠隔操作前に格納容器圧力が「1.9Pd」に到達した場合は、中央制御室からの遠隔操作により格納容器一次隔離弁を「全開」とし、原子炉格納容器ベントを実施する。中央制御室からの遠隔操作後、現場での遠隔操作により格納容器一次隔離弁を開保持させる。

中央制御室からの遠隔操作を確保するためには、電源と駆動源を確保する必要がある。格納容器一次隔離弁の電源は「AM 用直流電源」から供給されており、非常用交流電源またはAM 用蓄電池から供給されており重大事故時においても期待することができる設備である。駆動源は、通常時は計装用空気圧縮系から供給されているが重大事故時において期待することができないため、格納容器一次隔離弁専用の空気ボンベにより駆動源を確保することができる。中央制御室からの遠隔操作確保を、原子炉格納容器ベント準備操作として実施することにより、重大事故対処中の設備故障に対応した原子炉格納容器ベント操作が可能となる。

5. その他の原子炉格納容器ベント判断基準について

原子炉格納容器ベントを実施する判断基準は、原子炉格納容器過圧破損防止を目的とした格納容器圧力による判断の他、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止を目的とした格納容器内の酸素濃度による判断、及び格納容器からの異常漏えいの抑制を目的とした原子炉建屋オペレーティングフロアの天井付近の水素濃度による判断がある。

現状、原子炉建屋オペレーティングフロアの天井付近の水素濃度による判断基準は、PARの動作状況に応じて設定しているが、設定間隔が狭いことから更なる改善を検討している。

PAR 不動作時:原子炉建屋の水素濃度 2.5vol%

PAR 動作時 : 原子炉建屋の水素濃度 3.0vol%

以上

補足 1 「格納容器過圧・過温破損」シナリオにおける格納容器圧力推移

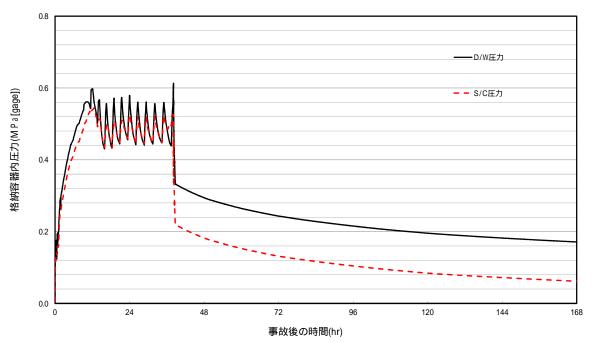


図-1 「格納容器過圧・過温破損」シナリオ(0~168時間)

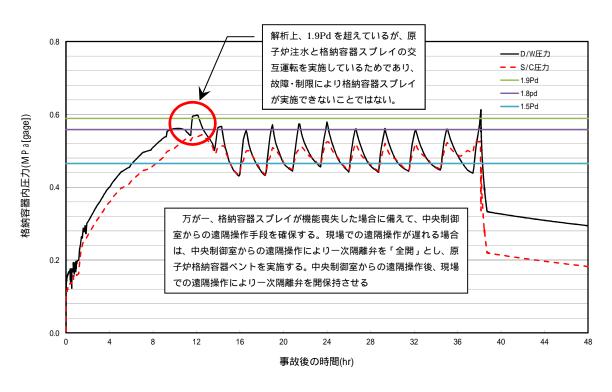


図 - 2 「格納容器過圧・過温破損」シナリオ(0~48時間)

補足 2

「格納容器過圧・過温破損」シナリオにおいて原子炉注水と格納容器スプレイの並行操作 を想定した場合

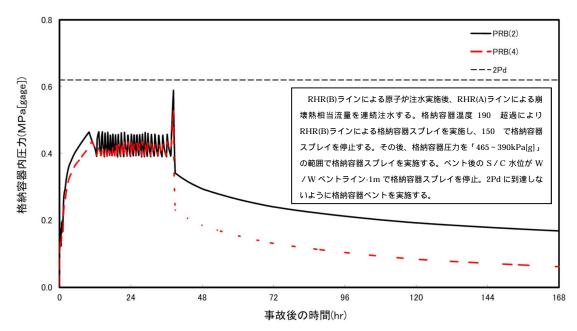


図 - 3 交互操作を実施しない場合

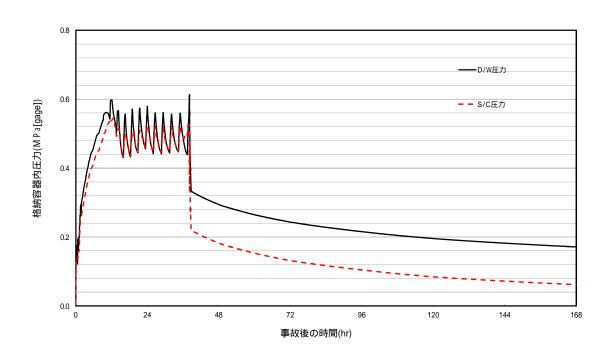


図 - 4 交互操作を実施する場合